

一年金ヲ受クヘキ者(退職及傷病者并寡婦孤兒ハ別紙第一二號書式ノ願書ニ其郡區町村長ノ與印ヲ受ケ(他管下ノモノハ本管廳ヲ經テ)當廳へ出願スヘシ

二一時給助金ヲ受クル者(祖父母父母兄弟姉妹并孤兒滿二十歲以上癡篤疾者)ハ別紙第三四號書式ノ願書ニ親屬二名(親屬ナキトキハ其事由ヲ記スヘシ)ノ連書ヲ以テ其郡區町村長ノ與印ヲ受ケ(他管下ノモノハ本管廳ヲ經テ)當廳へ出願スヘシ

三療治料ヲ請求スル者ハ月末毎ニ其日數ト金額トヲ願書ニ詳記シ主治醫ノ藥價表ヲ添へ巡查ハ所轄警察署長看守ハ所轄監獄官ヲ經テ當廳へ差出スヘシ

第二條 本例ニ依リ年金ヲ受クヘキ者ニハ第五號書式証票ヲ附與スヘシ但証票下付以前死亡ノ者ハ別ニ証票ヲ與ヘス

第三條 年金ハ年兩度九月三月ニ當廳他管下ノモノハ本人所在ノ管廳ニ於テ半額宛テ下付スルモノトス

但受給者ハ第六號書式金額領收証ニ所在區町村長ノ與印ヲ受ケ証票ヲ添へ差出スヘシ尤モ代理人ヲ差出ストキハ委任狀ヲ持參セシムヘシ

第四條 年金ヲ受クル者本例第八條第九條ノ各項ニ該ルカ又ハ轉籍死亡再緣等戶籍上異動アルトキハ所在郡區戶長ノ與印ヲ受ケタル書面ヲ以テ他

管下ノモノハ其管廳ヲ經テ當廳へ届出ツヘシ

但本例第八條第一項ニ該ルカ若クハ死亡再緣等ニ係リ給助ヲ受クルノ權理消滅シタル時ハ該届出ニ年金証票ヲ添へ之ヲ返納スヘシ

第五條 職務ノ爲負傷シタルモノ及ヒ負傷後若クハ傳染病ニ罹リ死亡シタル者ノ證明ハ巡查ハ警察署看守ハ監獄醫若シハ公立病院長ノ診斷ニ限ルモノトス尤傳染病ニ罹ルモノ急遽ノ場合ニ在テハ主治醫ノ診斷書巡查ハ警察署醫看守ハ監獄醫ノ檢印ヲ受ケ差出スヘシ

但他府縣ニ於テ負傷ニ原因シ死亡ニ係ルモノ或ハ孤兒滿二十歲以上ニシテ癡篤疾者ノ證明ハ其最寄公立病院長又ハ開業醫ノ診斷書ヲ以テ差出スヘシ

第壹號 (用紙美濃紙)

退職給助願書

私儀滿何年周勤續(或ハ今般負傷候處何等傷ニ策定相成)候ニ付テハ相當ノ給助金下賜度(或ハ別紙診斷書相添)此段奉願候也

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地族籍

元何々詰巡查又ハ看守

年號月日

何 某 印

何年何月生

知事宛

右當郡區内本籍之者ニ相違無之候也

年月日

何(町村)戸長

何

某印

何(郡區)長

何

某印

第貳號

(用紙美濃紙)

寡婦
孤兒給助願書

私(夫又ハ實養父)(巡查看守)何某何々ノ爲メ何年何月何日死没候ニ付テハ
相當ノ給助金下賜度別紙死亡診斷書及戶籍書相添此段奉願候也

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地族籍

右何某(寡婦)(孤兒)

年號月日

何

某印

何年何月生

全族籍

親屬 何

某印

全全

全 何

某印

知事宛

右當(郡區)内本籍ノ者ニ相違無之候也

年號月日

何(町村)戸長

何

某印

何(郡區)長

何

某印

第三號

(用紙美濃紙)

死亡給助願

今般(巡查看守)何某職務ノ爲メ(或ハ負傷後何年何月何日死亡候處私共儀從
來死者ニ因リ生計相營ミ罷在候ニ付テハ相當ノ御給助被成下度別紙死亡診
斷書及戶籍書相添親屬運署ヲ以テ此段奉願候也

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地族籍

故(巡查看守)何某祖父母父母又
兄弟姉妹

何

某印

全族籍

親屬 何

某印

全全

全 何

某印

年號月日

知事宛

右當(郡區)内本籍之者ニシテ巡查看守給助例第八條第九條ニ該ラサル者ニ候也

何(町村)戸長

何(郡區)長

某印

何 某印

第二第三號戶籍式

(用紙美濃紙)

族籍	華士族 平民	姓	何
戶主 三男 或ハ別居(養實)子	何年何月何日相續	名	何 某 明治何年何月何年何月
誕生年月日	年號何年何月何日生		
本籍住所	何府何郡何町何番地 或ハ何某 何縣何區何村何方同居		
寄留住所	全		
父母	某 年號(干支)何年何月何日生		
養母	全		
養父	全		

右當(郡區)内戶籍簿之通相違無之候也

祖	父母	全全
妻	某 何(府縣)何(郡區)何(町村)族籍何某何女何年何月何日入籍 年號(干支)年月日生 同婚姻	全全
嗣子	某 年號何月何日生	
次男	某全	
次女	某全	
兄弟	全全	
姊妹	全全	

年月日

何(町村)戸長

何

某印

何(郡區)長

何

某印

第四號

(用紙美濃紙)

癡篤疾給助願

明治何年何月ヨリ御給助相受テ罷在候處本月ヲ以テ滿二十歳ニ相至候得共從來癡(篤)疾ニ有之候間相當ノ御給助被成下度別紙醫員診斷書相添此段奉願候也

私儀

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地族籍

故(巡查看守)何某長(男女)

年月日

何 某印

何年何月生

全族籍

親屬 何 某印

全 何 某印

全 何 某印

知事宛

右當(郡區)内本籍之者ニ相違無之候也

何(町村)戸長

何 某印

何(郡區)長 某印

第五號

何(府縣)族籍

巡查看守 何

何年何月生

給助之証 第何號

右ハ滿何年間勤続(故巡查看守何)候ニ付年金何圓ヲ給與ス依テ此証ヲ付與スル者也

年月日

何(府縣)族籍故(巡查看守)何某妻(長男又ハ)

何 某

何年何月生

何(府縣)族籍

巡查看守 何

何年何月生

何(府縣)族籍故(巡查看守)何某妻(長男又ハ)

何 某

何年何月生

給助之証 第何號

右ハ滿何年間勤続(故巡查看守何)候ニ付年金何圓ヲ給與ス依テ此証ヲ付與スル者也

何(府縣)族籍故(巡查看守)何某妻(長男又ハ)

何 某

之
証 號
ス禁ヲスナト入

三重縣知事 何 某印
三重縣警部長 何 某印
三重縣典獄 何 某印

第六號

(用紙美濃紙)

何給與金領收証

本年(上下)半季分何給與金何拾圓御下付相成正ニ領收仕候也

年月日

何(府縣)何(郡區)何(町村)何番地族籍

元(巡查看守) 何 某印

或ハ故巡查看守何某寡婦孤兒

何 某印

知事宛

右ハ現今當(郡區)内本籍(或ハ寄留籍)居住之者ニ相違無之候也

何(町村)戸長

年月日

何 某印

何(郡區)長

何 某印

第三款 巡查持内區出張宿泊料支給

▲警規第二號 (明治廿五年三月一日)

警察署
分署

巡查持内區出張巡回ニシテ特ニ宿泊ヲ命シタルトキハ署在地市町村内ト雖
トモ日當ヲ支給ス此場合ニ於テハ其宿泊ヲ必要トスヘキ事實ヲ具シ其都度
伺出ヘシ

第四款 警察官吏私設鐵道流車乘込賃錢

▲警規第六號 (明治廿五年五月廿五日)

警察署
分署

警察官吏私設鐵道流車乘込賃錢ノ義ニ付當テ相違置候次第モ候處自今更ニ
左ノ通り心得ヘシ
一私設鐵道停車場并列車内ニ於ケル窃盜掏摸其他ノ犯罪ヲ捜査スルニ際シ
時機緊急ノ場合ハ左ノ証券ニ名刺ヲ添ヘ之ヲ其驛長ニ差出シ無賃券ヲ得
テ乘車スルコトヲ得

表

瀛車内犯罪捜査ノ爲メ
乗車券引換ノ証

裏

章 印
三 重 縣
警 察 部

料紙厚洋紙

縦二寸五分

横二寸 (曲尺)

一私設鐵道條例第二十一條第二十二條ニ依リ半價ヲ以テ乗車スルトキハ左ノ通券ヲ其驛長ヘ差出スモノトス
但囚人護送ノ節ハ通券表面ニ囚人何人添ト記入スヘシ

表

三重縣警察官吏瀛車通券

裏

章 印
前ニ全シ

料紙及寸法

前ニ全シ

一前條ノ通券ハ警察署長及分署長自ラ之ヲ保管シ必要ニ際シ其認印ヲ捺シ

テ出張員ニ交付スルモノトス

但該通券ハ警察部ヨリ回付ス

第五款 巡查部長解職ノ際引繼品

▲警訓第六號

(明治廿七年一月十一日)

巡查部長解職ニ際シ貸與ノ胴締徽章及外套釦ヲ返納シタル時ハ其使用ニ堪ヘ得ヘキ限り後任者ヘ引繼キ使用セシムヘシ
右各警察署ニ訓示ス

第六款 休職巡查貸與品取扱方

▲警訓第二十四號

(明治廿七年八月三日)

休職ヲ命セラレタル巡查ノ被服(被服代料トモ)器具及消耗品代ハ明治二十四年十二月本縣訓令乙第一二五三號警察費支辨ニ屬スル給與雜則中轉免巡查同様取計フヘシ

右各警察署ニ訓示ス

第七款 手帖交付返納ノ場合

▲警訓第三十七號

(明治廿七年十二月十四日)

自今巡查ニ下渡ス手帖ニハ縣印押捺ノ上交付候條解職又ハ手帖ノ全葉ヲ書盡シ新ニ交付ヲ要スル場合ハ印章ノ部分ノミ返納セシムヘシ

右各署ニ訓示ス

第八款 巡查貸與品サーヘル番號打込方

▲警訓第一號 (明治廿八年一月十五日)

自今巡查ニ貸與スルサーベル鏝裏へ番號ヲ打込ノ上交付ス
右各警察署分署ニ訓示ス

第九款 地方稅給與規則

▲三重縣訓令甲第四十二號 (明治廿八年七月二十六日)

郡	役	所
警	察	署
同	分	署
監	獄	支
縣	立	學
同	病	院
明	野	勸
縣	金	庫

地方稅給與規則左ノ通改正シ來ル八月一日ヨリ施行ス
但從前ノ令訓等ニシテ此規則ニ抵觸スルモノハ本則施行ノ日ヨリ總テ之
ヲ廢ス

地方稅給與規則

第一章 給料

第一條 地方稅支辨ニ屬スル給料ハ年俸月額日給トシ年俸ノ月額及月俸ハ
毎月之ヲ支給シ日給ハ翌月之ヲ支給ス

第二條 年俸月俸ハ新任増俸減俸トモ總テ發令ノ翌日ヨリ之ヲ支給シ退職
非職又ハ死亡ノトキハ當月分ノ全俸ヲ支給ス
日給ハ公務ニ從事シタル日ニ限り之ヲ支給ス

但公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ及休暇日忌引中ハ
尙ホ之ヲ支給ス

第三條 退職又ハ非職ノモノ事務引繼殘務調理ノ爲メ公務ニ從事シタルト
キハ其間尙從前ノ俸給ヲ支給ナ但全月ニ至ラスシテ結了シタルトキハ日
割ヲ以テ支給ス

第四條 他廳へ轉任ノ者ハ日割計算ヲ以テ發令當日迄ニ係ル給料ヲ前任廳
ニ於テ支給シ其後ノ分ハ後任廳ニ於テ支給スヘシ

第五條 病氣ノ爲メ出務セサルコト九十日ヲ越ユルモノ及私事ノ故障ニ依
リ執務セサルコト三十日ヲ越ユルモノハ給料ノ半額ヲ減ス但公務ノタメ
傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ又ハ忌服ヲ受ケタルモノ又特別賜暇休養中
ノモノハ此限ニアラス

第六條 傷痍忌引若クハ特別賜暇ノ場合ハ病氣若クハ私事ノ故障ト連續スルモ減給トナルヘキ欠勤日數中ニハ算入セス又病氣ト私事ノ故障ト連續スル場合ニ於テハ之ヲ通算セス

第七條 給料ハ左ノ定日ニ於テ支給スヘシ但休日ニ當ルトキハ繰上ケトス退職轉任其他異動ノタメ給料支給ノ定日ニ依リ難キモノハ隨時支給ス
一年俸月額 毎月廿五日
一月俸 翌月五日

第八條 給料ヲ支給スルニ當リ計算上厘位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス日割計算ノ法ハ總テ其月ノ現日數ニ依ル

第二章 旅費

第九條 旅費ハ分テ四等トシ左ニ定ムル所ニ從ヒ順路ノ路程及日數ニ依リ之ヲ支給ス

等級	瀛車賃 每哩	瀛船賃 每海里	車馬賃 每里	日當 每一日
一等	金六錢	金六錢	金拾貳錢	金壹圓三拾錢
二等	金四錢	金五錢	金七錢	金六拾錢
三等	金三錢	金四錢	金六錢	金四拾錢

四等	金貳錢	金三錢	金四錢	金三拾錢
----	-----	-----	-----	------

一等旅費ハ奏任官ノ待遇ヲ受クルモノニ支給ス

二等旅費ハ判任官ノ待遇ヲ受クルモノ及梅毒病院長縣立學校囑托教員地方衛生會委員勸業諮問會委員ニ支給ス

三等旅費ハ雇員ニ支給ス

四等旅費ハ給使小使其他小者ニ支給ス

公務ノ爲メ士民ヲ旅行セシムル場合ニ在テハ華族及從六位勳六等以上ノモノ并ニ市長ハ一等旅費其他有位帶勳者及市助役并町村長助役ハ二等旅費市町村附屬吏員及一般人民ハ三等旅費ヲ支給ス

第十條 檢田測量及土木工事等ノ爲メ現場ヲ巡視スルモ日當ニ割増ナサス其里程ニ應シ車馬賃ヲ支給ス

第十一條 強雨積雪道路險惡等ノ事故ニ依リ定額ノ車馬賃ヲ以テ支辨シ難キトキ及車馬賃ヲ支給セサル場合ニ於テ渡船賃ヲ要シ又ハ特ニ乘車馬船ヲ命シタルトキハ其實費ヲ支給ス但實費ヲ請求スルトキハ其旅行ヲ命シタルモノ、証明ヲ付スルモノトス

第十二條 巡查看守其在勤署ヨリ囚人及刑事被告人ヲ護送スルトキハ往復トモ車馬賃ヲ給セス

第十三條 前各條ニ規定ノ外支給ノ方法ハ明治十九年閣令第十四號內務省令第一號大藏省訓令第二十三號ニ依ルモノトス

第三章 賄費

第十四條 宿直并ニ徹夜勤務ノ者ニハ左表ニ依リ賄費ヲ支給ス但縣立學校梅毒病院外勤巡查看守及女監取締ヲ除ク

等級	宿直	徹夜
一等	金六錢	金九錢
二等	金五錢	金七錢五厘

一等賄費ハ二等旅費ヲ給スル者及三等旅費ヲ給スル者ニ支給ス
二等賄費ハ四等旅費ヲ給スル者ニ支給ス

第十五條 外勤巡查及看守女監取締火災其他非常ノ場合ニ在テ公務ニ從事シ喫飯時刻ニ至レハ賄費一度分金三錢ヲ支給ス但時宜ニ依リ本文ノ金額ヲ以テ現品ヲ給スルヲ得

第四章 文具

第十六條 諸般ノ會議場、教場、應接所、訊問場、書信室、警察署監獄署警備席、巡查派出所、及內務部第二課製圖用、ニ要スル文具ハ豫メ其數ヲ定メ

又ハ隨時現品ヲ貸與若クハ支給ス

第十七條 左ノ文具ハ事務上必要ト認ムルトキニ限リ貸與若クハ支給ス
文鎖、コンパス、烏口(以上製圖用)、定木(雲形三角)、尺度(比例尺測)、インキ、
インキ壺、筆墨(辭令又ハ大文字)
(認用特種ノモノ)

第五章 被服器具

第十八條 巡查看守ノ被服ハ給與品トシ器具ハ貸與品トス其品目個數及使用期限ハ左ノ規定ニ依ル

品目	支給數	使用期限		品目	個數
		甲品	乙品		
帽	二	二十ヶ月	十二ヶ月	白銅帽徽章	二
絨冬服	二	十六ヶ月	十六ヶ月	佩劍	一
小倉冬服	二	八ヶ月	八ヶ月	サントヨロ	一
夏服	二	四ヶ月	四ヶ月	腕貫革	一
日覆	一	四ヶ月		外套革	一
雨覆	一	二十四ヶ月		呼子笛	一

外 套	一	二十四ヶ月	捕 縄
肩 掛	一	二十四ヶ月	手 帖
肌着 股引	一	四ヶ月	提 燈
長 靴	一	十二ヶ月	部長用 腕 徽 章
短 靴	一	六ヶ月	
靴 下	一	一ヶ月	

第十九條 被服使用期限ハ總テ月ヲ以テ計算シ其期限ヲ經過セシモノハ之ヲ本人ニ付與ス

第二十條 新任者ノ被服ハ新任當時必要ノモノヲ給與ス但帽及冬服夏服ハ甲乙各一個ヲ支給シ爾後支給期節ニ至ルトキハ甲品ヲ乙品トナシ保存セシム

第二十一條 肌着股引長靴短靴及靴下ニ限り特ニ代價ヲ以テ給與スルコトヲ得其價格左ノ如シ

- 一長靴 壹足 金貳圓貳拾五錢
- 一短靴 壹足 金壹圓貳拾五錢

一肌着股引 壹組 金四拾錢
一靴下 壹足 金六錢

第廿二條 被服器具(代價渡シノ物品ヲ除ク)ヲ遺失毀損シタル者ハ更ニ現品ヲ交付ス但シ正當ノ事故ナキトキハ其原價(給與品ハ使用期限ニ對スル使用残日數ノ割合ニ當ル)額ヲ賠償セシム

第廿三條 轉免休職若クハ死亡ノトキ貸與ノ器具及使用期限ヲ經過セサル被服ハ悉皆還納セシム但第二十一條ニ依リ代價渡ヲナシタルモノハ左表ニ依リ還納セシム若シ使用期限及價格等ノ改正ニヨリ金額ニ變更アルトキハ給與ヲ受ケタル當時ノ視定ニヨリ計算ス

巡查看守還納金月割表

品 目	下 渡		還 納 金 月 割											
	代價	初月	二ヶ月	三ヶ月	四ヶ月	五ヶ月	六ヶ月	七ヶ月	八ヶ月	九ヶ月	十ヶ月	十一ヶ月	十二ヶ月	
長 靴	三五〇	三五七	三四四	三三三	三二二	三一〇	二九九	二八八	二七七	二六六	二五五	二四四	二三三	
短 靴	二五〇	二五七	二四四	二三三	二二二	二一一	二〇〇	一九九	一八八	一七七	一六六	一五五	一四四	
肌着股引	五〇〇	四八七	四七四	四六三	四五二	四四一	四三〇	四一九	四〇八	三九七	三八六	三七五	三六四	
靴 下	三〇〇	二八七	二七四	二六三	二五二	二四一	二三〇	二一九	二〇八	一九七	一八六	一七五	一六四	

此靴下代價ノ還納ハ十五日前提免死亡ノ者ニ限ル

第廿四條 被服支給期節及期節後新任ノモノニ對スル支給區別ヲ定ムル左ノ如シ

品	自	支給期節	支	給	區	別
帽	十	月	十月以降二月迄ニ支	給ノモノ	翌	期
			給ノモノ	給與		
小倉冬服	十	月	三月以降七月迄ニ支	給ノモノ	全	上
			給ノモノ	換與		
絨冬服	十	月	八月以降九月迄ニ支	給ノモノ	全	上
			給ノモノ	襲用		
			十月以降十二月迄ニ支	給ノモノ	翌	期
			給ノモノ	給與		
			一月以降三月迄ニ支	給ノモノ	全	上
			給ノモノ	換與		
			四月以降五月迄ニ支	給ノモノ	全	上
			給ノモノ	襲用		
			十月以降十二月迄ニ支	給ノモノ	翌	々
			給ノモノ	期給與		
			一月以降二月迄ニ支	給ノモノ	全	上
			給ノモノ	換與		
			三月以降五月迄ニ支	給ノモノ	全	上
			給ノモノ	襲用		
			六月ニ支給ノモノ		翌	期
				給與		

夏服	日覆	六月	月	七八月ニ支給ノモノ	全	上	換與
外套	肩掛	二月	五月	九月ニ支給ノモノ	全	上	襲用
				給ノモノ			
雨	覆	八月	十一月	一二月ニ使用期限	二	月	渡
				給ノモノ			
肌	着	股	引	四五月ニ全上ノモノ	五	月	渡
				給ノモノ			
長靴	短靴	使用期限	経過	七八九月ニ全上ノモノ	八	月	渡
				給ノモノ			
靴	下	使用期限	経過	十一月十二月ニ全上ノモノ	十	一	月
				給ノモノ			
		毎月初旬					

第六章 雜則

第廿五條 縣金庫手數料ハ年額ノ二分シ其年九月及翌年三月ノ兩期ニ支給ス但新規契約又ハ解約ノトキハ年額ノ十二分シ其月ノ現日數ニ依リ日割計算ナリテ支給ス

第廿六條 囚人及刑事被告人護送ニ要スル繩具備料ハ左ノ規定ニ由ルヘシ但運車漁船ニ乗込マシメタルトキハ別ニ其實費ヲ支給ス

陸路

〔一里ニ付金五錢
二哩ニ付金一錢〕

海路

一海里ニ付金壹錢

片道一里未滿ノ片ハ一里分即チ往復二里分チ支給シ一里以上ニ及フトキハ其端數ヲ往復通算シテ支給ス但通算里程ノ一里ニ滿タサルモノハ切捨ツルモノトス

第廿七條 駐在巡查ニ要スル消耗品ノ内油及炭代ハ一ヶ月一名ニ付金四拾錢ヲ支給シ轉免詰替等ノ片ハ新任者ハ其到着當日ヨリ前任者ハ其前日迄ノ分チ其月ノ現日數ニ依リ日割支給ス
第廿八條 前各條ニ規定ノ外豫算ニ掲ケタル支給ノ細目ニ關シ規程ヲ要スルモノハ主掌ノ各課ニ於テ之ヲ定メ知事ノ裁定ヲ受クヘシ
前項ノ裁定ヲ受ケタルトキハ内務部第一課及第四課へ通報スヘシ

第六章 採用及教習

第一款 巡查教習所職務章程

▲警規第貳拾九號 (明治十九年五月廿九日)

警察本部
巡查教習所

巡查教習所職務章程別紙之通之ヲ定ム

右相達候事

巡查教習所職務章程

第一條 巡查教習所ハ警察本部長ノ管理ニ屬シ巡查タルモノヲ教習スル所トス

第二條 巡查教習所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 所長 一人
- 教官 若干員
- 助教 若干員
- 幹事 若干員
- 書記 若干員

第三條 所長ハ知事及警察本部長ノ命ヲ受ケ所務ヲ管理シ兼テ生徒ニ教授ス

第四條 所長ハ所屬職員ヲ統督シ勤怠賞罰ヲ警察本部長ニ具申スルヲ得
第五條 所長ハ左ノ事件ハ事由ヲ警察本部長ニ具申シ指揮ヲ受ケテ區處スヘシ

- 一 修業證書ヲ授與スルヲ
- 一 受業生ニ退學ヲ命スルヲ
- 一 所内諸規則ノ制定釐革及ヒ受業生獎勵方法ヲ設クルヲ

- 一 受生業權病ノ爲メ病院ニ入レハ又下宿ヲ命シ或ハ證人ニ引渡ス
 - 一 食費備品其他會計上ニ係ル
 - 一 小使雇入雇解ノ
 - 一 教授方法ヲ定ムル
 - 一 試験問題ヲ定ムル
 - 一 試験時日ヲ定ムル
 - 一 出所退所時限及休業日ヲ定ムル
 - 一 授業始終ノ時限ヲ定ムル
 - 一 所則第三十條第二項ノ時間ヲ定ムル
 - 一 受業生飯省及下宿願ヲ許否スル
 - 一 事ノ重要ニ屬シ成規ノ依ル可キモノナキ
- 第六條 所長ハ左ノ事件ハ區處シテ警察本部長ニ報告スヘシ
- 一 試験問題點數ヲ檢閲シ及第落第並ニ其優劣ヲ判定スル
 - 一 受業生ノ所則ヲ犯シタル者處分ノ
 - 一 教場日誌講義ヲモテ作ル
 - 一 成規ノ依ルヘキナキモ事項少ニ屬スルモノ處分ノ
- 第七條 所長ハ所務上ニ係ル諸申牒ニ署名シ及所屬職員一身上ノ願何屆書ニ檢印シ意見アレハ添申スヘシ

第八條 所長ハ所屬職員ノ出勤簿ヲ製シ其勤惰ヲ監査ス可シ

第九條 所長ハ受業生名簿ヲ作り住所氏名簿年齢及入退學ノ年月日ヲ詳記シ保存スヘシ

第十條 所長ハ受業生學業ノ進否品行ノ良否等ノ景況ヲ毎月末警察本部長ニ報告シ及ヒ所屬職員ノ不參屆ヲ翌月々首ニ取纏メ警察本部ニ送致ス可シ

第十一條 所長不在ノ時ハ所屬員上席ノ者所務ヲ代理ス可シ

第十二條 教官助教ハ所長ノ指揮ヲ受ケ教授ヲ掌ル

第十三條 幹事ハ所長ノ指揮ヲ受ケ所内ノ取締ヲ掌ル

第十四條 書記ハ所長ノ指揮ヲ受ケ記録文書等ヲ掌ル

第二款 巡查教習所規則

△警規第七號 (明治二十年三月廿六日)

其所規則別紙之通改正ス 巡查教習所

(規則ハ二十年訓令第三百二十八號ト同一ニ付畧ス)

第三款 巡查教習所規則

△三重縣訓令第三百廿八號 (明治二十年三月廿六日)

警察署

分署
戸長役場

巡查教習所規則別紙ノ通改正ス

巡查教習所規則

第一章

- 第一條 本所ハ巡查志願者ニシテ規則ニ依リ檢査合格ノ者ヲ以テ教習生トシ警察ノ實務ヲ練習スル所トス
- 但時宜ニヨリ巡查ヲ以テ教習生ニ加フルマアルヘシ
- 第二條 教習生ハ定員ヲ五十名トス
- 第三條 教習ノ期限ヲ二ヶ月トス
- 第四條 巡查在職ノ教習生ハ時宜ニヨリ一時本務ニ服セシムルマアルヘシ
- 第五條 教習生ヲ命セラレタルモノハ左ノ受書ヲ出スヘシ

受書

府縣國郡町村番屋敷

(當縣國郡町村番屋敷寄留)

氏名

右貴所受業生被命候ニ付テハ御規則及御達等堅ク可相守ハ勿論身元并ニ學資ノ償還其他在學中ノ事故ハ一切証人ニ於テ引受可申因テ証人連署ヲ以テ

御受申上候也

年月日

本人 氏名印

三重縣郡町村番屋敷

氏名印

全

全

保證人ハ本縣在籍ノモノニ限ル而シテ年齢滿二十年以上ニシテ資産アルモノヲ撰ムヘシ

第六條 教習生ハ本所内ニ寄宿セシメ通學ヲ許サス

第七條 教習生ハ半途ニシテ退學シ又ハ期限内他ノ官途ニ出身スルヲ許サス

第八條 試験ニ及第シタルモノハ卒業證書ヲ授與シ其成跡殊ニ優等ノモノハ褒狀ヲ與フ若シ落第シタルモノハ再試験ヲナシ尙ホ落第シタルモノハ卒業證書ヲ與ヘス

第九條 卒業證書ヲ受ケタルモノハ巡查ニ採用ス巡查滿員ノトキハ一時歸家セシメ欠員ヲ待テ採用スヘシ

第十條 凡巡查採用ノトキハ五等俸ヲ以テ例トスト雖トモ學力優等品行方正ノ者ハコノ例ニ拘ハラステニ撰拔スルコトアルヘシ巡查ニシテ教習生タル者ハ試験成績ニヨリ黜陟スルコトアルヘシ

第二章 學科

第十一條 教習科目左ノ如シ

執行警察

安寧警察

營業警察

風俗警察

衛生警察

道路警察

司法警察

設問起案

操練

擊劍柔術及捕繩

第十三條 教師ノ講義ハ教習生自ラ筆記スヘシ

第十三條 設問起案ハ告發書報告書諸般ノ復命書檢證調書告訴告發調書逮捕調書令狀執行方法其他探偵書上申書等職務ニ必要ナル諸般ノ文案ヲ授

クヘシ

第十四條 操練ハ姿勢運動ヲ敏活ナラシムルヲ目的トシ時々休伍ヲ組ミ野外運動ヲナサシメ他日隊伍ヲ編制スルニ差支ナカラシム

第三章 授業休業

第十五條 授業時間ハ毎日七時間トス

第十六條 休業ハ一般官衙ノ例ニヨル

第四章 試験

第十七條 試験ハ大試験小試験ノ二種トシ大試験ハ教習期限ノ終ニ於テ行ヒ小試験ハ入學一ヶ月後ニ於テ之ヲ行フ

第十八條 試験ハ對策應問ノ二種トシ毎科之ヲ行フ

第十九條 試験ノ成績ハ一科一百點ヲ以テ最高點トシ各科平均七十五點以上ヲ及第トシ七十五點未滿ヲ以テ落第トス

第二十條 平素ノ勤怠品行等ハ試験ノ際點數ニ算入ス

第五章 教場心得

第廿一條 授業上ノ事項ハ特ニ許可アルノ外他ニ漏洩スルヲ禁ス

第廿二條 教場ニアリテハ總テ教官ノ指揮ニ從ヒ容儀ヲ正クシ苟モ不敬ノ行為アルヘカラス

第廿三條 授業ノ終始ニハ教師ニ對シ起立シテ敬禮ヲナスヘシ

第廿四條 教官ニ對シ質問ノ應答ヲナスルハ起立スヘシ

第廿五條 教習生ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ小試験ノ成績ニヨリ席次ヲ變更ス

第廿六條 授業中ハ猥リニ教壇外ニ出ツヘカラス但シ止ムヲ得サルルハ教師ノ許可ヲ受クヘシ

第廿七條 教壇ニ在リテハ喫烟又ハ私語談笑スヘカラス

第廿八條 總テ上官ノ來場アリタル時ハ教官ノ指揮ニヨリ起立シテ敬禮ヲ表スヘシ其退場ノ時又同シ

第廿九條 授業終ルト雖モ許可ヲ得タル場合ノ外教官ニ先テ退場スルヲ許サス

第六章 教習生心得

第三拾條 教習生ハ上官ニ對シ專ラ敬禮ヲ盡シ其指揮命令ヲ遵奉シ品行ヲ正シクシ姿勢ヲ紊スヘカラス

第三拾壹條 教習生中舍長若干名ヲ置キ室内ノ取締ヲナサシム

第三拾貳條 教習生ハ成規外ノ服ヲ着シ又ハ脱靴スヘカラス但寢室ニアルルハ此限ニアラス

第三拾三條 教習生ハ被服ヲ清潔ニシ靴ハ墨澤ヲ發セシメ頭髮ハ長サ前一寸五分後五分以下ニシテ毎朝梳ルヘシ

第三拾四條 教習生ハ眼鏡杖傘頸卷呼吸器ノ類ヲ用フヘカラス
第三拾五條 教習生ハ兼テ指定スル場所外ニ於テ被服帶劍帽靴等ヲ着脱收置スヘカラス

第三拾六條 教習生ヨリ出ス願何届ハ所長宛ニ認メ舍長ノ認印ヲ受ケ幹事ニ差出スヘシ

第三拾七條 夜中不時ニ點檢ヲナスコトアルヘシ此相圖ヲ受ケタルルハ遅クモ十分間ニ職具ヲ裝シ兼テ指定スル場所ニ駆付ケ其順序ニヨリ整列スヘシ
第三十八條 教習生外來人ニ面會スル時ハ應接所ニ於テ面談スヘシ但病氣其他不得止ハ幹事又ハ舍長ノ指揮ヲ受クヘシ

第三十九條 教習生外出時間ハ時々告示スヘシ

第四十條 舍長ハ輪番ヲ以テ外出時間當直ヲナサシムヘシ

第四十一條 教習生外出スルトキハ名牌ヲ當直舍長ニ出シ歸舍ノ時之ヲ受取ルヘシ

第四十二條 教習生外出時間内ニ歸所セサル時當直舍長ハ其名牌ヲ幹事ニ出スヘシ

第四十三條 父母重症他ニ看護スヘキモノナキ時ハ二週間以内看護ヲ許スコトアルヘシ但願書ニハ醫證ヲ添フヘシ

第四十四條 近火其他非常時變ニ遭遇スルトキハ所長幹事ノ命令ニ從ヒ喧

噪雜音スヘカラス

第四十五條 教習生ハ毎月四圓ヲ給ス依テ在所中ノ費用ハ一切自辨タルヘシ

第四十六條 左ニ記載スルモノハ之ヲ貸與ス

但貸與品ニ破損ヲ生セシメタルトキハ辨償ヲ命スルコトアルヘシ

一日課用及參考書籍

一 臥具類

一 火鉢

一 煙草盆

一 ランプ

一 靴箱

第四十七條 修業中出願退所シ又ハ巡查奉職年限内ニ辭職スルモノハ修業中ノ費用辨償ヲ命スルコトアルヘシ

第四十八條 所内ニ於テ飲酒ハ勿論放歌喧噪其他猥褻ノ談話ヲ爲スヘカラス

第四十九條 寢臥時間ノ外私ニ寢室ニ臥スヘカラス

第五十條 所内ニ於テ稗史小説其他玩具ヲ弄フ可ラス

第五十一條 寢内ニ於テ喫烟談笑スルハ勿論火具ヲ入ルヘカラス

第五十二條 教習生ハ食堂ノ外飲食スヘカラス但其時間ハ號鐘ヲ以テ之ヲ報ス

第五十三條 室内ハ輪番ヲ以テ一日一回己上掃除スヘシ

第五十四條 本所ノ物品ヲ粗暴ニ取扱ヒ又ハ猥ニ使用スヘカラス

第五十五條 猥リニ金錢衣類ヲ貸借シ又ハ借用ノ物品ヲ轉貸スヘカラス

第五十六條 教習生疾病ニ罹リタルハ三重縣病院ニ於テ診療ヲ受ケシム但特ニ許可ヲ得タルハ他ノ診療ヲ受クルヲ得

第五十七條 傳染病又ハ重病ニ罹リタルハ入院セシメ或ハ下宿ヲ命シ又ハ直ニ證人ニ引渡ストアルヘシ

第五十八條 教習生疾病ニ罹リ二週間ヲ過ギ全癒セザルハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第五十九條 教習生疾病ニ罹リ欠科シタルハ當日ノ外出ヲ許サス

第六十條 教習生疾病ニ罹リ治療ヲ受ケント欲スルモノハ其旨願出受療證ヲ受クヘシ

第六十一條 前條受療證ヲ受ケタルモノハ幹事又ハ舍長ニ告ケ病院ニ至リ受療證ヲ示シ治療ヲ請フヘシ歸所セシキハ直ニ幹事又ハ舍長ニ告ケ其藥餌ヲ示スヘシ但全快シタルトキハ受領證ヲ添ヘ其旨届出ツヘシ

第六十二條 許可ノ上外宿治療スルモノハ病院ヨリ受クル處ノ藥餌ハ其受

クタル月日藥餌ノ數ヲ五日毎ニ申出ツヘシ
第六十三條 書籍器具等ヲ借用セントスルモノハ幹事ニ申出賃渡簿ニ式ノ如ク記入押印スヘシ

第六十四條 教習生ハ本則第五章以下ノ各條及時々示達スル所ノ條項又ハ命令ニ違背スルモノハ三週間以内ノ禁足ニ處シ又ハ巡查懲罰例ニヨリテ處分シ若シクハ教習生ヲ免スルコトアルヘシ

第四款 巡查志願者心得

▲三重縣告示第八十七號 (明治廿四年九月十一日)

當縣巡查志願ノ者ハ自今更ニ左ノ通心得フヘシ

第一條 巡查志願者ハ品行方正年齢廿一年以上四十年未滿ニシテ徵兵ニ相當セス且ツ左ノ諸項ニ抵觸セサル者タルヘシ

- 一 重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ同上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ附セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經過セサル者但舊法ニ依リ施体ノ刑ニ處セラレタル者ハ總テ本文ノ權衡ニ準ス

二 賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者

三 巡查懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ若クハ故ナク巡查ヲ辭職シ二年ヲ經過セサル者

四 身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者

五 酒癖アル者暴行ノ癖アル者

第二條 体格ノ檢査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一 體質善良ナル者即チ左ニ記載スル等ノ缺所ナキ者

四肢完具セサル者但執筆把握ニ差支サル指ノ萎小彎屈強直等ノ類ハ此限ニアラス

胸腔機關及腹内臟器若クハ皮膚病較著ノ疾病アル者但較著ノ疾病ニアラサルモ全身諸機關ノ機能減衰ノ者亦全シ
服裝又ハ運動ニ不便ナル者
贅生物畸形等容貌醜惡ナル者

二 身体五尺壹寸以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸縮長ノ差一寸以上ノ者

三 兩眼共視力三分ノ二以上ニシテ辨色力完全ノ者

四 聽力六尺距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者

五 言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪ユル者

六 精神完全ナル者即チ精神病及神經病(鬱憂癡狂癡默及舞踏病癡癩等

ノ病)ナキ者

第三條 技藝ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一 刑法刑事訴訟法警察法規等ノ大要ニ通スル者

二 本邦歴史及地理ノ大畧ニ通スル者

三 假名交リノ論文及普通往復文ヲ作り得ル者

四 筆術加減乗除ヲ爲シ得ル者

五 普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者

第四條 志願者ハ願書ニ通テ作り戸籍寫前徴兵ニ相當セサル旨(該市町村)ノ證明書及履歷書ヲ添ヘ其地所轄ノ警察署又ハ分署ヘ差出スヘシ

第五條 左ニ願書及履歷書ノ書式ヲ示ス

巡查志願書

私儀當縣下巡查奉勤仕度御檢査奉願候也

本籍住所身分職業

年月日

知事宛

履歷書

志願人 姓 名 印

年 名 印

年 名 印

一年號月ヨリ年號月迄府縣某郡村某學校某塾又ハ某ニ就キ何學修業

一年號月某官衙ニ於テ某官ニ任セラレ年號何々ニ付辭職

一年號月某衙ニ於テ何々ニ付賞金若干下賜

一年號月某官衙ニ於テ何々ニ付懲戒例ニ依リ罰俸何ヶ月被申付

一年號月ヨリ年號月迄某府縣郡町村某道場又ハ某ニ就キ擊劍修業(右ノ例ニ倣ヒ修學及仕官賞罰ノ事由ヲ列記スヘシ)

右ノ通相違無之候也

年月日

志願人 姓 名 印

第五款 巡查考試規程

▲三重縣訓令乙第五百六十八號 (明治廿六年九月廿五日)

警察署

巡查考試規程左ノ通相定ム

但明治廿五年三月三號縣訓令乙第二〇七號巡查考試內規ハ廢止ス

巡查考試規程

第一條 巡查考試ハ巡查ノ學力技能ヲ試驗シ其成績ヲ考量シ以テ進退上ノ參考ニ供スルモノトス

第二條 試驗ハ各署巡查ヲ毎年二回以上警部長ノ指揮ニ依リ各署長其署内ニ於テ之ヲ行フヘシ

- 但内勤其他特別ノ事務ニ服スル者ハ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ
- 第三條 試験方法ハ警察ニ關スル法律命令ノ解釋及實務上ノ問題ヲ與ヘテ筆答セシヘシ
- 第四條 試験問題ハ其都度警部長之ヲ撰ミ各署長ニ配付シ試験七日前ニ通達スヘシ
- 第五條 問題ハ二重封筒ニ入レ問題及内封ニハ警部長檢印シ外封ニハ試験問題在中ト朱記シ警察部印ヲ捺シ必親展ニテ送付スヘシ
- 第六條 試験ハ署長自ラ受験者ヲ一室内ニ集メ順次問題ノ封印ヲ點檢セシメタル後其面前ニ於テ署長其外封ヲ開緘シ更ニ内封ヲ點檢セシメタル後問題ヲ開示シ直ニ答案ヲ作ラシムヘシ
- 但試験問題ハ署長朗讀シテ受験者ニ筆記セシメ又ハ便宜揭示スヘシ
- 第七條 試験問題ノ封緘ニ疑ハシキ點アルヲ發見シタル時ハ受験者多數ノ意見ヲ以テ當日ノ受験ヲ拒ムコトヲ得此場合ハ受験者一同ヨリ直ニ警部長ニ報告スヘシ
- 第八條 答案ハ警部長ノ指定セル時間内ニ作爲スヘシ時限ヲ過クルトキハ完成セサルモノアルモ直ニ閉場スヘシ
- 第九條 試験室内ニハ署長ノ許可ヲ得タル者ノ外出入ヲ禁シ且受験者ハ室外ニ出ルコトヲ得ス

- 第十條 試験室内ニハ特ニ警部長ノ指定シタル書籍ノ外他ノ書類ヲ携帯スルコトヲ得ス
- 第十一條 署長及受験者ハ試験問題ニ關シテ相互ニ言語ヲ交ユルコトヲ得ス
- 第十二條 署長ハ當日受験者ノ番號ヲ定メ各受験者ニ通告シ其氏名番號ハ追テ警部長ヨリ答案評點完成ノ通達ヲ待テ進達スヘシ
- 第十三條 受験者ハ答案提出ノ際自己ノ番號ヲ答案ノ首端ニ記入シ氏名ヲ記スヘカラス
- 第十四條 各受験者答案ヲ終リタル時ハ署長ハ受験者ノ内三名以上受験者三名以上立會ノ上答案ヲ密封シ各員檢印ノ上即時警部長ニ送達スヘシ
- 第十五條 署長疾病其他ノ事故ニ依リ試験ヲ行フ能ハサル時ハ其署監督警部代テ之ヲ行フヘシ監督警部ナキ署ハ特ニ警察部警部又ハ他署ノ警部ヲ派遣シテ試験ヲ行ハシムヘシ
- 第十六條 受験者中勤務若クハ疾病等ノ爲メ定日ニ試験ヲ受ケサルモノアル時ハ他日更ニ別問題ヲ付シテ試験ヲ行フヘシ
- 第十七條 考試ノ成績ハ數題ヲ併セ百點ヲ以テ滿點トシ七十點以上ヲ優等トシ五十點以上ヲ上等トシ三十點以上ヲ中等トシ十一點以上ヲ下等トシ十點以下ヲ劣等トス

但答案ノ文章書法字畫等モ亦各評點ノ一部ニ加フルモノトス

第十八條 受験者若シ試験上正當ナラスト思料スル廉アルトキハ受験者ヨリ直ニ其事實ヲ警部長ニ内申スルコトヲ得

第十九條 警部長ハ警察部警部若干名ヲシテ答案ノ點數ヲ調査セシメ其得點數ヲ照査シ警察報ニ登載スヘシ

第二十條 考試成績優等ノ者ニハ警部長ヨリ優等狀ヲ與フヘシ其成績二回以上劣等ナル者ハ更ニ巡査教習所ヘ入所セシムルコトアルヘシ

第二十一條 巡査部長ニ限リ臨時特別試験ヲ行フコトアルヘシ此場合ハ巡査二名以上ヲ立會ハシメ其他ノ手續ハ都テ本規程ニ依ルヘシ

第六款 法令講究

▲警訓第三十三號 (明治廿六年七月十七日)

警察ニ關スル法律命令ヲ研究スルハ事務熟達中ノ一要素ニシテ造次ニモ忽諸ニ附スヘカヲサル儀ニシテ各員平素懈怠ナク留意講習スヘキハ勿論ナリト雖モ先般來警察革新ノ方途ニ依リ職務上ノ例規モ追々創定發布ニ付警察報登載ノ訓令訓示等ハ一層熟讀講修シ處分ニ臨ミ若ハ應問ニ當リ聊カ凝滯スル所無之様心掛クヘシ

第七款 巡査採用試験手續

▲訓第二十九號 (明治廿七年九月廿五日)

巡査採用試験手續左ノ通り相定巡査教習署長各警察署長ニ訓示ス

巡査採用試験手續

第一條 試験ヲ行フハ左ノ順ニ依ル

一 体格檢査

二 口述試験

三 筆記試験

第二條 前條第一項ノ試験ニ合格セサルモノハ第二第三項ノ試験ヲ行ハズ

第二項ノ試験ニ合格セザルモノハ第三項ノ試験ヲ行ハサルモノトス

第三條 口述試験ハ受験者ノ人物如何ヲ知ルカ爲メ之ヲ行フモノニシテ試験官ニ於テ適宜試問ヲ爲シ其成績ハ成績表末ニ記入スヘシ

第四條 口述試験ヲ行フ際ハ巡査教習所長立會スヘシ
但所長差支ヘアルトキハ所長ノ指命ニ依リ代ツテ立會セシムルコトヲ得

第五條 筆記試験ハ左ノ諸科目トス

一 刑法

二 刑事訴訟法

三 警察法

二題

二題

二題

四 歴史日本歴史若クハ外國歴史ノ内 一題
 五 作文往復文一題記事論説文之内 一題
 六 地理日本地理若クハ外國地理ノ内 二題
 七 算術加減乗除ノ内 二題
 八 習字楷行二体ヲ一体一葉ニ書セシム
 第六條 前條科目ノ内刑法刑事訴訟法警察法ハ時宜ニ依リ一人別ニ口述ヲ以テ講讀セシムルモ妨ナシ
 第七條 筆記試験ノ各科目ニ對スル時間割左ノ如シ刑法刑事訴訟法警察法歴史ハ各三十分以内
 作文ハ一時片分以内
 地理算術習字各三十分以内
 第八條 刑法刑事訴訟法警察法講讀成績ハ(成績表名欄内) 通讀通解(讀正シク解明カナル片)又ハ讀何分解何分(誤讀誤解不讀不解ノ令合ニ應ス)ト記入スヘシ
 第九條 警察署ニ於テ執行スル試験一問題ハ當日試験場ニ於テ立會ノ上開緘スヘシ
 第十條 警察署ニ於テ試験ヲ執行スル片ハ其署ノ警部又ハ巡查部長ヲ立會セシムヘシ

但口述試験ヲ行フ片ハ特ニ巡查教習所長ノ依囑シタル警部(警部アラサル片ハ巡查部長)ヲ立會セシム
 第十一條 各警察署ニ於テ試験ヲ執行シタル片ハ成績表及答案ヲ嚴封シ親展ヲ以テ巡查教習所長ニ回送スヘシ

第七章 休暇及身分進退
 第一款 巡查休暇規則

▲警規第二十號 (明治廿四年十月九日)

警 署
 分 署

明治十六年警甲第一號達警察官吏休暇規則左ノ通更正ス

巡查休暇規則

第一條 精勤ノ者ハ慰勞ノ爲メ休暇ヲ與フ其日數左ノ如シ
 一ヶ年皆勤ノ者 三週間
 半ヶ年皆勤ノ者 壹週間

前項ノ外五箇年已上皆勤ノ者ニハ一週間以内十箇年已上皆勤ノ者ニハ三週間以内特ニ休暇ヲ與フルコトヲ得

第二條 非番休暇職務上負傷者ノ欠勤ハ欠勤日數ニ算入セス第三條 休暇ハ

皆勤ノ翌日ヨリ之ヲ許シ其許可スヘキ月ヨリ十二ヶ月ヲ經過スレハ之ヲ與ヘス

第四條 第一條第二項ノ休暇ヲナシタルモノ引續キ半ケ年皆勤ノ休暇ヲナストキハ仍ホ同項ノ例ニ依ル

第五條 人員及事務ノ都合ニヨリ該署長ニ於テ適宜其日數ヲ減却シ又一時停止スルコトアルヘシ

第六條 休暇ヲナシ又休暇中任所ヲ離レントスルモノハ該署長ノ許可ヲ受ケヘシ

▲警訓第二號 (明治廿八年二月廿二日)

明治二十四年十月警規第二十號巡查休暇規則第一條第三項ノ五ケ年已上及ヒ十ケ年已上皆勤ノ巡查ニ與フル休暇ハ特賜ノモノナレハ之レニ該ル皆勤者ハ取調差出スヘシ

前項ニ依リ休暇ヲ賜ハル者ニハ規則第三條ヲ適用セス
右知事ノ決裁ヲ經テ各警察署長分署長ニ訓示ス

第二款 開業式臨場

▲警告達第百二十七號 (明治十五年十一月十日)

學校等開業式執行ニ付警察署長始メ臨場ノ招待ヲ受ケ出張候向モ有之哉ニ

警察署

候處右ハ臨場ニ不及候條此旨内達候事

但警察署所在ノ地ニ於テハ御用尙見斗ヒ便宜臨場ハ此限ニアラス

第二款 署長出張制限

▲警訓第三十五號 (明治廿六年七月廿四日)

一各署長事務打合ノ爲メ警察部ニ出頭セントスル時ハ其事由ヲ具シ豫メ警部長ノ認可ヲ受ケヘシ

一分署長事務打合ノ爲メ本署ニ出張セントスルトキハ其事由ヲ具シ本署長ヲ經テ警部長ノ認可ヲ受ケヘシ

一各署長所轄外ニ出張セントスル時ハ其事由ヲ具シ豫メ警部長ノ認可ヲ受ケヘシ

一前各項中警察上緊急ノ場合ハ警部長ニ報告ノ後出張スルコトヲ得

一警察署分署へ出張シタルトキハ其都度警部長ニ報告スヘシ

右知事ノ決裁ヲ經テ警察署長分署長ニ訓示ス

▲警訓第二十七號 (明治廿八年六月八日)

事務打合セノ爲出張ヲ要スルトキハ豫メ認可ヲ受ケヘキ旨明治廿六年警訓第三十五號ヲ以テ訓示ニ及ヒ置候處近來濫リニ緊要ノ場合ナリト稱シ出張ノ後報告スルモノ有之哉ニ相聞ヘ右ハ甚タ不都合ニ付自今第三十五號ノ訓示ニ從フヘク若シ其事件緊急ナラスト認ムルトキハ旅費ヲ支給セス

右各警察署長分署長ニ訓示メ

第四款 除服出仕

▲警内規第一號 (明治廿一年十月廿三日)

警察署

判任官奉職者丁喪定式ノ忌服ヲ受クルトキハ御用差支除服出仕ヲ要スル義有之候ハ、署長其事由ヲ具申スヘシ

但本署長本文ノ場合ニ遭遇スルトキハ代理官之ヲ爲スモノトス

第五款 巡查轉勤

▲三重縣訓令乙第六百四十二號 (明治廿六年十月卅一日)

警察署

警察分署

自今駐在巡查ニ一ケ年以内ニ於テ轉勤ヲ命セントスル時ハ警部長ノ認可ヲ受クヘシ

▲警訓第二十五號 (明治廿七年八月十六日)

自今署在地受持及駐在巡查又ハ内勤、豫備巡查ニ轉勤等ヲ命シタル節ハ其都度即報スヘシ

右各署長ニ訓示ス

第六款

五ケ年未滿奉職巡查辭職ノ際醫ノ診斷ヲ添フ

▲警訓第四十號 (明治二十六年八月十七日)

巡查奉職五ケ年未滿ニシテ疾病ノ爲メニ辭職願出ル者ハ署長ノ指名シタル醫師ニ就キ檢診ヲ受ケ其醫案ヲ添フヘシ右各署ニ訓示ス

第七款 豫備後備在籍巡查滿期届

▲警規第五號 (明治二十五年四月九日)

警察署
分署

各署巡查中陸軍現役滿期ノ下士兵卒ニシテ後備豫備ノ軍籍ニ在ル者ハ其軍籍ヲ脱シタル都度滿期届書ヲ徴シ警務課ヘ送付スヘシ

第八款 警察官吏結婚心得

▲警訓第三十四號 (明治二十八年九月四日)

一 警察官吏結婚セントスル者ハ警部及警察部在勤巡查ハ警部長各署在勤巡查ハ警察署長又ハ分署長ノ認可ヲ受クヘシ

二 結婚認可ヲ得ントスル書面ニハ左記各項ヲ記載シ父母若シ在ラサルトキハ最近親戚連署ノ上結婚十五日前ニ差出スヘシ

一 婦人ノ族籍住所職業氏名年齢

一 媒約人住所氏名年齢

三 娶ルヘキ婦人ニシテ行狀端正ナラスト認ムル者又ハ他人ノ侮蔑スル業

ヲ爲シタル者ハ認可セサルヘシ
右知事ノ決裁ヲ經テ警察部各警察署分署ニ訓示ス

第九款 他府縣巡查ヘ證明書付與

▲警規第五號 (明治二十年二月十五日)

警察署
分署

他府縣巡查奉職ノ者其父母重病ニ罹リ自己ノ外看護スヘキ家族ナク或ハ不
慮ノ災變ニ罹リ他ニ一家ヲ扶持スヘキモノナキ場合ニ以テ其證明書ノ付與
ヲ願出ルモノアルハ實地調査ノ上付與スヘシ

但明治十九年警規第四十六號ハ廢止ス

▲警甲第十號 (明治十六年十一月二十二日)

警察署

他府縣巡查奉職ノ者歸省慕參休暇等ニテ旅行中天災疾病等ノ爲メ允可ノ日
限ヲ經過シ歸署延期願出候時ハ該地警察署ノ證明書ヲ受ケ可差添旨相達候
府縣モ有之ニ付右證明書附與方申出候ハ、事實取調ノ上相違無之ニ於テハ
附與候様可取扱此旨相達候事

第八章 賞罰

第一款 褒章請求ノ申牒ヘ具狀スヘキ要件
▲乙第二百十五號 (明治十五年十二月十六日)

郡役所
警察署
戶長役場

奇特德行褒章申出方詳細ノ手續書並ニ景況書等添付可致ハ勿論ノ處其文簡
約ニシテ要旨ヲ盡サ、ルノ向モ有之調査上差支爲ニ往復煩ハシ候條自今別
紙簡條ニ據リ取調可申出此旨相達候事

褒章請求ノ申牒ヘ具狀スヘキ要件

一住所族籍

一官位勳等

一姓名年齢

一受賞受刑之有無 賞罰共其全文ヲ記スヘシ

一戸長等之具狀書

一褒章ヲ賜ルヘキ要旨ノ内

人命救助者

一最モ危難ト見認ムヘキ實況

一數人ニテ救助セシ場合ニ於テハ其内最モ先盡力ノ者ヨリ甲乙ノ區別

- 一 水難者ヲ救助スルモノハ游泳シテ其所ニ到リシヤ又ハ船筏或ハ助網等ヲ以テセシヤノ區別
- 一 水難者救助者ノ船又ハ陸下距離及ヒ河海ノ淺深廣狹水勢ノ緩急等尤モ場合ニ於テハ現場景況ノ圖面ヲ添付スルヲ要ス
- 德行者
 - 一 履歷
 - 一 平素ノ行狀
 - 一 其志行最モ卓絶ト見認ル件
 - 一 其志操ヲ不變ノ年數
- 公益ヲ興セシ者
 - 一 平素ノ志行
 - 一 事業經營ノ始未及ヒ將來維持ノ方法及ヒ費金ノ額(該金ハ本人ヨリ支出セシヤ又ハ其舉ヲ賛成シ他ヨリ寄贈ニ係ル等ノ譯)
 - 一 學校病院等ヲ設立セシモノハ其構造並建坪其他教師生徒及ヒ醫員患者等ノ員數
 - 一 疏河築堤修路ニ係ルモノハ工事ノ摸樣着手及ヒ竣工ノ年月施行前後實地ノ景況又ハ川幅堤等ノ里程間數詳細繪圖畫ヲ要ス
- 右之外ト雖モ緊要ノ件ハ記載ヲ要ス

第二款 巡查功勞賞與調查標準

▲警規帶三號 (明二十四年一月八日)

警察署長

- 巡查功勞賞與中犯罪ニ係ルモノ、義ハ昔日ノ所謂捕獲賞ト異ナリ其事蹟顯著ナラサレハ舉行難相成モノニ候處其上申中或ハ逮捕ノ難易ヲ問ハス捜査ノ粗密ヲ分タサル如キモノ又ハ事實不盡ノモノ等往々相見ヘ調査上差支フルノミナラス爲ニ其當ヲ失スルノ虞モ有之候尙自今別紙説明書ニ照シ一層慎重ニ調査シ上申書中ニハ其事實ニ應シ左ノ各項ヲ明瞭ナラシムヘシ
- 一 罪犯ノ住所姓名年齢及犯罪ノ性質
 - 一 逮捕セシ場所並ニ年月日時
 - 一 逮捕セシ時ノ摸樣即チ容易ニ捕ニ就キシカ抗拒セシカ等其難易ヲ見別スルニ足ルヘキ狀況
 - 一 諸般ノ證憑捜査ノ顛末
 - 一 罪犯ノ所在捜査ノ顛末
 - 一 罪犯ノ誰タルヤハ捜査上覺知シタルヤ又ハ上官ノ命ニ依リテ承知シタルヤ
 - 一 被告人ハ再犯以上ノモノナルヤ否
 - 一 被告人特ニ不良ノモノナルハ其事體

一二人以上ノ協力ニ係リ優劣アルモノハ甲乙ノ符號
一功勞者ノ主務即チ探偵專務駐在所署在地受持豫備等ノ區別

警察賞與規則說明巡查ニ關スル部

第十三條 本條ヲ特掲スル所以ハ巡查ハ元ト職務上爲スヘキノ事ニシテ其
功勞必シモ賞與スルニ及ハサルモノ、如シ然レモ身命ヲ顧ミス危險ヲ蹈
ミタル者ナルヲ以テ其功ノ賞スヘキモノナシトスヘカラス唯巡查ハ一般
人民ニ比シ功勞ノ著明ナルニ於テ初メテ賞與スル等自ラ異ナル所ナカル
ヘカラス故ニ爰ニ之ヲ特掲シテ一般人民ト殊別ナルヲ明ニス

第一項 本項ハ罪犯ヲ捕獲シタルトキト雖トモ其功勞ノ著明ナル者ニア
ラサルヨリハ唯捕獲シタル廉ノミヲ以テ賞與セサルヲ明ニス其搜查
ノ二字ヲ挿入シタルハ第三條ハ單ニ捕獲ヲ容易ナラシメタル者ニ對ス
ル事項ノミニシテ罪犯ヲ搜查スルコトハ特ニ巡查ニ屬スルヲ以テナリ
第二項 零ス

第三項 本項ハ犯罪事件ニ關セサル事項及流行病豫防檢疫其他誤病ニ關
シ職務ヲ行フタルトキ特ニ功勞ノ著明ナル者ニ賞與スルヲ規定スル
モノナリ一般人民ノ條項ニ於テ流行病ノ事ナキハ其之ニ關係スルコト
ナキヲ以テナリ

第四項 本項ハ一般人民ニ在テハ褒賞條例ノ範圍ニ入ルヘキモノニシテ

官吏ハ褒賞條例ニ據ルコトヲ得サルヲ以テ茲ニ掲出スル所以ナリ

第十四條 巡查ニ於テ犯罪ヲ捕獲シタルト雖トモ未タ警察署分署ニ交付セ
ス又ハ留置場ニ拘留セサル前ニ自ラ逃走セシメタルトキハ捕獲ノ功ヲ失
フモノトス故ニ之ヲ賞セサルナリ尤モ再ビ之ヲ捕獲シタルトキハ第十三
條第一項ニ據テ賞與スルハ勿論ナリ

第十五條 私事旅行トハ養痾若クハ飯省若クハ賜休暇中旅行等ノ如キ職務
ヲ帶ヒサル場合ヲ指稱ス此場合ト雖トモ其管内即チ其所屬署ノ區畫管内
ニ於テ功勞アリタルトキハ尙ホ職務ヲ帶ヒタルトキト同ク第十二條ノ例
ニ據テ賞與スルコトヲ明ニス故ニ其區畫管外ニ於テハ無論一般人民ノ例
ニ依ル

第十六條 本條ハ第十三條第四項ノ賞與ノ給與スル場合ニ於テ其分賦方ヲ
定ムルコトナリ譬ヘハ玆ニ一人ノ溺水者アリ巡查二人及ヒ人民一人ニシ
テ之ヲ救援シタリ此賞金ヲ三圓トスレハ一人壹圓ニ相當ス故ニ巡查ニ屬
スル二圓ヲ以テ之ヲ賞與スルカ如シ

第三款 警察賞與規則施行細則

▲三重縣訓令乙第四百三十三號 (明治廿六年七月十七日)

警察部
警察署

警察 分署

警察賞與規則施行細則左ノ通相定ム

警察賞與規則施行細則

第一條 警察上賞與ノ等差ヲ別ツコト左ノ如シ

但抜群ノ功勞アル者ニ對シ特別賞ヲ行フ場合ハ此限ニアラス

甲種

一等賞金拾三圓以上拾五圓以下

二等賞金拾壹圓以上拾三圓未滿

三等賞金九圓以上拾壹圓未滿

四等賞金七圓以上九圓未滿

五等賞金五圓以上七圓未滿

六等賞金三圓以上五圓未滿

乙種

一等賞金四圓以上五圓以下

二等賞金三圓以上四圓未滿

三等賞金貳圓以上三圓未滿

四等賞金壹圓貳拾錢以上貳圓未滿

五等賞金五拾錢以上壹圓貳拾錢未滿

六等賞金拾錢以上五拾錢未滿

第二條 賞與ハ左ノ各項ニ照シテ施行ス

一 國事ニ關スル重罪犯ハ甲種一等賞又ハ二等賞

二 兇徒囑集ニ關スル重罪犯ハ甲種一等賞又ハ二等賞

三 貨幣偽造ニ係ル重罪犯ハ甲種二等賞貨幣變造ニ係ル重罪犯ハ甲種三等又ハ四等賞

四 謀殺ニ係ル重罪犯ハ甲種二等又ハ三等賞故殺若クハ毆打致死ニ係ル重罪犯ハ甲種四等賞

五 放火ニ關スル重罪犯ハ甲種三等又ハ四等賞

六 強盜ニ關スル重罪犯ハ甲種四等又ハ五等賞

七 越獄逃走ノ重罪犯ヲ捕獲シタル者ハ甲種四等又ハ五等賞

八 貨幣偽造ニ係ル輕罪犯ハ乙種三等賞貨幣變造ニ係ル輕罪犯ハ乙種四等又ハ五等賞

九 竊盜犯ハ乙種四等又ハ五等賞

十 越獄逃走ノ輕罪犯ヲ捕獲シタル者ハ乙種五等又ハ六等賞

第三條 前條ノ罪犯暴行強迫抗拒シタルトキハ左ノ例ニ照シテ賞與ス

一 重罪犯又ハ重罪囚ニテ兇器ヲ携帯シタルモノニ係ルトキハ甲種一等又ハ二等賞

二 重罪犯又ハ重罪囚ニテ兇器ヲ携帯シタルモノニ係ルトキハ甲種一等又ハ二等賞

三 重罪犯又ハ重罪囚ニテ兇器ヲ携帯シタルモノニ係ルトキハ甲種一等又ハ二等賞

四 重罪犯又ハ重罪囚ニテ兇器ヲ携帯シタルモノニ係ルトキハ甲種一等又ハ二等賞

- 二 重罪犯又ハ重罪囚ニテ兇器ヲ携帯セサルモノニ係ルトキハ甲種二等又ハ三等賞
- 三 輕罪犯又ハ輕罪囚ニテ兇器ヲ携帯シタル者ニ係ルトキハ乙種一等又ハ二等賞
- 四 輕罪犯又ハ輕罪囚ニテ兇器ヲ携帯セサル者ニ係ルトキハ乙種二等又ハ三等賞
- 第四條 前各條ノ如ク等差ヲ定ムト雖トモ其情狀ニ依リ適宜加減スヘシ特別賞其他賞與スヘキモノニシテ細則ニ明文ナキモノハ臨時之ヲ議定ス
- 第五條 第二條第三條ノ各項ニ比シテ相下ラサル功勞アル者ハ其適度ニ應シテ之ヲ賞與シ乙種六等ニ次ク功勞アル者ハ賞詞ヲ與フ
- 第六條 水火災其他犯罪ニ關セザル功勞アル者ハ乙種三等以下ノ賞ヲ與フ但其功勞ノ大ナル者ハ乙種二等以上ノ賞ヲ與ヘ其功勞ノ格別顯著ナル者ハ甲種ノ賞ヲ與フルコトアルヘシ
- 第七條 警部巡查其他警察ニ從事スル者ニシテ左ノ各項ニ該當スルモノハ前各條ニ定ムル區別ニ從ヒ甲種又ハ乙種ノ賞ヲ與フ
 - 一 第二條ニ掲グル罪犯ヲ捜査又ハ捕獲シ其功勞ノ著シキ者又ハ其他功勞ノ相均シキ者
 - 二 第三條第六條ニ掲グル事項及流行病ニ付其功勞ノ著シキ者

- 三 自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救援シタル者
- 第八條 警部巡查等私事旅行中其所屬署部内ニ於テ賞與スヘキ功勞アリタルトキハ其職務上ニ於テナシタルモノト同一ノ賞ヲ與ヘ其所屬署部外ニ於テハ一般人民ノ例ニ依リ之ヲ賞ス
- 第九條 賞與具狀ニハ功勞ノ事實ヲ詳叙シ且ツ規則第九條第十條第十一條ニ抵觸ノ有無ヲ附記スヘシ
- 第十條 前條事實ノ顛末罪狀其他功勞等疑アルモノハ其旨ヲ附記シ他日其事ノ整理完結若クハ公判豫審ノ終結ヲ待テ之ヲ申報スヘシ
- ▲警訓第三十號 (明治廿六年七月十七日)
- 警部巡查職務上ノ功勞又ハ行爲ノ感賞スヘキモノニシテ警察賞與規則ニ該當セサルモノハ警部長特ニ書面ヲ以テ之ヲ賞揚ス
- 右警察一般ニ訓示ス

第四款 懲罰巡查

▲警規第六號 (明治十七年二月七日)

警察署長

刑法第百五拾條ニ懈怠云々トアルハ重キ過失ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラサル場合ヲ指稱サレタルモノニ付巡查此場合ニ遭遇シタルハ其甚シキ不注意ニ出テサルモノハ同條ニ依ラス巡查懲罰例ニ依リ處分セラル、儀ト可心得此

旨内達候事

▲警第百二十六號 (明治十八年八月二十四日)

警察署長

巡查其奉職誓約期內ニ辭職スル者ハ狀情ニ依リ懲罰例ニ照シ處分可相成筈ニ候條以來辭表差出シ候者有之ニ於テハ篤ト事情取糺シ尙意見有之分ニハ其意見ヲ付シ詳細申出ヘシ此旨相達候事

▲三重縣訓令乙第三百八十二號 (明治二十六年六月二十七日)

警察部

警察署

警察分署

巡查懲罰例細則左ノ通相定メ本年七月十日ヨリ施行ス

巡查懲罰例細則

第一章 總則

第一條 巡查ノ懲罰ハ以下各條ニ依リ處分ス但所犯ノ情狀ニ由リ別表懲罰例ニ照シ五等以內ヲ加減スルコトヲ得

第二條 犯情ニ依リ加重減輕スヘキ時ハ第十條懲罰加減例表ノ等級ニ照シテ加減ス但減シテ不問ニ付スルコトナシ

第三條 既ニ處分ヲ經タル後滿六ヶ月以內ニ同一ノ事件ヲ犯シタルモノハ

再犯ヲ以テ論シ一等ヲ加フ

第四條 疎虞ニ因リ囚徒ヲ逃走セシメタル者十日以內ニ他人ノ逮捕シタルトキハ一等又ハ二等ヲ減ス自ラ逮捕シタルトキハ其罰ヲ免スルコトアルヘシ

第五條 部長ノ職ニアル巡查ノ罰ハ都テ一等ヲ加フ但罰例中部長ノ職務ニ係ルモノハ此限ニアラス

第六條 同僚ノ所犯ヲ知テ容隠スルモノハ本犯ニ一等ヲ減シ默許スルモノハ二等ヲ減ス

第七條 罰金ヲ納完セサル前増俸シタルトキハ原俸ニ依リ減俸シタルトキハ減俸ニ依テ追徴ス

第八條 本則ニ明文ナシト雖モ懲罰スヘキモノト認ムル所爲ハ臨時議定シテ之ヲ處分スルコトアルヘシ

第九條 本則ニ明文アルモノト雖モ其情狀最モ輕ク憫諒スヘキモノハ警部長ニ於テ訓戒ニ止ムルコトヲ得

第十條 懲罰加減例表左ノ如シ

罰等	罰科	月俸	拾五圓	拾貳圓	拾圓	九圓	八圓
一等	阿責	全責	全	全	全	全	全

二	等	百分ノ一拾五	錢拾貳	錢拾	錢九	錢八
三	等	百分ノ二三	錢拾四	錢拾貳	錢拾八	錢拾六
四	等	百分ノ三四	錢拾五	錢拾三	錢拾七	錢拾四
五	等	百分ノ四六	錢拾八	錢拾四	錢三拾六	錢三拾貳
六	等	百分ノ五七	錢拾六	錢拾五	錢四拾五	錢四拾
七	等	百分ノ六九	錢拾七	錢拾六	錢五拾四	錢四拾八
八	等	百分ノ七壹	錢拾八	錢拾七	錢六拾三	錢五拾六
九	等	百分ノ八壹	錢拾九	錢拾八	錢七拾貳	錢六拾四
十	等	百分ノ九壹	錢拾壹	錢拾九	錢八拾壹	錢七拾貳
十一	等	百分ノ十壹	錢拾貳	錢拾壹	圓九拾	錢八拾
十二	等	百分ノ十二壹	錢拾四	錢拾貳	圓八拾九	錢九拾六
十三	等	百分ノ十四壹	錢拾六	錢拾四	圓四拾	錢三拾六
十四	等	百分ノ十六壹	錢拾八	錢拾六	圓四拾	錢四拾八

十五	等	百分ノ十八	圓七拾	圓拾六	圓八拾	圓拾貳
十六	等	百分ノ二十三	圓	圓四拾	圓	圓八拾
十七	等	百分ノ卅五	圓三拾五	圓三	圓五拾	圓貳拾五
十八	等	百分ノ三十四	圓五拾	圓六拾	圓三	圓七拾
十九	等	百分ノ卅五	圓五拾	圓四拾	圓五拾	圓八拾
二十	等	百分ノ四十六	圓	圓八拾	圓四	圓六拾
廿一	等	百分ノ五十七	圓五拾	圓六	圓五	圓四拾
廿二	等	百分ノ六十九	圓	圓七拾	圓六	圓四拾
廿三	等	百分ノ八十	圓貳	圓九拾	圓八	圓七拾
廿四	等	百分ノ九拾	圓五	圓拾	圓九	圓八
廿五	等	免職	全	全	全	全

第二章 罰例
第一條 左ノ事項ニ該當スル者ハ何責ニ處ス

- 一 出勤時間ニ遅参シタル者
 - 二 出勤時間後缺勤届ヲ出シタル者
 - 三 出勤簿ニ捺印セサル者
 - 四 巡回線路ヲ誤リタル者
 - 五 當番ニ交代時間ノ通知ヲ怠リタル者
 - 六 同僚ニ對シ禮式ヲ失シタル者
- 第二條 左ノ事項ニ該當スル者ハ月俸百分ノ一以上百分ノ五以下ノ罰金ニ處ス
- 一 職務上捺印スヘキ文書ニ其手續ヲ爲サ、ル者
 - 二 官物ヲ遺失又ハ誤毀シタル者
 - 三 看守見張臨監又ハ巡回ノ際容姿ヲ亂シ不体裁ノ所爲アル者
 - 四 警察禮式ニ違ヒ若クハ上官ニ敬禮ヲ失シタル者
 - 五 服装又ハ帶劍ノ制規ニ違背シタル者
 - 六 勤務規定ニ違背シタル者
 - 七 出勤時間外臨時ノ呼出ニ應セザル者
 - 八 出勤中發病シタル時ト雖トモ無届ニテ退出シタル者
 - 九 戸口調査及其簿冊ノ整理ヲ怠リタル者
 - 十 同僚ト喧嘩口論セシ者

- 十一 點檢又ハ巡回ノ際制規ノ携帶品ヲ所持セサル者
- 十二 非番又ハ休暇中無届ニテ一泊以上ノ地ニ他行シタル者
- 十三 署内又ハ派出所駐在所ニ於テ勤務時間外ト雖トモ圍碁將碁等ノ遊戯ヲナシタル者
- 十四 巡邏中喫咽シタル者
- 十五 執務中放歌吟詩等ヲ爲シタル者
- 十六 執務中睡眠又ハ常食外ノ飲食ヲナシタル者
- 十七 上官ノ許可ヲ得スシテ懇親會又ハ宴會等ノ席ニ臨ミタル者
- 十八 他人ノ携帶品ヲ借受ケ點檢ニ供シ若クハ之ヲ貸與シタル者
- 十九 手帖ニ職務外ノ事項ヲ記載シタル者
- 二十 官署ノ戸障子襖壁等ニ樂書シタル者
- 廿一 看守ヲ怠リ重輕罪ニ非ラサル被告人ヲ逃走セシメタル者
- 廿二 日記其他例記アル文書ノ記載ヲ怠リタル者
- 廿三 警察上注意スヘキ要件ヲ覺知セサル者
- 廿四 看守護衛等ノ場所ヲ故ナク離レタル者
- 廿五 交代員ノ參着ヲ待タスシテ擅ニ歸宿シタル者
- 廿六 上官ノ命シタル事ヲ失念シ又ハ遅延シタル者
- 廿七 人民ニ接シ濫ニ威權ヲ弄シ又ハ不親切ノ所爲アル者

- 廿八 臨監スヘキ場所ニ故ナク臨監セサル者
- 廿九 巡邏中濫リニ興行場ニ立入タル者
- 三十 巡邏中故ナク乗車シタル者
- 卅一 持區外ニ無届宿泊シタル者
- 卅二 會計上ノ規定ニ違フタル者
- 第三條 左ノ事項ニ該當スル者ハ月俸百分ノ六以上百分ノ十以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 檢査スヘキ船舶ノ檢査ヲ怠リタル者
 - 二 迅速ヲ要スル事件ノ報告ヲ怠リタル者
 - 三 復命書詳カナラスシテ處務ニ差支ヲ與ヘタル者
 - 四 巡回線路ニ違ヒ又ハ巡回ヲ欠零シタル者
 - 五 手帖又ハ公文ヲ遺失シ事ニ害アル者
 - 六 上官ノ指揮ヲ受ケス濫リニ人民ヲ呼出シタル者
 - 七 病氣忌引等欠勤中擅ニ他出シタル者
 - 八 許可ノ指令ヲ待タス其任地ヲ離レタル者
 - 九 故ナク勤務ヲ離レタル者
 - 十 看守ノ官有物件又ハ官給品ヲ盜マレシ者
 - 十一 看守又ハ護送ノ囚徒ト私語シタル者

十二 看守又ハ護送途中其囚徒ヲ他人ニ面晤セシメ若クハ飲食物其他ノ物件ヲ給與シタル者

- 十三 看守ヲ怠リ輕罪被告人ノ逃走又ハ自儘ヲ覺知セサル者
- 十四 帶剣ヲ以テ濫リニ獸類亦ハ竹木等ヲ截リタル者
- 十五 巡邏中非常事變アルヲ覺知セサル者
- 十六 會計上ノ規定ニ違ヒ事ニ害アル者

第四條 左ノ事項ニ該當スル者ハ月俸百分ノ十二以上百分ノ十八以下ノ罰金ニ處ス

- 一 濫リニ負債ヲナシ又ハ物品ノ代價ヲ拂ハサル者
- 二 無届欠勤シ又ハ他行シタル者
- 三 出勤中無届歸宿シタル者
- 四 嫌疑者ヲ捕ヘ怠慢ニ依リ逃走セシメタル者
- 五 勤務時間中團碁將碁等ノ遊戯ヲナシタル者
- 六 勤務中醉態又ハ醜体ヲ露シタル者
- 七 公衆ニ對シ職務ニ關セサル講談論議等ヲナシタル者
- 八 新聞紙及政治雜誌ニ投書シタル者
- 九 領置品ヲ遺失誤毀シタル者

第五條 左ノ事項ニ該當スル者ハ月俸百分ノ二十以上百分ノ四十以下ノ罰

金ニ處ス

- 一 看守ヲ怠リ重罪ノ被告人ヲ逃走セシメ又ハ自儘ヲ覺知セザルモノ
 - 二 病氣又ハ忌引等ノ欠勤中酒宴ニ列シ若クハ遊戯場等ニ立入りタルモノ
 - 三 出勤中飲酒シタルモノ
 - 四 出張巡回等ノ命ヲ受ケ事ニ托シテ速ニ奉命セサル者
 - 五 管守ノ官有物件又ハ官給品ヲ紛失シタル者
 - 六 諸規則違犯者タルヲ認メ其手續ヲナサ、ル者
 - 七 他人ノ訴訟事件ニ關與シタル者
 - 八 商業類似ノ所爲アル者
 - 九 故ナク人民ノ饗應ヲ受ケ又ハ興行臨監等ニ出張中飲食物ヲ受ケタル者
 - 十 保護制止スヘキ事件ヲ見聞シ其本分ヲ盡サ、ル者
 - 十一 檢視檢證ヲ疎漏ニシタル者
 - 十二 漫ニ酒樓又ハ飲食店ニ立入りタル者
- 第六條 左ノ事項ニ該當スル者ハ月俸百分ノ五十以上百分ノ八十以下ノ罰金ニ處ス
- 一 職務執行ノ際人民ニ對シ粗暴又ハ苛酷ノ所爲アル者

- 二 職務上人民ノ急訴ヲ受ケ其手續ヲ爲サ、ル者
 - 三 人民ニ對シ輕蔑侮辱ヲ受クヘキ卑屈賤陋ノ所爲ヲナシタル者
 - 四 非常召集規定ニ違背シタル者
 - 五 認可ヲ受クヘキ事項ニシテ認可ヲ受ケザル者
 - 六 妓樓ニ登リ又ハ藝娼妓ヲ招キタル者
 - 七 故ナク勤務ヲ缺キ他行シタル者
- 第七條 左ノ事項ニ該當スル者ハ一ヶ月俸ノ罰金又ハ免職ニ處ス
- 一 濫リニ秘密書類ヲ披閱シ又ハ秘密ノ事件ヲ漏洩シタル者
 - 二 陰ニ政黨派ノ爲メニ盡力シ又ハ交際ヲ爲ス者
 - 三 議員ノ撰擧ニ干渉シ又ハ私ニ奔走周旋シタル者
 - 四 政治ノ是非得失ヲ論議シタル者
 - 五 法律規則ヲ誹議シタル者
 - 六 新聞紙雜誌ニ投書シテ事ニ害アル者
 - 七 火災其他非常ノ事變ニ際シ故ナク不參シ又ハ之ヲ知リテ應セサル者
 - 八 破廉耻又ハ猥褻ノ所業ヲ爲シ警察官吏ノ体面ヲ汚シタル者
 - 九 犯罪人タルコトヲ知テ逮捕若クハ告發セサル者
 - 十 官給品又ハ借用ノ官物ヲ賣却シタル者
 - 十一 誓約限内正當ノ事由ナク強テ辭表ヲ出シタル者

- 十二 履歷ヲ包藏シ事ニ害アル者
- 十三 身体財産ニ對スル兇害ヲ見聞シテ其保護ヲ爲サス傍觀忌避卑法ノ振舞ヲ爲シ其本分ヲ盡サ、ル者
- 十四 職務ヲ放棄シテ擅ニ他行シタル者
- 十五 諭旨ニ違ヒ辭表ヲ出サ、ル者
- 十六 職權外ノ事ニ擅斷ノ處分ヲナシ事ニ害アル者
- 十七 同僚ヲ煽動シテ紀律ヲ亂ルノ所爲アル者
- 十八 上官ノ命令ニ服從セス又ハ故意ニ職務ノ執行ヲ爲サ、ル者
- 十九 上官ニ對シ虛妄ノ申告ヲ爲シ又ハ詐僞ノ所爲アル者
- 二十 上官ノ命令ヲ是非シ若クハ不敬ノ所爲アル者
- 廿一 上官ノ許可ヲ得スシテ職務ニ關シ他ノ贈遺ヲ受ケ又ハ私ニ他ノ給料ヲ受ケタル者
- 廿二 人民ニ對シ暴行ヲ加ヘ又ハ濫リニ拔劍シタル者

第四款 巡查懲罰例細則取扱手續

▲警訓第三號 (明治二十六年六月二十七日)

巡查懲罰例細則取扱手續左ノ通定ム

右知事ノ決裁ヲ經テ警察部各警察署分署ニ訓示ス

巡查懲罰例細則取扱手續

- 第一條 警察署分署長ハ部下巡查ニ懲罰細則違犯ノ所爲アルコトヲ認メタル時ハ直ニ本人所犯ノ手續書(署長宛)ヲ徴スヘシ
- 第二條 署長分署長ハ所犯ノ事實ヲ尽シタル書面ニ本人ノ手續書ヲ添ヘ親展ヲ以テ懲罰處分ヲ知事ニ具申スヘシ
- 第三條 若シ本人ニ於テ違犯ノ行爲ナキヲ主張シ又ハ所犯ノ行爲ヲ詐リ事實ノ申立ヲナサス若クハ手續ニ事實ヲ尽サ、ルトキハ署長分署長ハ能ク其事實ヲ調査シ證據ヲ具シテ處分ヲ請フ可シ
- 第四條 所犯ノ事件ニ加減ヲ要スル情狀アリト認ムルモノハ具申書ニ署長分署長ノ意見ヲ付記スヘシ
- 第五條 懲罰書ハ署長分署長ヲシテ本人ニ傳達セシムルモノトス

第五款 警部訓告例

▲警訓第四號 (明治二十六年六月二十七日)

警部訓告例左ノ通定メ本年七月十日ヨリ施行ス

右知事ノ決裁ヲ經テ警察部各警察署分署ニ訓示ス

訓告例

- 第一條 警部職務上ノ過失ニシテ官吏懲戒例ニ依リ處分セラレサルモノハ官吏服務規律第十六條ニ依リ警部長ニ於テ之ヲ訓告スルモノトス
- 第二條 警部職務上ノ過失トシテ訓告スヘキ諸件ハ大要左ノ如シ

- 一 法律規則ノ執行又ハ解釋ヲ誤リタル者
- 二 違警罪處分ヲ誤リタル者
- 三 集會ノ處分ヲ誤リタル者
- 四 警務上臨機ノ處分ヲ誤リタル者
- 五 定期又ハ臨時報告ノ期ヲ誤リタル者
- 六 日限ヲ定メラレタル報告又ハ事務ノ期限ヲ後レタル者
- 七 警察上注意スヘキ事件ノ報告ヲ怠リタル者
- 八 上申ノ手續ヲ誤リ又ハ疎漏ノ上申ヲ爲シタル者
- 九 他官衙ニ對シ照會通知若クハ回答ノ期ヲ怠リタル者
- 十 文書ノ取扱手續ヲ誤リ又ハ例規ニ違ヒ文書ノ編綴ヲ爲シタル者
- 十一 統計諸表ノ調製正確ナラサル者
- 十二 書類ヲ遺失若クハ紛失シタル者
- 十三 秘密書類ノ取扱ヲ疎畧ニシタル者
- 十四 帳簿備品ノ整理保存完カラサル者
- 十五 規定ノ巡視ヲ怠リ又ハ疎畧ノ視察ヲ爲シタル者
- 十六 復命書ノ進達ヲ怠リ又ハ疎畧ノ復命ヲ爲シタル者
- 十七 巡閱ニ依リ署務其他ノ成績完カラサル者
- 十八 部下ニ對シ指揮命令ヲ誤リタル者

- 十九 巡查ノ懲罰スヘキ行爲ヲ隱蔽シタル者
 - 二十 服裝又ハ禮式規則ニ違背シタル者
 - 二十一 濫リニ職務ノ地ヲ離レタル者
 - 二十二 無届缺勤シ又ハ故ナク勤務ヲ缺キタル者
 - 二十三 上官ノ指揮命令ヲ緩慢ニ付シタル者
 - 二十四 人民ニ對シ不親切ノ所爲アル者
 - 二十五 正當ノ事由ナクシテ主管ノ經費豫算額ニ不足ヲ告ケタル者
 - 二十六 經費ノ支出又ハ精算ヲ誤リタル者
 - 二十七 物品ノ講求ヲ誤リタル者
 - 二十八 署内ノ取締ヲ怠リ不都合ヲ生セシメタル者
 - 二十九 給仕小使ノ取締且行届ニシテ不都合ヲ生セシメタル者
 - 三十 以上ノ外怠慢失誤其他失体ノ行爲ニ依リ事務其他ニ不都合ヲ與ヘタル者
- 第三條 訓告ハ書面ヲ以テ本人ヘ下付スルモノトス其書式左ノ如シ
- 訓 告 書
- 何署長警部 氏 名
- 何々ノ件何々セシハ職務上失体(不都合)(不注意)ナリトス將來注意ス可シ(速ニ正當ノ處分ヲ爲スヘシ)(改正スヘシ)(施行スヘシ)(報告スヘシ)

右訓告ス

年月日

警部長名 ㊦

第四條 警察部ニ訓告録ヲ備ヘ訓告ノ要旨及警部ノ氏名ヲ記録シ其都度知事ノ閱覽ニ供スルモノトス

第五條 警部ノ訓告ハ勉勵賞與進級等ノ際知事ニ於テ詮議ノ資料ニ供セラレ、モノトス

第六條 過失ノ輕キモノハ訓告ヲ用ヒス注意ニ止ムルモノトス但注意ハ適宜書面ヲ以テシ又ハ口頭ヲ以テス

第七條 訓告ノ處分ヲ受ケタル者ハ警察報ニ其全文ヲ登載スルモノトス

第六款 巡查訓戒例

▲警訓第五號 (明治二十六年六月二十七日)

巡查訓戒例左ノ通定ノ本年十月七日ヨリ施行ス

右知事ノ決裁ヲ經テ各警察署分署ニ訓示ス

巡查訓戒令

第一條 巡查職務上及行狀ノ失体ニシテ懲罰ニ至ラサルモノト認ムル者ハ其注意ヲ促カスタメ署長之ヲ訓戒スヘシ

第二條 巡查懲罰例細則ニ明文アル事項ト雖モ其情狀最モ輕キモノハ特ニ警部長ノ指揮ヲ受ケ訓戒ニ止ムルコトヲ得

第三條 訓戒ハ書面ヲ以テ本人ニ交付スヘシ其書式左ノ如シ

訓戒書

何警察署分署

巡查 氏 名

何年何月何日何々セシハ職務上失体ナリトス(不都合ナリトス)(將來注意スヘシ)

右訓戒ス

年月日

署長名 ㊦

第四條 訓戒ヲ爲シタルトキハ其事由及月日ヲ巡查行狀録ニ登載シ左ノ書式ニ依リ其都度警部長ニ報告ス可シ

號外第何號

巡查訓戒報告

何署巡查 氏 名

右何々ノ件ニ依リ何月何日訓戒セリ

年月日

署長名 ㊦

第五條 訓戒ノ處分ヲ受ケタル者ハ警察報ニ登載スルモノトス

第九章 文書及簿冊

第一款 縣令郡令公布ノ方法

▲三重縣令第七十六號 (明治二十六年十一月二十四日)

縣令郡令公布ノ方法左ノ通相定メ本年十二月一日ヨリ施行ス

但明治十九年九月縣令第一號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第一條 縣令ハ三重縣公報ニ登載シ郡役所市役所町村役場ニ配付ス

第二條 郡令ハ印刷若クハ筆記ヲ以テ部内町村役場ニ配付ス

第三條 三重縣公報ハ每週火曜日金曜日ニ發行ス但至急ヲ要スルトキハ臨時號外ヲ以テ發行ス

第二款 三重縣公報發行規程

▲三重縣公報發行規程(明治二十八年七月七日)

本月三日廳中達第二號ヲ以テ左ノ通り定メラレタリ

三重縣公報發行規程

第一條 三重縣公報ハ內務部第一課ニ於テ編纂シ毎火曜金曜ノ兩日ニ發行ス但シ令達スヘキモノナキトキハ定日ト雖發行セズ緊急ヲ要スルモノアルトキハ臨時號外ヲ發行スルコトアルヘシ

第二條 公報ニ登載スヘキ事項左ノ如シ

一 令達

縣令訓令 (甲號) 告示 諭告

但シ改正削除等ニシテ他ニ關係アルモノハ其全文若クハ要領ヲ抄録添附スヘシ

二 廳中事項

官吏及學校職員(判任官待遇ノモノ)ノ任免賞罰其他諸辭令 本廳官吏ノ發着町村長及助役ノ撰舉認可 郡市町村長ノ伺指令及問合回答等

三 彙報

勸業 學事 衛生 警察 徵稅 戶口 氣象等管内官民ニ周知セシム事項

四 廣告

廳中及郡役所等ノ廣告

第三條 各部署課知事官房ニ於テ公報ニ登載ヲ要スルモノハ議案ノ欄外ニ「公報登載」ト朱記シ總テ內務部第一課ニ合議シ決裁ノ上楷書ヲ以テ公報原稿用紙ニ淨寫シ「公報材料」ノ箋ヲ附シ內務部第一課文書係ニ送付スヘシ

但令達ノ外ハ本文合議ヲ要セス直ニ材料ヲ送附スヘシ

第四條 內務部第一課ニ於テハ前條ノ材料ニ就キ順序ヲ定メ類ヲ別チテ原稿ヲ編纂シ內務部長ノ決裁ヲ經テ發行ノ前日正午十二時マテニ印刷所ニ交付シ便宜校正ヲ經テ可成發行定日退廳時限マテニ刷成發行スヘシ

第五條

公報ヲ配付スヘキ個所ハ左ノ如シ
但左記ノ外毎號二部内務省ヘ納付ノ丁

- 一 廳中各課及知事官房
- 一 警察署及同分署
- 一 收稅署
- 一 監獄支署
- 一 縣立學校
- 一 縣立病院
- 一 郡市役所
- 一 町村役場
- 一 農事試驗場
- 一 明野勸農場
- 一 津測候所
- 一 土木區事務所
- 一 縣金庫及同出張所
- 一 縣會及同議員

第二款 警察報發行

▲三重縣訓令乙第三百七十九號 (明治二十六年六月二十七日)

警察部
警察署
警察分署

警察部ニ於テ警察報ヲ發行シ法律命令其他警察署ニ關スル必要ノ事項ヲ掲載シ警察署分署及巡查一般ニ配布スシテ

但明治廿五年(三月)三重縣訓令乙第二三六號ハ廢止ス

第四款 警察報登載事項

▲警訓第六號 (明治廿六年六月廿七日)

警察報ニ登載スル事項左ノ通定ム
右警察部各課各警察分署ニ訓示ス

警察報登載事項

- 一 詔勅法律及警察ニ關スル勅令閣令
- 二 警察ニ關スル各省ノ省令訓令告示指令及廳局ノ令達通知等
- 三 警察ニ關スル本縣々令訓令告示指令等
- 四 警察部訓示指令等
- 五 本縣警察任免辭令
- 六 警部訓告處分
- 七 巡查賞罰及訓戒處分

- 八 右ノ外警察上例規又ハ參考トナルヘキ事項
- 以上警察報本紙ニ登載ス
- 九 鑑札免許証等遺失紛失
- 十 品觸
- 十一 捜査人ノ人相其他
- 以上警察報附録ニ登載ス

第五款 警察文書番號例

▲警訓第一號 (明治廿六年六月廿七日)

警察文書番號例左ノ通定ム

右知事ノ決裁ヲ經テ警察部各警察署分署ニ訓示ス

警察文書番號例

第一條 警察部ノ文書番號ハ左例ノ如シ

警訓第何號

警訓番號ハ警部長ノ訓示、内示、通達等警察ノ例規ト爲ルヘキ文書ニ限リ用ユルモノトス

警第何號

警番號ハ警察部課名若クハ部課長名ヲ以テ發スル一切ノ文書ニ用ユルモノトス

警秘第何號

警秘番號ハ警察部ヨリ發スル一切ノ秘密文書ニ用ユルモノトス

第二條 警察署警察分署ノ文書番號ハ左例ニ準シ各署其署名ノ頭字ヲ冠稱スルモノトス

(津)甲第何號 (津警察署ノ甲番號)

右甲番號ハ各警察署ヨリ管内ニ發スル一切ノ文書ニ用ユルモノトス

(四)乙第何號 (四日市警察署ノ乙番號)

右乙番號ハ各警察署ヨリ管外ニ發スル一切ノ文書ニ用ユルモノトス

(松)丙第何號 (松阪警察署ノ丙番號)

右丙番號ハ各署又ハ各署長ヨリ部下ニ發スル文書ニ限リ用ユルモノトス

(宇)秘第何號 (宇治山田警察署ノ秘番號)

右秘番號ハ各警察署ヨリ發スル一切ノ秘密文書ニ用ユルモノトス

第六款 警察公文例

▲警訓二號 (明治廿六年六月廿七日)

警察公文例左ノ通定ム

右知事ノ決裁ヲ經テ警察部各警察署分署ニ訓示ス

警察公文例

第一條 警察部ノ訓示ハ警察報ニ登載スルヲ發布ノ本式トス但事ノ緊急ヲ

要シ若クハ一部ニ對スルモノハ別書ヲ以テ發布スルコトアルヘシ
第二條 警部長名ヲ以テ發スル文書ハ左例ニ依ル

(第一) 訓示又ハ内示ノ結文例

警訓第何號

何々左ノ通相定ム右(改定ス)

右各警察署分署(各警察署長分署長)ニ訓示ス(内示ス)

右知事ノ決裁ヲ經テ(命ニ依リ)各警察署分署ニ訓示ス(内示ス)、通達ス)

年月日

部長署名

(第二) 指令ノ文例

警訓第何號

何々ノ件何ノ通

左ノ通可被心得候事

認可候事

聽屆候事

難致認可

候事 難聽屆候事

難及詮議候事

聽許候事

(身上ノ願ニ對)

難聽許候事

同上)

年月日

部長署名

何署長警部某殿

(第三) 普通文書ノ結文例

警第何號

何々報告(進達)(上申)(具申)(送付)可有之候也可被致候也

手續書可被差出候也至急被申出候也

年月日

部長署名

何署長警部某殿

第三條 警察署長分署長ヨリ知事警部長ニ對スル結文ハ左例ニ依ルヘシ

此旨又ハ此段上申候也具申候也 進達候也 報告候也 相伺候也 請求

候也 請訓候也 此段奉願候也(身上ニ關) 及御屆候也(同上)

第四條 警察部各課及各署間ノ往答ハ對等文トシ其結文ハ左例ニ依ルヘシ

何々ノ件此段及照會候也及回答候也 及通知候也 申進候也 報告有之

度候也 及協議候也

第五條 警察署長分署長ヨリ部下巡查ニ對スル結文ハ左例ニ依ルヘシ

何丙(何秘)第何號

何々左ノ通相定ム(改定ス)

何々ノ件何々ト心得ヘシ(報告スヘシ)(注意スヘシ)

何日迄ニ出頭スヘシ(届出ヘシ)(差出スヘシ)

右巡查一般(各駐在巡查)(各巡查駐在所)(巡查何ノ誰)ニ達示ス(内示ス)

(通達ス)(指揮ス)

年月日

署長署名

第六條 巡查ヨリ署長以上ニ對スル結文ハ第三條ノ文例ニ準シ巡查ニ對ス

ル署長ノ指令ハ第二條ノ文例ニ準ス

第七條 警察部及各署ヨリ他府縣警察部又ハ警察署分署ニ對スル公文ハ對等文トシ其結文ハ第四條ノ文例ニ準スヘシ

第八條 警察署分署ヨリ人民ニ對スル公文ハ成規ノ文例アルモノ、外其結文ハ左例ニ依ルヘシ

出頭可有之候也 參署有之度候也 及通達候也 申進候也 申入候也 及通知候也 及照會候也 及回答候也 受領候也

第九條 名宛ノ人ニ限リ親展ヲ必要トスル秘密書類ハ封表ニ(必親展)ノ三字ヲ朱書シ代理ノ披見差支ナキモノハ(親展)ノ二字ヲ朱書シ其他公文ハ名宛ノ如何ニ拘ハラズ總テ封表ハ双方共ニ部署名ヲ表記ス可シ

第十條 警察部ノ公文ニ各署又ハ署ト記シタルモノハ各警察署警察分署ヲ併稱シ各署長又ハ署長ト記シタルモノハ各警察署分署長ヲ併稱シタルモノトス

第七款 住所録ニ載録スヘキ種類

▲警訓第二十一號 (明治廿六年七月八日)

各署ニ住所録ヲ備ヘ其所轄部内ニ於ケル重立官民ノ住所及署員ノ住所ヲ記録シ置キ異動毎ニ加除訂正シ臨機ノ用便若クハ他ノ尋問ニ差支ナカラシムヘシ其載録スヘキ種類左ノ如シ

右各警察署分署ニ訓示ス

住所録ニ載録ヘキ種類

(用紙十行 郵半紙)

一 本縣廳高等官以下判任官ノ住所 (本項ハ津警 察署ニ限ル)

二 裁判所高等官以下書記ノ住所

三 郡市町村長書記助役ノ住所

四 陸軍駐在官下士以上ノ住所

五 豫備後備士官以上ノ住所

六 各種學校々長及教員ノ住所

七 直間稅分署監獄支署土木監督署林區署其他出張所等官吏(判任以上)ノ住所

八 郵便局長及重ナル局員ノ住所

九 帝國議會議員及縣會議員ノ住所

十 辨護士執達吏ノ住所

十一 新聞社員及各新聞通信員ノ住所

十二 醫師ノ住所

十三 銀行諸會社役員ノ住所

十四 鐵道停車場ノ驛長及役員ノ住所

十五 署員ノ宿員

十六 右ノ外各署ニ於テ必要ト認ムル官民ノ宿所

第八款 須知錄記載事項

▲警訓第二十二號 (明治廿六年七月八日)

巡查駐在所及派出所ノ須知錄ハ豫テ左ノ事項ヲ記載シ置キ異動アル毎ニ加除訂正シ以テ警察上臨機ノ用便又ハ他ノ尋問ニ備フルモノトス
但派出所ノ須知錄ハ其組合分ヲ纏メ一冊ニ調製スヘシ
右警察署分署ニ訓示ス

須知錄記載事項

(用紙十行
郵半紙)

- 一 管内各警察署分署ノ距離
- 二 所管裁判所判檢事書記及登記所ノ職員
- 三 所管大隊區司令部及監視區ノ職員
- 四 署所轄内重立官吏及著名者ノ住所
- 五 同上各駐在巡查
- 六 受持組合各町村長助役以下吏員ノ住所
- 七 同上辨護士及執達吏ノ住所
- 八 同上政黨員政社員ノ住所
以下各項總テ其受持區内ニ係ルモノヲ錄ス
- 九 巡回線路一周ノ距離及豫定時間

十 各村ノ距離

十一 戶數人口及華士族平民ノ種別

十二 神社佛閣神官僧侶

十三 各種議員參事會員

十四 豫備後備陸海軍將校及下士卒ノ住所

十五 各種學校教員住所及生徒ノ數

十六 所得納稅者及其所得額

十七 醫師產婆ノ住所

十八 諸會社製造場職工場等

十九 酒造業及賣藥營業者

二十 質屋古物商及金貸業

廿一 銃炮火藥營業及銃炮ピストル所有者ノ數

廿二 郵便切手諸印紙度量衡賣捌所

廿三 旅人宿下宿業雇人請宿木賃宿

廿四 料理屋飲食店

廿五 馬車人力車荷車ノ數

廿六 人力車營業者及挽子ノ氏名

廿七 賣卜呪咀等ヲ爲ス者

- 并八 貸座敷ノ戸數及藝娼妓ノ員數
- 并九 瘋癲人及癩病患者ノ住所
- 十三 被監視人及前科者ノ住所
- 卅一 右ノ外必要ト認ムル事項

第九款 視察日誌

▲警訓第十九號 (明治廿六年七月八日)

各署ニ視察日誌ヲ備ヘ署長監督警部巡查部長ニ於テ在署地巡視ノ際監督上
 巡查ニ注意ヲ加ヘ又ハ直接人民ニ對シテ説諭若クハ注意ヲ與ヘ及執行シタ
 ル事故ノ要領ヲ各自ニ記録スヘシ其書式左ノ如シ

(視察日誌書式)

(用紙十行
罫半紙)

何年何月何日

警部(巡查部長) 某



- 一本日午前何時巡視ノ際巡查某何々セシヲ認メタルニ付注意ヲ加ヘタリ
- 一本日午後何時何町何番地某何々ヲ爲シタルヲ認メタルニ付説諭(注
 意)ヲ與ヘタリ又ハ説諭シタル所何々シタルニ付何々シタリ

第十款 日誌規定

▲三重縣訓令乙第四百十一號 (明治廿八年五月廿九日)

警 察 署
警 察 分 署

日誌規定左ノ通相定ム

日誌規定

第一條 日誌ハ警察上ニ於ケル既往ノ歴史ヲ知り統計ノ材料トシ又巡查ノ
 勤惰注意ノ厚薄ヲ知ルノ要ニ供スルモノトス

第二條 日誌ヲ分テ左ノ三種トス

署内日誌 駐在所日誌 派出所日誌

但直轄受持員及豫備員ハ一冊ノ直轄日誌ヲ調製スヘシ

第三條 日誌用紙ハ第一號様式ニ依ル

第四條 日誌ハ楷行書ヲ以テ字體明確文章簡明ニ記スヘシ

鉛筆インキ類ヲ用ユヘカラス

第五條 日誌ハ警察上ノ事故ニ非スト雖モ後日ノ參考ト爲ルヘキ要件ハ其
 ノ要領ヲ記録スヘシ

第六條 日誌ハ用紙ノ上欄ニ事項ノ題目ヲ記シ下欄ニ事項ヲ記スヘシ

第七條 日誌ノ題目ハ各署豫メ定メ置クヘシ

第八條 駐在所日誌派出所日誌(直轄日誌亦同シ)ノ卷首ニ第二號第三號用紙ヲ綴

込毎月記入スヘシ

第九條 署内日誌ニ記載スヘキ事項ハ大要左ノ如シ
一天氣

一寒暖(正午華氏檢溫器ニ據ル)

一署員ノ病氣忌引歸省其他ノ欠勤

一署員ノ出張派出巡視護送其他出入發着

一署員ノ任免轉勤其他ノ異動

一重立官民ノ來署及ヒ其用向

一重立官民ノ署所在地出入發着

一政談學術其他重ナル集會

一暴風雨水火災地震等ノ變災

一給仕小使ノ雇入雇解

第十條 駐在所日誌ニ記載スヘキ大要左ノ如シ

一天氣

一巡回 但豫定ト實行トナ記ス

一戸口調査 但調査シタル村名大字番屋敷ヲ記ス

一營業點檢 但點檢シタル營業者ノ氏名ヲ記ス

一服務ニ關スル事

一非直休暇賜暇等ニ關スル事

一書類ノ受發ニ關スル事

一服務ノ當日處理シタル事項及ヒ生シタル事故

第十一條 駐在巡查ハ當日服務ノ豫定ヲ每日午前九時迄ニ記載シ置クヘシ

第十二條 駐在日誌ニ八月日ノ下ニ日誌ヲ記載シタル者ノ檢印ヲ押捺スヘシ

第十三條 派出所日誌(直轄日誌亦同シ)ニ記載スヘキ大要左ノ如シ

一天氣

一當日服務者ノ氏名

一戸口調査 但調査シタル巡查ノ氏名ト町名番屋敷ヲ記スヘシ

一營業點檢 但點檢シタル巡查ノ氏名ト營業者ノ氏名ヲ記スヘシ

一詰員ノ服務ニ關スル事

一詰員ノ休暇賜暇等ニ關スル事

一書類ノ受發ニ關スル事

一當日詰員ノ處理シタル事故及ヒ生シタル事故

第十四條 法廷取締停車場取締等ニ從事スル巡查ノ日誌ヲ設クルハ署長ノ適宜トス

- 四 吏員ノ經歷ハ官吏公吏ハ勿論諸議員公私立學校ノ教員神官教導職ノ類ニ至ルマテ遺洩ナキヲ要ス
- 五 學術技藝ハ其修業ノ公私立學校講習場及修業ノ年月等遺洩ナキヲ要ス
ト雖モ小學舍内ニ係ルモノハ總テ除クハシ

履歷様式

縦二寸八分三厘横六寸五分(曲尺)用紙雁皮製厚紙

現籍	某府縣某郡市區町村番地十族
氏名	何ノ誰
年齢	年 月 生
家族	父某又父死 何年何月何日 母某又同上 妻某又ナシ 外家族何人
履歷	一年 年號月ヨリ年號月迄某府縣某郡市區町村某學校某職又ハ某ニ就キ何學修業ニ於テ某官ニ任セラシムル年號月ヨリ年號月迄某官衙ニ於テ何々ニ付職ニ於テ何々ニ付賞金若干下賜ニ依リ何々ニ付懲戒例ニ依リ罰俸何々月被申付區町村某道場又ハ某ニ就キ警刺及修業ノ事由ヲ列記ス(ハシ)

第十五款 報告上申書類認方注意

▲警第三十二號 (明治廿六年六月廿七日)

警察分署

近來諸報告上申書中文意錯綜字体澁難或ハ浩濇ニ流レ繁縷ニ涉リ或ハ正角流暢ヲ缺キ塗抹改竄ヲ加ヘ讀過ノ不便ハ勿論爲メニ無用ノ時間ヲ費ヤスニ至ル就テハ將來文ハ簡ニシテ其要ヲ得字ハ明瞭ヲ備フル様注意スヘシ

成規ニ由リ署長名ヲ以テ申報スヘキ事件ノ内往々巡查カ一篇ノ報告書ニ一任ニ付此段及御報告候セノ類

キモノトヲ混淆シ且ツ將來攷證タルヘキ書類ヲモ其儘呈出シテ署務ノ便宜ヲ失フニ至ルカ如キハ甚タ不可ナリ又文書ニ進達番號ヲ脱シ若ハ號外ト記スルモノ往々有之蓋シ件名日誌等ニハ恐クハ發送事由日時ヲ漏セルナラン是等ハ宜シク注意スヘシ

第十六款 巡查行狀錄調製例

▲警訓第八號 (明治廿六年六月二十七日)

巡查行狀錄調製例左ノ通定メ七月十日ヨリ施行ス

右各警察署分署長ニ訓示ス

巡查行狀錄調製例

- 一 巡查行狀錄ハ署長常ニ巡查ノ行狀ヲ考查手録スヘキモノニシテ巡查ヲ監督シ進退賞罰ヲ具申スルノ資料ニ供スルモノトス
- 二 巡查行狀錄ハ別表様式ニ依リ調製シ署長之ヲ秘藏スヘキモノトス但巡查轉署ノ時ハ之ヲ其署長ニ轉送シ免職ノ分ハ別ニ編綴保存スヘシ
- 三 巡查部長ノ行狀錄ハ其副本ヲ製シ之ヲ警部長ニ送致シ爾後變更アル毎ニ報告ス可シ

巡查行狀錄

勤	何年皆勤 何年欠勤何日	族籍 巡查氏名	技能	和漢學普通 筆算ヲ能クス 英書ヲ讀得ル 筆跡佳(惡)
			長所	司事事務ヲ能クス 筆記簿記ヲ能クス 擊劍(柔術)ヲ能クス 內勤事務ニ長ス 作文ヲ能クス 探偵ニ長ス
考試成績	何年月優等(上中下等得點數)			

巡查行狀錄

怠		訓戒	何年何月訓戒	性質	飲酒ヲ好ム(好マス) 質素節儉 酒癖アリ 粗暴 懶惰 輕躁 貯金アリ 負債アリ(多シ) 勤勉 奢侈活潑(不活潑)	品行	正直(愚直) 不勉強 不熱心(熱心)	健康	強壯 多病 普通 肺患アリ 脚氣質アリ 梅毒症アリ 虛弱 癩麻質斯症アリ	備考	

第十七款 巡查身上ニ關スル具申書式

▲警訓第九號 (明治二十六年六月廿七日)

巡查身上ニ關スル具申書式例左ノ通定ム

右各警察署長分署長ニ訓示ス

巡查身上ニ關スル具申書式

何秘第何號

巡查(賞與懲罰増俸退職轉署等)ノ儀具申

何警察署(分署)又ハ駐在所

何級俸(書朱)

巡查 何 某

右者(事實詳記)

依テ相當賞與(懲罰)(増俸)(精勤証書授與)相成度又ハ退職(解職)(轉署)命
セラレ度此段具申候也

年 月 日

何署長警部 何

某印

知事氏名殿

第十八款 巡查訓授錄書式

▲警訓第二十號 (明治二十六年七月八日)

巡查訓授錄書式左ノ通定ム

右各警察署長分署長ニ訓示ス

(訓授錄書式)

用紙十行
郵便紙

何年何月何日

警部

某

出席巡查何名巡查某病氣又ハ何々ノ爲メ欠席

訓授ノ要領

一何々ノ件ハ何々スヘキ事

一何々ノ事ハ何々ノ理由ニ付何様ニ取扱ヲ爲スヘキ事

一何規則第何條ハ何々ノ趣旨ニ付何様ニ解釋スヘキモノタル事

第十九款 特賜休暇具申書

▲警訓第二號 (明治二十八年二月廿八日)

警訓第二號ニ依リ差出スベキ特賜休暇具申書ハ廿六年六月警訓第九號ノ書
例ニ準シ調製シ且ツ與フヘキ日數見込ハ記入ヲ要ス

右各警察署長分署長ニ訓示ス

第二十款 巡查身上ニ關スル具申書

▲警訓第十五號 (明治二十八年四月廿六日)

巡查ノ身上ニ關スル具申書類ヘハ從來秘號ヲ用ヒ來リ候處自今ハ署長ノ手
元ニ巡查ノ身上ニ關スル番號録ヲ備ヘ何内第何號ト記スヘシ

右各警察署長分署長ニ訓示ス

第二十一款 警察簿書整理保存規程

△三重縣訓令乙第八百五號 (明治二十六年十二月廿八日)

警察部

警察署

警察分署

警察簿書整理保存規程左ノ通相定メ明治廿七年一月一日ヨリ施行ス

警察簿書整理保存規程

第一條 簿書ノ保存期限ハ永久十年五年二年ノ四類トシ一年一冊ニ編綴シ
每冊保存期限ヲ標記スヘシ

但紙數多キモノハ數冊ニ分チ其少ナキモノ及臺帳等ハ一冊ヲ以テ數年
兼用スルコトヲ得

第二條 規則例規又ハ參考トナルヘキ簿冊ハ每冊卷首ニ索引ヲ付シ引用ニ
便ナラシムヘシ

第三條 前條ノ簿書ハ其改廢ノ都度加除訂正ヲ加フヘシ

第四條 保存期限ノ計算ハ其文書處分完結ノ翌年ヨリ起算シ會計年度ニ屬
スルモノハ該年度ニ據テ計算ス

第五條 司法處分ニ屬スル簿書ハ第一條ノ期限ニ拘ハラヌ無効ノ通知又ハ

時効ノ經過ヲ以テ保存期限トス

第六條 前二條ノ場合ニ於テ簿書中ノ幾部分保存期限經過シタルトキハ之
ヲ拔去ルヘシ

第七條 簿書ハ平素蠹鼠濕氣等ノ害ナキ様厚ク注意スヘシ

第八條 保存満期ノ簿冊ハ其種類ヲ知事ニ報告ノ上之ヲ截斷シ公賣ニ付ス
ヘシ

但本條廢棄ノ簿冊ハ簿書目錄ニ何年何月何日廢棄ノ旨ヲ記入スヘシ

第九條 簿書ノ題名保存ハ後ニ示ス例ノ類別ニ依リ整理スヘシ

第十條 簿書ノ増減ヲナストキ又ハ第一類永久保存ニ屬スルモノト雖トモ
將來事ノ徵照ニ要ナキモノヲ棄却セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘ
シ

第十一條 機密書類其他本規程ニ定メザル簿書ノ保存手續ハ警部長別ニ之
ヲ定ム

第十二條 巡查駐在所及巡查派出所ニ屬スル簿書ノ題名保存手續ハ特ニ定
ムルモノ、外警部長ノ認可ヲ經テ警察署長之ヲ定ム

第十三條 簿書ノ調製ニ就キ特ニ規定アルモノハ其規定ニ從フヘシ

第十四條 從前ノ規定ニ據リ整理シタル簿書ハ其儘保存スヘシト雖其保存
期限ハ第九條ノ類別ニ從フヘシ

警察部簿書類名及保存期限

第一類編冊 保存期限永久

- 一 官報 (逐號編綴シ一ヶ月分ヲ裝釘ス)
- 二 法令全書 (法律勅令閣令等ノ區別ニ據リ一ヶ年分ヲ綴ル)
- 三 三重縣公報 (警務課保安課ニ一部宛)
- 四 三重縣警察報 (同上)
- 五 警察令達書類 (諸官省ノ令達并ニ縣令訓令及警部長ノ達示等一切ノ令達案ヲ綴ル)
- 六 内達書類 (諸官省知事警部長ノ内達ニ關スル一切ノ書類ヲ綴ル)
- 七 例記書類 (前各項ニ入ラサル例記書類ヲ綴ル)
- 八 日誌
- 九 履歷簿
- 十 巡查行狀錄
- 十一 事務引繼書類 (警部長以下一切ノ引繼書類ヲ綴ル)
- 十二 精勤証書授與臺帳
- 十三 警察署勤務書類
- 十四 給助金書類
- 十五 統計諸表類 (規定ニ據リ又ハ臨時必要ニ據リ製表シタル統計原稿

ヲ綴ル)

- 十六 警察會議書類
- 十七 諸願屆徵照書類 (劇場建設湯屋宿屋營業道路使用碑表建設其他構造ノ制限等ニ據リ他日參照ノ必要アル一切ノ書類ヲ綴ル)
- 十八 新聞雜誌臺帳
- 十九 火藥類及銃砲賣買免許商人臺帳
- 二十 劇場寄席免許人臺帳
- 二十一 火藥假貯藏所免許臺帳
- 二十二 新聞紙雜誌賣捌所臺帳
- 二十三 漁船臺帳
- 二十四 航運營業臺帳
- 二十五 街路使用免許臺帳
- 二十六 現行諸規約書類 (規約改正追加ノ書類ハ本簿ヲ訂正シタル上簿冊ニ綴ル)
- 二十七 書籍目錄
- 二十八 簿書目錄
- 二十九 諸收入豫算書

- 三十 給助人名簿
 - 三十一 物品臺帳
 - 三十二 物品受拂帳
 - 三十三 物品購入受拂修理簿
 - 三十四 家屋借入約定書類
 - 三十五 金品領收証書類
- 第二類編冊 保存期限十年
- 一 内牒書類 (内牒ニ關スル一切ノ書類ヲ綴ル)
 - 二 稟請書類 (上司ニ對スル伺上申及其指令ヲ綴ル)
 - 三 各署長稟請書類(甲) (甲乙二種ニ分チ甲即チ將來ノ參考トナルヘキモノヲ綴ル)
 - 四 往復書類(甲) (甲乙二種ニ分チ甲即チ將來ノ參考トナルヘキモノニシテ他ノ編冊ニ入ラサルモノヲ綴ル)
 - 五 巡查採用書類
 - 六 巡查以下進退書類
 - 七 辭令錄
 - 八 署長巡視復命書
 - 九 人民願伺屆書類

- 十 各府縣規則書類
 - 十一 警察費内譯簿
 - 十二 支出計算簿
 - 十三 國庫費内譯簿
 - 十四 地方稅雜收入内譯簿
 - 十五 被服屬具購入書類
- 第三類編冊 保存期限五年
- 一 各署長稟請書類(乙) (甲乙二種ニ區別シ乙即チ一時限リモノヲ綴ル)
 - 二 往復書類(乙) (同前ニシテ他ノ編冊ニ入ラサルモノヲ綴ル)
 - 三 各署報告上申書類
 - 四 訓告錄
 - 五 巡查不採用書類
 - 六 警察賞與書類 (甲乙二種ニ區別シ甲ヲ警察官吏ノ分トシ乙ヲ人民ノ分トス)
 - 七 巡查以下懲罰書類
 - 八 警察賞與錄
 - 九 巡查懲罰錄
 - 十 巡查受持區畫明細書 (改正ノ翌年ヨリ保存期限ヲ計算ス)

- 十一 銃砲火藥書類
 - 十二 新聞雜誌書類
 - 十三 出版書類
 - 十四 演說會書類
 - 十五 格魯兒酸加儂謨書類
 - 十六 狩獵及威銃書類
 - 十七 受付件名簿
 - 十八 親展文書受付簿
 - 十九 文書發送簿
 - 二十 金錢收支番號帳
 - 二十一 物品臺帳補助簿
 - 二十二 備品受拂補助簿
 - 二十三 不用物品賣却書類
 - 二十四 被服給與書類
- 第四類編冊 保存期限二年
- 一 職員願何屆書類
 - 二 巡視屆錄
 - 三 出勤簿

- 四 裁判結果通知請求簿
- 五 狩獵免狀受拂臺帳
- 六 有害鳥獸驅除捕獲免許臺帳
- 七 警察報告表綴 (毎月分ヲ一冊ニ綴ル)
- 八 雜書
- 九 廳中交付錄
- 十 廳外交付錄
- 十一 郵便發送簿
- 十二 新聞雜誌受付簿
- 十三 當直簿
- 十四 前渡金支出計算簿
- 十五 物品價格見積書類
- 十六 保管物品受拂帳
- 十七 物品請求書類

警察署分署簿書題名及保存期限

第一類編冊 保存期限永久

- 一 官報 (逐號編綴シ一ヶ月分ヲ裝釘ス)
- 二 法令全書 (法律勅令閣令等ノ區別ニ據リ一ケ年分ヲ綴ル)

- 三 三重縣公報
- 四 三重縣警察報
- 五 例規書類 (印刷セサル訓令訓示及將來例規トナルヘキ何指令通牒等ヲ綴ル)
- 六 達示書類 (署長ヨリ部下ニ達示シタルモノ、内將來例規トナルヘキ一切ノ書類ヲ綴ル)
- 七 署員名簿 (官氏名勤務等ヲ記シ差込帳トナシ繼續使用スルモノトス)
- 八 署内日誌
- 九 巡查訓授録
- 十 住所録
- 十一 事務引繼書類 (署長以下會計主任交代等一切ノ引繼書類ヲ綴ル)
- 十二 統計諸表類 (規定ニ據リ又ハ臨時必要ニ據リ製表シタル統計原稿ヲ綴ル)
- 十三 警察會議書類 (警察會及各署協議會決定書類ヲ綴ル)
- 十四 諸願届徹照書類 (劇場建設湯屋宿屋營業道路使用碑表建設其他構造ノ制限等ニ據リ他日參照ノ必要アル一切ノ書ヲ綴ル)
- 十五 銃砲臺帳 (軍用銃免許銃ノ二門ニ分ツヘシ)

- 十六 營業免許臺帳
- 十七 諸營業人名簿 (警察ノ許否ニ屬セスシテ取締ヲ要スヘキ營業者ノ住所氏名ヲ記録スルモノトス)
- 十八 現行諸規約書類 (規約改正追加ノ書類ハ本簿ヲ訂正シタル上簿冊ニ綴ル)
- 十九 重輕罪處分録
- 二十 違警罪處分録
- 二十一 書籍目錄
- 二十二 簿書目錄
- 二十三 支出計算簿 (地方稅會計規則ニ依リ設クルモノ)
- 二十四 現金出納簿 (同上)
- 二十五 現金出納簿 (歳入金取扱手續ニ依リ設クルモノ)
- 二十六 收入簿 (同上)
- 二十七 現金收入檢定簿 (同上)
- 二十八 諸收入調定元帳 (同上)
- 二十九 物品臺帳 (地方稅物品會計規則ニ依リ設クルモノ)
- 三十 物品受渡帳 (同上)
- 三十一 物品購入賣拂修理帳 (同上)

- 三十二 保管物品出納簿 (在監人所持品及遺失物品出納順序ニ依リ設クルモノ)
- 三十三 沒收物品出納簿 (同上)
- 三十四 保管金領收証書綴
- 三十五 保管物品領收証書綴
第二類編冊 保存期限十年
- 一 諸報告案
- 二 巡視復命書
- 三 諸達案 (署長ヨリ部下ニ達示シタル文案)
- 四 犯罪送致書類 (現行犯其他捜査處分ヲ了リ檢事ニ送致シ司法警察官ノ手ヲ離レタル結了書類文案等ヲ綴ル)
- 五 品觸書類
- 六 監視人名録
- 七 檢視書類
- 八 遭難届
- 九 犯罪捜査書類 (犯罪探偵ニ關スル書類檢証調書犯罪捜査照會書類等未タ檢事ニ移サハル書類ヲ綴ル)
- 十 經費^{仕拂並戻入} 命令書類

十一 經費^{仕拂並戻入} 傳票綴

第三類編冊 保存期限五年

- 一 視察日誌
- 二 巡查勤務日誌
- 三 署員上申報告書類 (署員ヨリ差出シタル統計材料等他ニ編綴ノ目ナキ尙上申報告書類ヲ綴ル)
- 四 警察報告臺帳
- 五 道路橋梁書類
- 六 銃砲火藥其他危險物書類
- 七 狩獵及威銃類
- 八 古物商質屋書類
- 九 馬車人力車營業書類
- 十 諸營業書類 (他ニ編綴ノ目ナキ諸營業ノ願尙等一切ノ書類ヲ綴ル)
- 十一 墓地及埋火葬書類 (碑表建設願ニシテ許可セサルモノヲモ綴ル)
- 十二 船舶關係書類 (漁船解舟川路船燈等ニ關スル書類ヲ綴ル)
- 十三 失踪者瘋癲者迷子棄兒行旅病人書類

- 十五 違警罪書類
 - 十六 新聞紙雜誌及出版物書類
 - 十七 演說會書類
 - 十八 留置人名錄
 - 十九 管内往復書類 (他ニ編綴ノ目ナキ管内諸官衙「縣廳所屬」ト往復シタル書類ヲ綴ル)
 - 二十 管外往復書類 (他ニ編綴ノ目ナキ縣廳所屬外各官衙ト往復シタル書類ヲ綴ル)
 - 二十一 遺失拾得埋藏物書類
 - 二十二 受付件名簿
 - 二十三 文書發送簿
 - 二十四 郵便發送簿
 - 二十五 電信發送簿
 - 二十六 地方雜收入金彙帳 (地方稅雜收入出納規則ニ依リ設ケルモノ)
 - 二十七 地方稅雜收入金受拂帳 (同上)
 - 二十八 書狀持人 差立簿
足并物品
 - 二十九 地方稅雜收入拂込領收證書綴
- 第四類編冊 保存期限二年

- 一 署員進退賞罰書類 (本簿ハ署長ノ保管トス)
 - 二 署員身上願伺屆書類
 - 三 巡査履歷書 (退職免職ノ日ヨリ保存期限ヲ計算ス)
 - 四 巡査行狀錄 (本簿ハ署長ノ保管トス)
 - 五 巡視錄
 - 六 巡回表
 - 七 勤務一覽表 (交換勤務表モ本簿ニ綴ル)
 - 八 出勤簿
 - 九 戶口調查書類 (異動申報身元調等ニ關スル書類ヲ綴ル)
 - 十 威銃免許彙帳
 - 十一 傳染病書類 (人畜傳染病ニ關スル書類ヲ綴ル)
 - 十二 諸興行書類 (劇場觀物寄席其他興行ニ關スル一切ノ書類ヲ綴ル)
 - 十三 人民願伺屆書類 (他ニ編綴スヘキ目ナキ願伺屆書類ヲ綴ル)
 - 十四 雜書 (他ニ編綴ノ目ナキ一切ノ文書ヲ綴ル)
- 第二十二款 遭難屆書**
- ▲警訓第三十四號 (明治廿七年十二月七日)
- 來ル明治廿八年一月ヨリ遭難屆書ニ別紙様式ノ索引ヲ添付スヘシ
右各警察署長ニ訓示ス

(別紙様式)

索引届出 番號月日	索引届出			摘要	効	書類送付	被害者氏名
	一	二	三				
	何月何日 何月何日 米何斗 代價何圓	何々々 何月何日何署へ照 會何署ニ於テ某逮 捕	何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日 何々々 所へ送付	何月何日 何々々 所へ送付	何ノ誰
	何月何日 何月何日 何圓何十錢	何々々 何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日 何々々 所へ送付	何月何日 何々々 所へ送付	何ノ誰
	何月何日 何月何日 何圓何十錢	何々々 何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日何署ニ於 テ發見	何月何日 何々々 所へ送付	何月何日 何々々 所へ送付	何ノ誰

一他署ニ於テ逮捕シタル犯人ノ自白ニヨリ物件等發見シタルトキ實効ノ欄ニ其品目等ヲ記入ス

一犯人一人ニシテ數ヶ所ニ於テ竊盜ヲ爲シタル者判明シタルトキハ各被害者實効ノ欄及各欄へ其事項ヲ記入ス

第二十二款 諸申牒員數關係文字認方

▲天乙第六十號南 (明治九年八月廿五日)
天乙第六十一號北

自今人民ヨリ差出候諸申牒員數ニ關係アル分二十文ノ字ハ壹貳拾ノ字体可相用此旨布達候事

但

▲天甲第五十一號 (明治九年九月廿三日)

諸願伺届テ始証據トナルヘキ書類ノ内自身姓名ノ文字藤東宗總次治郎長等ノ如キ音通ニ因リ勝手ニ相認候向往々有之不都合之事ニ候條今後屹度相心得一切戸籍面ニ相違セサル様署記可致此旨布達候事

第二十四款 人民呼出狀

▲警第十六號 (明治十八年一月二十九日)

警察署

凡テ人民ヲ呼出ス時ハ(別ニ成規アルモノハ其成規ニ從フ)其本人ヲシテ呼出テ受クヘキ事件ヲ豫知セシムル爲メ其事件ノ要領ヲ呼出狀ニ記載候條可致此旨告達候事

第二十五款 各郡衙ヨリ進達文書ニ付注意

▲令第三十七號 (明治二十年六月十六日)

各署

各郡役所ヨリ進達ノ文書期限經過セシ件數取調ヘ其時々各郡役所ヘ頒布爲致來候處爾來一層精密ヲ要スル爲メ別表ノ通り類別シ事務ノ敏捷ヲ期シ候條縣廳ニ於テモ料書調査ノ義ハ主課受付ノ日ヨリ直ニ審査ヲ遂ケス不整備ノモノト認ムルモノハ五日以内ニ返付或ハ打合等ノ處分ヲナスヘシ但五日以内ニ處辨シ難キ事件ハ主課ニ於テ豫メ期日ヲ定メ上申致シ置クヘシ

第二十六款 正誤又ハ取消申込書

▲警訓第十三號 (明治二十六年六月二十七日)

新聞紙雜誌登載ノ記事ニ關シ正誤又ハ取消ヲ申込ムトキハ別紙正誤注意書ニ依リ能ク其事實誤謬ノ要點ヲ舉證シ充分ニ事實ヲ明ナラシムル様注意ス可シ

但新聞紙上ニ掲出シタル正誤取消文ハ切抜ノ上其登載ノ年月日ヲ朱書シ申込書ノ紙尾又ハ別紙ニ貼付保存スルモノトス
右警察部各課長及各警察署長分署長ニ訓示ス

(文例) 正誤又ハ取消申込書

何月何日發行何新聞又ハ雜誌(新聞又ハ雜誌ノ題名ヲ記ス)ノ何欄内ニ何々ト題スル記事ハ事實相違(相違ノ廉少ナカラス)ニ付左ノ全文ヲ掲ケ正誤又ハ取消有之度候也

年月日

何警察署

何新聞社編輯人何某殿

正誤全文(事實詳記)

(別紙)

新聞紙正誤注意書

新聞紙ニ掲載シタル記事ノ錯誤ニ對シ正誤ヲ求ムルニ二様ノ別アリ其記事

全ク無根ニ屬スルモノ又其一部若クハ全部ノ記事全ク事實ト齟齬スルモノ
 是ナリ其記事全ク無根ナランカ全部ノ取消ヲ求ムルハ當然ナリト雖トモ事
 實ノ齟齬スルモノニシテ單ニ相違又ハ無根ノ二字ヲ以テ正誤ヲ求ムルハ或
 ハ事實ヲ曖昧ニ付シ去ラシムルノ嫌ナキ能ハス是等ハ却テ他ノ疑惑ヲ招ク
 ノミナラス又正誤ヲ求ムルノ趣旨ニアラサルヘシ依テ向來警察ニ關スル記
 事ニシテ事實ノ齟齬ヲ以テ正誤ヲ求ムルトキハ成ルヘク世人カ信用スルニ
 足ルヘキ正確ナル事實ヲ舉ケ全ク記事ノ錯誤ニ出タルコトヲ證明スルヲ要
 ス

第二十七款 進達事件調査表

▲廳中達第五號 (明治二十四年二月二十三日)

各部署

郡市役所警察署同分署直稅分署間稅分署及監獄支署ヨリ縣廳へ進達スヘキ
 事件並ニ各部署ヨリ閣省院等へ進達スヘキ事件ニシテ定期アルモノハ平素
 其進達ノ濟否ヲ調査シ其部署文書係(警察部ハ警務課)チシテ毎月分別紙表
 式ニ從ヒ期限經過セシモノト否トヲ區別製表セシメ知事官房へ差出シ猶其
 乙表ハ關係ノ各所へ配付スヘシ但明治十八年第九百三十二號達ハ自今廢止
 ス

甲

内務部 (或ハ警察部直間稅署) 監獄署内務部 進達事件調査表		ヨリ明治何年何月中閣省院等へ	
限期經過後進達件數	計	期限内進達件數	課名
經過十五日以内	同十六日以内	同三十一日	計
以上	以上	以上	計
期限經過ノ事件アルトキハ欄外ニ備考トシテ其件名ヲ掲記スヘシ乙表亦全シ			
乙			
郡市役所警察署全分署 直間稅分署監獄支署 ヨリ明治何年何月中縣廳へ進達事件調査表			
期限經過後進達件數	計	期限内進達件數	廳名
經過十五日以内	同十六日以内	同三十一日	計
以上	以上	以上	計

○第二編 司法

第一章 犯罪取扱

第一款 宿屋湯屋等ニ於ケル盜難届出方

▲甲第十一號 (明治十四年二月二十六日)

旅籠屋湯屋飲食店等來客ノ者盜難ニ罹リ候節獨リ其家主ノミ届ケ書差出ス者往々之レアリ取調上差岡少カラス候條以來其家主被盜者各自又ハ連署ヲ以テ速カニ所轄警察署又ハ分署へ届出ツヘシ此旨布達候事

第二款 四日市上野裁判所^{設置}檢事々務取扱方

▲警規第十二號 (明治十五年三月五日)

上野 警察 署
四日市

今般(上野四日市)治安裁判所ニ檢事補ヲ被置候ニ付來ル十日ヨリ同裁判所ニ開ク安濃津輕罪裁判所ノ檢事々務取扱候旨安濃津輕罪裁判所檢事ヨリ照會有之候ニ付左ノ條項執行致スヘシ

- 一 公庭取締使用ニ供スル爲メ巡查一名同裁判所へ日々相詰ル事
- 一 檢事補事故アリテ欠席スルハ檢察官代理警部ニ於テ事務取扱ノ事
- 一 輕重罪事件ハ總テ檢事補へ直チニ送致ノ事
- 右相達候事

第三款 拘引狀拘留狀收監狀逮捕執行

▲乙第百八十二號 (明治十六年十月二十五日)

戸長 役場

拘引狀拘留狀收監狀逮捕執行シ若クハ重罪輕罪ノ現行犯ヲ逮捕スル時ニ當リ被告人又ハ犯罪人滿三歳以上ノ幼兒携帯セシルハ家元又ハ親屬へ引渡スヘキ筈ニ候得共其家元暨ヒ親族ナキモノハ拘引ヲ受ケシ地ノ戸長へ引渡スヘキ筋ニ候條其都度詳細事情ヲ具シ養育方等當廳へ可伺出此旨相達候事

但本文家元又ハ親族遠隔ニシテ直ニ引渡シ行届キ難キモノモ拘引地戸長へ引渡スヘキ筈ニ付速ニ取引方照會致スヘク尤モ其費用ハ取引人ヨリ辨償致サスヘシ

第四款 遭難届條項

▲甲第十六號 (明治十七年二月十九日)

盜難届出ノ迅ナルハ留ニ犯人ヲ探偵逮捕スルニ其便ヲ得候而已ナラス遭難物品ノ穿鑿モ隨テ行届キ候儀ニ付其届出方ノ儀ニ付テハ是迄數次及布達置候次第有之候處兎角遲緩ニ流レ爲メニ機會ヲ失シ犯人ノ就縛物品ノ發見至テ稀少ニ有之候間此邊篤ク注意シ以來左ノ條項ニ依リ迅速届出ヲナスヘシ因テ該届ニ係ル從前ノ布達告示ハ總テ廢止候條此旨布達候事

遭難届條項

- 一 遭難トハ強盜竊盜詐偽取財(冒認証據局騙拘摸拐帶恐喝取財等)ノ難及ヒ遺失物漂流物埋藏物ノ隱匿依託物ノ消費ニ遇フモノヲ云フ
- 二 遭難ノ時ハ遭難ノ模様(其節家人ノ在不在時刻門戸墻扉ヲ踰越損壞シ其人相如何体ノモノト云フノ類)物品ノ形狀(徽章番號編摸樣損所等ノ類但衣類ハ見本アレハ可成之ヲ添フルヲ要ス)數量原價(買入レタルトキノ直段)等ヲ届出スヘシ
- 三 前項ノ届ハ可成丈ケ速ニ警察署分署巡行ノ巡查等ニ書面又ハ口述ヲ以テ之ヲナスヘシ
但戸長ニ於テ第四項ノ手續ニ着手シタル時ハ本項ノ届出ヲナスニ及ハス
- 四 戸長ニ於テ部内ニ遭難者アルヲ見聞スル時ハ速ニ第二項ニ依リ可成詳細ナル書面ヲ作り所屬警察署ニ報告スヘシ

第五款 同上

▲附甲第百七號 (明治十八年十二月二十三日)

- 一 遭難届條項(明治十七年甲第十六號布達)第三項ノ届
 - 一 遭難届條項第四項ノ届
- 以上ノ届等ハ分署部内ノモノハ該署ニ之ヲ爲スヘシ

第六款 被逮捕者三才以下ノ幼兒携帶^{トキ}處分方

乙第四百四十七號 (明治十七年六月二十八日)

町村役場

令狀執行若クハ現行犯ノ者逮捕ノ際三歳以下ノ幼兒携帶セントキ其兒處分方各年十月乙第四百八十二號ヲ以テ達置キ候處他ニ引渡シカタキモノニテ其地戸長役場ヘ引渡ス節ハ左ノ箇條ハ勿論其他トモ可成的詳悉書面ヲ以テ申送り候様警察署ヘ達置候條今後養育方等伺出ノ向ハ其寫副ヘ差出ヘク此旨相達候事

- 一族籍姓名
- 一親子ノ年齢
- 一逮捕ノ事由
- 一親族アルモノハ其族籍姓名并續柄
- 一家出ノ顛末并其年月

第七款 警察署拘禁ノ被告人費用

警第七號 (明治十八年一月二十三日)

警察署

警察署留置場ニ拘禁スル重罪輕罪被告人費用ハ拘留狀ヲ發スル前後ヲ以テ警察監獄兩署區分ノ等ニ付テハ監獄費ニ屬スル分ハ最寄監獄支署ヘ請求方

第八款 罪囚疾病當時ノ賄費

警規第貳拾號 (明治十八年三月二十三日)

警察署

平松副典獄ヨリ照會ノノ次第モ候條爾來右費用ハ該署(津久居松坂白子關ハ津支署ヘ上野名張ハ上野支署ヘ山田鳥羽相可尾鷲木本ハ山田支署ヘ四日市桑名南大社ハ四日市支署ヘ)ヘ請求スル儀ト心得ヘシ此旨相達候事

第九款 科料ノ最下限

警規第十五號 (明治二十一年六月二十九日)

警察署

凡ソ警察署ノ取扱ニ係ル罪囚^{留置中ト護送中トナ間ハ}疾病ノ并醫ノ診斷ニ因ルト雖モ通常賄費定額^{一泊何拾錢又ハ一飯何錢以内ト定メタル額}以外ノ金ヲ以テ滋養物等ヲ購求シ與ヘザル様致スベク此旨相達候事

第十款 罰金換刑者人員表

三重縣訓令甲第一號 (明治二十三年一月廿四日)

上野、關、四日市、神戶、警察署
 瀛車内ノ盜難ハ其土地ノ何レニ屬スルヤ被害者ニ於テ判知セサルヨリ往々
 到着地ノ警察官署ニ届出テ一方ニ於テハ犯人ノ自白アルモ盜難届ナキ有
 之因テ之ヲ受ケタル官署ハ被害者ノ經過セシ沿道府縣警察部ニ向ケ該届書
 (口頭届)ノ謄本ヲ送付スルコトニ關係府縣申合候條右様取扱フヘシ

第十三款 被告人引致時間

▲警規第二十五號 (明治廿四年十一月十二日)

四日市、神戶、關、警察署
 名張、久居、松坂、山出、河保、分署

被告人引致時間ノ義目今臨時至急ヲ要スル事件ノ外平日ハ午後二時土曜日
 ハ午前十一時迄ニ引致スヘキ様安濃津地方裁判所檢事正ヨリ照會ノ次第モ
 有之候條自今右様取計日然時間經過ノ後到着シタルモノハ津警察署ヘ引繼
 クヘシ

第十四款 引致被告人ヲ津警察署ニ引繼ク件

▲警規第二十六號 (明治廿四年十一月十一日)

津警察署

各署ヨリ安濃津地方裁判所ヘ送致スル被告人ニシテ自今臨時至急ヲ要スル
 事件ノ外平日ハ午後二時土曜日ハ午前十一時以後ニ到着スルモノハ其署ニ

於テ引繼ヲ受クヘシ

第十五款 村郡役所ニ托スル刑事被告人身元調査

▲三重縣訓令甲第十二號 (明治廿六年三月三日)

市役所
 町村役場

警察署分署ヨリ刑事被告人ノ身元調査ヲ照會シタルトキハ左記ノ事項ヲ調
 査シ直チニ其指定シタル官衙ニ送付スヘシ

- 一 住所
- 一 生年月日
- 一 身分職業 (官吏公吏議員又ハ兵員ニ關スルヤ否ヤモ併記ス)
- 一 戸主又ハ誰ノ子弟
- 一 位勳
- 一 本人在否
- 一 資力
- 一 前科

第十六款 欠席裁判ヲ受ケタル犯人逮捕方

▲警訓第二十四號 (明治二十六年七月十日)

從來當地方裁判所檢事ニ於テハ欠席ヲ以テ刑ノ言渡ヲ受ケタルモノニ對シ

テハ重罪犯并當縣内本籍住所アルモノニ限り其都度逮捕狀ヲ發シ其他ハ回章ヲ以テ同檢事ヨリ周知セシムルノ手續ナリシ處今後ハ緊急ヲ要スル者ニ限り特ニ逮捕狀ヲ發シ其他ハ總テ警察報附録ニ逮捕スヘキ者ノ氏名刑名等ヲ掲載シ檢事ニ於テハ犯人所在報告ヲ得テ逮捕狀ヲ發付セラル、事ニ決定セリ依テ警察報登載ノ犯人名ニヨリ其所在ヲ探知シタルトキハ速ニ所轄檢事ヘ報告スヘシ

右各警察署分署ニ通達ス

第十七款 死傷檢証調書ニ圖面ヲ添付スル事

▲警訓第二十八號 (明治廿六年八月四日)

死傷者檢証調書ニハ爾來身體圖面ヲ添付スヘキ旨山口檢事正演達ノ次第本年七月十日警第一〇二號通牒モ有之該圖面印刷差回候條行政上ノ檢視等ニモ使用可致儀ト心得ヘシ

右警察署長分署長ニ訓示ス

第十八款 司法警察官執務心得

▲三重縣訓令乙第五百七十五號 (明治二十六年十月二日)

警察署
警察分署

司法警察官執務心得左ノ通司法大臣ヨリ訓令アリタルニ付此旨心得ヘシ

司法省民刑甲第一七四號

裁判所 檢事居
警視廳 北海道廳
府 縣 憲兵司令部

司法警察官執務心得別冊ノ通相定ム
右訓令ス

(別冊)

司法警察官執務心得

司法警察官執務心得目錄

- 第一編 總則
- 第二編 搜查
 - 第一章 搜查着手
 - 第二章 搜查處分
 - 第一節 證憑及ヒ犯人ノ搜查
 - 第二節 被告事件送致
- 第三編 假豫審
 - 第一章 檢證、搜查及物件差押
 - 第二章 證人訊問

自第一條 至第二十五條
 自第二十六條 至第四十二條
 自第四十三條 至第四十四條
 自第四十五條 至第五十一條
 自第五十二條 至第五十四條
 自第五十五條 至第六十四條
 自第六十五條 至第八十四條
 自第八十五條 至第九十三條

第三章 鑑定

第四章 被告人逮捕

第五章 被告人訊問

司法警察官執務心得

第一編 總則

第一條 司法警察官ハ犯罪ノ捜査ヲ爲シ現行犯罪ノ假豫審ヲ行フヲ以テ其職務トス

第二條 左ニ記載シタル官吏、公吏等ハ司法警察ノ職ヲ行フニ付キ檢事ノ指揮ヲ受ク可キモノトス

一 警視、警部長、警部

二 憲兵將校、下士

三 島司

四 郡長

五 市町村長及ヒ之ヲ置カサル地ニ於テ其職務ヲ行フ吏員

六 林務官

七 北海道集治監ノ典獄

八 海船ノ船長

第六以下ニ記載シタル者ハ各其主管ニ關スル犯罪ニ付司法警察ノ職務ヲ

自第九十四條

至第九十八條

自第九十九條

至第一百八條

自第一百九條

至第一百廿一條

行フ

第三乃至第五ニ記載シタル者ハ急速ヲ要スル場合ヲ除ク外成ル可ク其處分ヲ第一第二ニ記載シタル者又ハ主管ノ者ニ讓ル可シ

第三條 警視總監、府縣知事東京府知事ヲ除クハ各其管轄地内ニ於テ犯罪捜査ノ權ヲ

有スト雖ル異常ノ場合ニ於テ之ヲ行フヲ例トス此場合ニ於テモナル可ク其處分ヲ檢事ニ讓ル可シ

第四條 司法警察官ノ職務ハ晝夜ノ別ナク休暇ト雖モ之ヲ行フヘキモノトス

第五條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ迅速ニシテ事機ヲ失ハサルコトヲ要ス

第六條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ緘密ニシテ細大ノ事物ニ注目スルコトヲ要ス

第七條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ能ク秘密ヲ守リ犯人逃走、罪証湮滅、人心動搖ノ弊ナカラシメ且被告人其他ノ者ノ名譽ヲ毀損スルコトナキヲ要ス

第八條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ大事ニ嚴ニシテ小事ニ寛ナラサルヘカラス又猥ニ人ノ隱微ヲ評クコトナキヲ要ス

第九條 司法警察官ノ職務ヲ行フハ法律ニ於テ特ニ定メタル場合ノ外強制ヲ用フルコトヲ得ス

第十條 司法警察官ハ服務時間外ト雖モ急遽ヲ要スル事件アルトキハ成ル可ク其處分ヲ爲サ、ル可カラス

第十一條 司法警察官ハ專ラ奸惡ヲ摘發シ公害ヲ除クコトニ着眼スヘシ一概ニ犯罪ヲ檢舉スルコトノ多數ナルノミヲ以テ其職務ヲ盡スモノト爲ス可カラス

第十二條 奸惡ノ徒ハ巧ミニ法網ヲ脱スルコトヲ圖ルモノナレハ司法警察官タル者宜シク其犯情ヲ看破スルコトニ注意ス可シ

第十三條 司法警察官ハ搜查ヲナスニ付キ檢舉ノ指揮ニ從フ可キハ勿論ナリト雖モ事毎ニ其指揮ヲ待ツ可キモノニ非ス故ニ犯罪アルニ當テハ直チニ搜查ニ着手セサル可カラス

第十四條 司法警察官、被告人又ハ被害者ト親屬若クハ故舊ナルトキハ嫌疑ヲ避クル爲メ成ル可ク其處分ヲ他ノ司法警察官ニ讓ル可シ

第十五條 司法警察官職務ヲ行フ場合ニ於テ其制服ヲ着用セサルトキハ司法警察官タルノ證票ヲ携帯ス可シ若シ請求スル者アルトキハ之ヲ示ス可シ

第十六條 司法警察官職務ヲ行フニ際シ必要トスルトキハ警察署、憲兵屯營ニ照會シテ巡查、憲兵上等兵ヲ使用スルコトヲ得但事機緊急ナルトキハ直チニ之ヲ使用スルコトヲ得

第十七條 司法警察官ハ各其行政上ノ管轄區域内ニ於テ職務ヲ行フテ例トス但假豫審處分ヲ除ク外時宜ニ依リ他ノ管轄區域内ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第十八條 司法警察官搜查ヲ爲スニ付テハ犯罪ノ性質、場所及ヒ被告人ノ身分ニ付キ制限アルコトナシ

第十九條 司法警察官他ノ司法警察官ヨリ其管轄區域内ニ於テ取扱フ可キ事件ニ付キ補助ノ求メアルトキハ之ニ應ス可シ豫審判事ノ求メニ付テモ亦同シ

第二十條 司法警察官左ニ記載シタル犯罪アルコトヲ知リタルトキハ速ニ之ヲ檢事局ニ報告ス可シ

一 刑法第二編第一章第二章及第三章第一節ノ犯罪

二 高等官、華族、有位帶勳者ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ犯罪

三 外國人ノ犯罪及ヒ外國人ニ對シタル犯罪

四 重要ノ犯罪又ハ公衆ノ耳目ヲ惹ク可キ犯罪

第二十一條 陸海軍軍人、軍屬ノ犯罪ニ付テハ陸海軍治罪法及其違警罪處分例ニ從ヒ處分ス可シ但歸休兵及豫備、後備ノ軍籍ニ在リテ召集中ニ在ラサル者并ニ在官、現役又ハ召集中罪ヲ犯シ免官、免役若クハ解散ノ後發覺シタル者ハ常人ノ例ニ依ル

(參照)

陸軍治罪法

第四十二條 司法警察官現行犯ノ軍人ヲ逮捕シ若クハ其交付ヲ受ケタル
 片假リニハ訊問及ヒ檢證ノ處分ヲ爲シ調書ヲ作り陸軍檢察官若クハ被
 告人所屬ノ長官隊長大隊區司令官監獄長衛兵司令ニ之ヲ送致ス可シ

第四十三條 豫審判事檢事司法警察官軍人ニ係ル重罪輕罪ノ告訴告發ヲ
 受ケタルトキハ陸軍檢察官若クハ被告人所屬ノ長官隊長大隊區司令官
 監獄長衛兵司令ニ之ヲ交付ス可シ

海軍治罪法

第四十二條 憲兵ノ將校下士又ハ豫審判事檢事司法警察官軍人ニ係ル重
 罪輕罪ノ告訴告發ヲ受ケタルトキハ其事件ヲ海軍檢察官若クハ被告人
 ノ所屬長ニ交付ス可シ

第四十九條 憲兵ノ將校下士又ハ司法警察官現行犯ノ軍人ヲ逮捕シ若ク
 ハ其交付ヲ受ケタルトキハ假リニ訊問及ヒ檢證處分ヲ爲シ調書ヲ作り
 海軍檢察官ニ之ヲ送致ス可シ

陸軍軍人軍屬違警罪處分例

第一條 陸軍軍人軍屬ノ犯シタル違警罪ハ違警罪即決例ニ依リ憲兵部ニ
 於テ其處分ヲ爲シ憲兵設置ナキ地ニ於テハ警察署ニ於テ其處分ヲ爲ス

可シ

海軍軍人軍屬違警罪處分例

第一條 海軍軍人軍屬ノ犯シタル違警罪ハ違警罪即決例ニ依リ憲兵部ニ
 於テ其處分ヲ爲シ憲兵設置ナキ地ニ於テハ警察署ニ於テ其處分ヲ爲ス
 可シ

第二十二條 外國公使館ニ關スル事件ニ付テハ明治七年太政官第百二十八
 號達ニ從ヒ處分ス可シ

(參照)

明治七年太政官第百二十八號達

司法警察規則附錄

外國公使及公使館屬員ノ事

第一條 外國公使ハ我國憲法ヲ以テ羈縻スヘカラサル通義ナレハ是ヲ擴張
 スル時ハ其家族並ニ公使館屬員書記官、隨員、公使ノ僕隸、書記官ノ家族及ヒ書記
 官ノ僕隸等ニテ公使館ノ名籍ニアル者ヲ云フ其家屋車馬迄モ同様ナリト思料スヘシ

第二條 內國人公使館又ハ公使ノ書記官ニ備ハレ公使館ノ名籍ニ在ル間
 ハ公使館ノ屬隸ト見做シ若シ事故アリテ逮捕セサルヲ得サルカ或ハ呼
 出シテ糾問セサルヲ得サル時ハ外務省ヲ歴テ公使館ヘ報知シ其唯諾ヲ
 待テ後引出スヘシ尤モ其者ヲ處分スルハ公使ノ關係スルコトニアラ

ス

第三條 内國人各公使館及書記官ニ備ハレ中ハ其公使又ハ代理ヨリ其者ノ名籍ヲ外務省ヘ届出外務省ハ其届書ヲ速ニ司法警察官吏ヘ送達シ置クヘシ警察官吏ハ常ニ其姓名ヲ簿記シ置ヘシ若シ途中ニテ或ル人ヲ引留其名籍ノ在ル所ヲ聞糺ス時公使館ニ備ハレ中ト稱スル時其簿記ト校照シ愈相違ナキハ一旦公使館迄同道シ照會ヲ遂ケタル後其處分ヲ施スヘシ若其姓名簿記中ニ在ラサル者ニテモ其本人決シテ相違ナキ旨ヲ述フル時ハ公使館ヘ同道シ右ノ如ク處置ス可シ

外國公使館ノ事

第四條 外國公使館内ヘハ事故アリテ館主ヨリ請求スル時ノ外決シテ立入ルヘカラス若シ重科ヲ犯シタル罪人ト見留タル者奔逃シテ門内ヘ匿入セシ等毫髪ノ間モ猶豫スヘカラス時ハ其把門者ニ告ケ其館主ノ許可ヲ受テ後館内又ハ邸内ヲ探索スヘシ

第五條 右公使館書記官ノ住宅内ニ在ル内外屬員ハ勿論馬車家畜ノ末ニ至ル迄一切手ヲ觸ルヘカラス若シ職務上止ムヲ得ス手ヲ降スヘキ事故アラハ是ヲ外務省ニ打合せ而シテ其處分ヲ爲ス可シ

外國公使屬員罪ヲ犯シ并犯罪ノ内國人公使館ニ住居スル時ノ事

第六條 外國公使館ノ屬員ナル外國人殺傷或ハ剽盜放火強姦等目前ニ顯ハレタル罪ヲ公使館外ニテ現ニ行フヲ見及フカ或ハ現ニ見スト雖モ衆人ヨリ報告シ確証アリテ片時モ猶豫ナラサル時ハ其人ヲ其場ニ引留置即刻公使館ヘ報知ノ上同館ヘ引渡シ又外務省ヘ通知シ是ヲ公使館ニ引渡セシ手續ヲ申ヘシ決シテ手鎖捕縛等ノ事アルヘカラス或ハ屬員ノ内國人ハ引留置即刻公使館ヘ報知シ改メテ彼ヨリ引渡ヲ受クルノ手順ヲ施シ又コレヲ外務省ニ申出ヘシ

第七條 犯罪ノ風聞アルカ或ハ他人ノ白狀ニヨリ明子ニ其罪科ノ知レタル内國人現ニ公使館内ニ備ハレテ公使館ニ住居スルトキハ其館外周圍ノ各路ヲ遮斷シ而後外務省ヘ報知シ同館ヘ照會ヲ乞ヒ館主ニ引渡ヲ要求シ其人ヲ受取リテ後子之レヲ捕縛ス可シ館主之ヲ拒ムトキハ其旨ヲ猶外務省ヘ報知シテ其處分ヲ定ムヘシ

第二十三條 本邦ノ裁判權ニ屬セサル外國人ノ身體、家宅、物件ニ關スル處分ニ付テハ本則ヲ適用ス可ラス

第二十四條 司法警察官ノ作ル可キ書類ニハ所屬官署ノ印ヲ用ヒ年月日、場所ヲ記載シテ署名捺印シ每葉ニ契印ス可シ若シ官署、公署ノ印ヲ用フルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ記載ス可シ

又書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄ス可カラス若シ挿入、削除及ヒ欄外ノ記入ヲ

爲ストキハ之ニ認印シ其字數ヲ記載ス可シ但削除ノ部分ハ讀ミ得可キ爲メ其字体ヲ存ス可シ

凡テ書類ハ文飾ヲ用ヒス簡明平易ニシテ事實ヲ失ハサルコトヲ要ス

第二十五條 被告人、證人其他ノ者ノ署名捺印ヲ要スル書類ハ之ヲ本人ニ讀聞カセ署名捺印セシム可シ若シ本人署名捺印スルコト能ハサルトキ又ハ氏名ヲ代書シ本人ヲシテ捺印若クハ捺印セシメタルトキハ其旨ヲ附記ス可シ

第二編 捜査

第二十六條 捜査ハ犯罪ノ證據及ヒ犯人ヲ檢舉シ公訴ノ提起及ヒ實行ノ資料ヲ得ルヲ以テ目的トス

第一章 捜査着手

第二十七條 捜査ハ現行犯、告訴、告發、自首、新聞、風説其他見聞シタル事物ニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタル場合ニ於テ着手ス可キモノトス

第二十八條 告訴、告發ノアリタル場合ニ於テ告訴ヲ告發ト稱シ告發ヲ告訴ト稱シ其他何等ノ名稱ヲ於テスルモ之ヲ受ケ宜シク實ニ從テ處分ス可シ

第二十九條 告訴、告發ハ却下ス可キモノニ非ス其捜査ニ着手ス可キ事件

ナルト否トニ拘ハラス之ヲ受ケ相當ノ手續ヲ爲ス可シ

第三十條 書面ヲ以テ告訴、告發ヲ爲シタル場合ニ於テ其旨趣不明瞭ナルカ又ハ本人ノ意思ニ適合セサル可シト思料スルトキハ其取調ヲ爲シ調書ヲ作ル可シ

第三十一條 口述ヲ以テ告訴、告發ヲ爲シタルトキハ隨意ニ其事件ヲ陳述セシメ調書ヲ作ル可シ

第三十二條 告訴、告發ニ付キ増減變更ノ申立アリタルトキハ本人ヲシテ書面ヲ差出サシメ又ハ其調書ヲ作ル可シ

第三十三條 告訴、告發ヲ受クルトキハ成ル可ク犯罪ノ性質、方法、日時、場所、被告人、證人ノ住所、氏名其他證據及ヒ事實參考ト爲ル可キコトヲ申立テシメ調書ヲ作ル可シ

第三十四條 被告人ヲ指名シテ告訴、告發ヲ爲シタルトキハ本人ト被告人トノ關係如何ヲ察シ其誣罔ニ出ツルナキヤ否ニ注意ス可シ又告訴人ノ如キハ一時ノ忿怒ニ因リ過實ノ申立ヲ爲スコトナキヲ保シ難キヲ以テ成ル可ク失誤ナキコトニ注意セシム可シ

第三十五條 告訴人、告發人ニ於テ犯罪ヲ申告シタルカ爲メ後難ヲ畏ル、模様アルトキハ其氏名ヲ顯サ、ルコトニ注意ス可シ

第三十六條 代人ノ告訴告發ニ係ルトキハ委任狀ヲ差出サシム可シ但法律

上代理人告訴ヲ爲ストキハ此限ニアラス

第三十七條 告訴、告發ノ取トアルモ其書面ハ返附スルモノニ非ス更ニ本人又ハ代人ノ署名捺印シタル取ト申立書ヲ差出サシムヘシ
口述ヲ以テ取ト下キ爲ストキハ其申立ニ付キ調書ヲ作ル可シ

第三十八條 官吏公吏職務上ノ告發ハ檢事ニ爲ス可キモノナリト雖モ急速ヲ要スル事件ニ付キ一面司法警察官ニ報告アリタル場合ニ於テハ司法警察官ハ通常ノ手續ニ從ヒ捜査ニ着手ス可シ

第三十九條 犯罪ヲ自首スルモノアリタルトキハ其陳述ヲ錄取ス可シ

第四十條 自首ハ悔悟又ハ減刑ノ企望ニ出ツルモノ多シト雖モ或ハ他人ノ罪ヲ免レシムル爲メ自ラ誣ヒ或ハ重キ罪ヲ避クルノ意ヲ以テ輕キ罪ヲ自首スル等ノ事ナシトセス宜シク其虛實及ヒ盡不盡ニ注意ス可シ

第四十一條 新聞紙犯罪事件ヲ記載シ又ハ犯罪アリタルノ風説アルトキハ其出所、原因等ヲ取調ヘ其虛實ニ注意ス可シ

第四十二條 變死、創傷者アリタルトキ又ハ隱匿、埋藏物等ヲ發見シタルトキハ其犯罪ニ原因シタルヤ否ニ注意スヘシ

第二章 捜査處分

第四十三條 捜査處分ハ犯罪ノ原由、性質、方法、情狀、日時、場所、被害ノ形狀、多寡、被告人ノ氏名、年齢、職業、出生ノ地、住所、本籍、身分、品行、前科

ノ有無及ヒ証人ノ誰タルコト其他証憑ト爲ルヘキ一切ノ事物ヲ取調フルニ在リ

又被告人ノ利益トナルヘキ模様ニ注意スヘシ

第一節 證據及ヒ犯人ノ捜査

第四十四條 犯罪ノ場所又ハ證據物件所在ノ場所ニ就キ捜査ヲ必要トスル場合ニ於テハ其處分ヲ爲スコトヲ得但家屋、建造物又ハ船舶ニ係ルトキハ其戸主又ハ管守者ノ承諾ヲ得ルヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ其實況ヲ錄取ス可シ

第四十五條 犯罪ノ事實ヲ證明ス可キ物件ハ所有者又ハ保管者ノ承諾ヲ得テ之ヲ領置シ又ハ保全セシムルコトヲ得
領置シタル物件ハ其品目ヲ記載シ且目錄ヲ作り所有者又ハ保管者ニ渡ス可シ

第四十六條 前二條ノ處分官署公署ニ係ルトキハ其署ノ長又ハ之ニ代ハル可キ者ノ許諾ヲ得ルヲ要ス

第四十七條 捜査上必要トスルトキハ犯罪ノ事實ヲ知ル可シト思料スル者又ハ被告人ヲ呼出シ若クハ其所在ニ就キ陳述ヲ聽クコトヲ得但呼出ヲ爲スニハ書面又ハ口頭ヲ以テ報知ス可シ
又其承諾ヲ得テ犯所其他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

第四十八條 前條ノ場合ニ於テ被告人其他ノ者ノ陳述ハ之ヲ錄取ス可シ
事實單簡ナルカ又ハ本人ノ希望アルルハ書面ヲ差出サシムルモ妨ケナシ
第四十九條 捜査上鑑定ヲ必要トスルトキハ之ヲ爲サシムルコトヲ得其結
果ハ鑑定書ニ記載シ之ヲ差出サシム可シ

第九十六條ノ手續ハ本條ニモ亦之ヲ準用ス可シ

第五十條 物件ノ原形ヲ變スルニ非サレハ鑑定ヲ爲スコト能ハサル場合ニ
於テハ鑑定ヲ爲サシム可カラス但腐敗其他ノ原由ニ因リ其物件ヲ保存ス
可カラサルトキハ此限ニ在ラス

第五十一條 鑑定ノ爲メ死屍ノ解剖ヲ必要トスルトキハ檢事ノ許可ヲ受ケ
ヘシ其解剖ハ必要ナル部分ノ外之ヲ爲サシムヘカラス
(參照)

明治十年第二十二號布告變死ニ係ル屍ヲ警察官吏檢査スル時ニ於テ解剖
ヲ行ハサレハ其致命ノ原由ヲ確知シ難キ旨醫師申立ル時ハ檢事檢事派出ナ
キ地方ハ其長官ノ許可ヲ受ケ其部分ヲ解剖檢査セシムルコトヲ得

第二節 被告事件送致

第五十二條 被告事件ノ要領ヲ得タルトキハ送致ノ手續ヲ爲スコシ但送致
後ト雖モ必要ナルトキハ仍ホ捜査ヲ爲スコシ
被告事件ヲ送致スルトキハ證憑物件及ヒ意見書ヲ添ヘ且參考ト爲スコキ

事項ヲ報告ス可シ

第五十三條 重罪、輕罪ノ捜査ヲ爲シタルトキハ速ニ其事件ヲ管轄裁判所
檢事局ニ送致シ違警罪ニ付テハ即決ス爲キ官署ニ送致ス可シ

第五十四條 本邦ノ裁判權ニ屬セサル外國人ノ犯罪ニ付テハ捜査ヲ爲シタ
ル者ヨリ其事件ヲ其他ノ地方裁判所ノ檢事局ニ送致ス可シ但急速ヲ要ス
ルトキハ直チニ管轄頭事所在地ノ地方裁判所ノ檢事局ニ送致スルコトヲ
得此場合ニ於テハ速ニ其地ノ地方裁判所ノ檢事局ニ其旨ヲ報告ス可シ

第三編 假豫審

第五十五條 司法警察官重罪、輕罪ノ現行犯、准現行犯ニ付刑事訴訟法第百
四十七條ノ處分ヲ爲スヲ假豫審トス

第五十六條 現行犯ニ付テハ被告人ヲ逮捕シタルト否トヲ問ハス假豫審處
分ヲ爲スコトヲ得

第五十七條 准現行犯ニ付テハ成ル可ク被告人ヲ逮捕シタル後假豫審處分
ヲ爲スコシ但數人共犯ノ場合ニ於テハ他ノ正犯、從犯未タ捕ニ就カスト
雖モ假豫審處分ヲ爲スコトヲ得

家宅内ノ犯罪ニ付キ戸主又ハ戸主ニ代ハル可キ者ノ請求ニ因リ檢證處分
ヲ爲シタルトキハ被告人ヲ逮捕セスト雖モ其他ノ假豫審處分ヲ爲スコト
ヲ得

第五十八條 假豫審ニ着手シタル事件ト雖モ一タヒ其手續ヲ止メタルトキハ復タ假豫審處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十九條 假豫審ニ着手シタル場合ニ於テ豫審判事又ハ檢事其處分ヲ爲サントスルトキハ速ニ之ヲ讓ル可シ

第六十條 假豫審ニ於テハ犯罪ノ性質、方法、日時、場所其他犯罪ニ關スル證據ニ付キ取調ヲ爲スノミナラス被告人ノ利益ト爲ル可キ模様ニ付テモ亦其取調ヲ爲スコシ

第六十一條 假豫審ニ關スル書類ハ司法警察官自ラ之ヲ作ル可シ但時宜ニ因リ巡查、憲兵上等兵等ヲシテ筆記セシムルハ妨ケナシ

第六十二條 假豫審處分ヲ了シタルトキハ第五十二條以下ニ從ヒ被告事件送致ノ手續ヲ爲スコシ

第六十三條 假豫審ニ着手シタル後其取調ヲ繼續ス可キモノニ非スト思料スルトキハ速ニ其手續ヲ止メ被告人ヲ逮捕シタル場合ニ於テハ直チニ之ヲ放免シ其旨ヲ檢事局ニ通知ス可シ

第六十四條 罰金ノ刑ニ該ル可キ輕罪ニ付テハ刑事訴訟法第五十八條ノ處分ヲ除ク外現行犯ノ場合ト雖モ搜查處分ニ止ム可シ

第一章 檢證、搜索及物件差押

第六十五條 假豫審ニ付キ事實發見ノ爲メ必要トスルトキハ犯所若クハ其

他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲スコシ

第六十六條 假豫審ニ付テハ被告人又ハ其他ノ者ノ住居ニ臨檢シ搜索及ヒ物件差押ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ所持スルノ疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 前條ノ處分ヲ爲スニハ戸主又ハ本人ノ承諾ヲ待ツニ及ハスト雖モ成ルヘク處分前其旨ヲ告知シ且公力ヲ用ユルコトヲ要ス

第六十八條 事實ヲ證明スヘキ物件ヲ所持スト雖モ藏匿ノ情ナキ者ハ成ルヘク住居、身體又ハ物件ニ就キ搜索ヲ爲サズ本人ニ通知シテ其物件ヲ差出サシムヘシ

第六十九條 被告人ニ非サル者ノ住居、身體又ハ物件ヲ搜索スルハ物件藏匿ノ疑アル場合ニ限ルヘシ

第七十條 住居内ノ檢證、搜索、物件差押ニ付テハ戸主又ハ同居ノ親屬ノ立會アルヲ要ス若シ其在ラサルカ又ハ白痴、瘋癲、幼年者ナルトキハ市町村長又ハ其在ラサル地ニ於テハ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第七十一條 官署、公署ニ於テ檢證、搜索、物件差押ヲ爲ストキハ其署ノ長又ハ之ニ代ハルヘキ者ノ立會アルコトヲ要ス

第七十二條 檢証、搜索ノ場所ニ於テ發見シタル物件ニシテ其出所、性質、形狀、用方等ニ因リ被告人ノ人違ナキコト又ハ犯罪ノ模様ヲ知ルニ足ルヘシト思料シタルトキハ之ヲ差押フヘシ
官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者ノ所持スル物件ニシテ其職務上黙祕スヘキ義務アル事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ差押ヲ爲スコトヲ得ス

醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯辯人、公証人、神職、僧侶、其身分、職業ノ爲メ委託ヲ受ケタル物件ニシテ黙祕スヘキ義務アル事情ニ關スルモノニ付テモ亦同シ

第七十三條 檢証、搜索、物件差押ヲ爲ス場合ニ於テ必要トスルトキハ其場所ニ於テ証人ノ陳述ヲ聽キ又ハ鑑定人ヲシテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得
第七十四條 住居内ノ檢証、搜索、物件差押ハ日出前、日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但急速ヲ要スル場合ニ於テ戸主ノ承諾アリタルトキハ何時ニテモ檢証、搜索ヲ爲スコトヲ得

第七十五條 旅店、割烹店其他夜間ト雖モ衆入ノ出入スル場所ニ於テハ其公開時間内ニ限リ何時ニテモ檢証、搜索、物件差押ヲ爲スコトヲ得
第七十六條 住居内ニ於テ現ニ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ罪ヲ犯ス者アリテ急速ノ處分ヲ要スルトキハ何時ニテモ其現場ニ限リ檢証、搜索、物件差押

ヲ爲スコトヲ得

第七十七條 住居内ノ檢証、搜索、物件差押ヲナスニハ成ル可ク穩當ノ法方ヲ用ヒ猥ニ門戸、牆壁、器具等ヲ損壞スルコトナキヲ要ス
又其處分ヲ終リタルトキハ書類、物件ノ紛失、毀損ヲ防ク爲メ相當ノ處置ヲ爲ス可シ

第七十八條 檢証、搜索、物件差押中雜沓、喧噪其他妨害ヲ爲ス者アルトキハ之ヲ制止スヘシ又何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルヲ得若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ逐斥シ又ハ處分ヲ終ルマテ留置スルコトヲ得

第七十九條 檢証、搜索、物件差押ハ其處分ヲ終ルマテ停止セサルヲ要ス若シ已ムコトヲ得サル事故アリテ之ヲ停止スルトキハ證憑湮滅ヲ豫防スル爲メ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第八十條 住居搜索ヲ爲スニハ其目的トスル所ノ書類、物件ヲ藏匿スルコトヲ得ヘシト思料スル場所ニ限ルヘシ

第八十一條 檢証、搜索、物件差押ヲナシタルトキハ其調書ヲ作ルヘシ
差押ヘタル物件ハ其品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作り立會人又ハ所有者ニ其拔書又ハ謄本ヲ渡スヘシ

第八十二條 差押ヘタル物件ハ散失、毀損ヲ防ク爲メ認印若クハ封印ヲ爲

シ且其差押ヘナシタル年月及ヒ件名ヲ記シ其物件ニ添付スヘシ

又運搬シ難キ物件ニ係ルトキハ看守者ヲ附スル等便宜ノ處置ヲ爲ス可シ
第八十二條 事實發見ノ爲メ必要トスルトキハ郵便、電信、鐵道ノ官署、諸
會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ關係人ヨリ發シ若クハ此等ノ者ニ對シ
發シタル書類、電報其他ノ物件ヲ受取ルコトヲ得但書類、電報ハ檢事ノ許
可ヲ得ルニ非サレハ開披スヘカラス

書類、電報、物件ヲ受取タルトキハ其證書ヲ渡スヘシ

第八十四條 差押ヘタル物件ト雖モ檢事局ニ送致スルニ及ハサルモノト認
ムルトキハ所有者又ハ保管者ニ保全ヲ命シ其受書ヲ差出サシムヘシ

第二章 證人訊問

第八十五條 假豫審ニ付キ事實發見ノ爲メ必要トスルトキハ證人ヲ呼出シ
又ハ其所在ニ就キ訊問ヲ爲スコトヲ得

證人檢證、搜索ノ場所ニ在ルトキハ直チニ訊問ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 證人ニハ先ツ其氏名、年齢、身分、職業、住所及ヒ被告人又ハ被
害者トノ關係如何ヲ訊問スヘシ但宣誓ヲ爲サシムヘカラス

第八十七條 證人ヲ訊問スルニハ成ルヘク解シ易キ言語ヲ用ヒ濫ニ法律ノ
成語等ヲ用フヘカラス

第八十八條 證人ニハ自由ニ陳述セシムヘシ其陳述ニ對シ辯駁、討論ヲ爲

スヘカラス若シ其陳述他岐ニ涉ルトキハ之ヲ止メ翻譯アルトキハ之ヲ質
スヘシ

第八十九條 證人ハ愛憎、畏懼ノ心ヲ生シ或ハ他ノ陳述ニ雷同スルノ恐ア
ルヲ以テ成ルヘク被告人又ハ他ノ證人ト各別ニ訊問スヘシ但對質ヲ要ス
ルトキハ此限ニ在ラス

第九十條 證人ヲシテ證據物件ニ付證明セシムルコトヲ要スルトキハ成ル
ヘク其物件ヲ示スヘシ

第九十一條 證人ヲシテ犯所若クハ其他ノ場所ニ就キ證明セシムルコトヲ
要スルトキハ其場所ニ同行スルコトヲ得

第九十二條 證人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答
ヘシムヘシ

聾者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命スヘシ國語ニ通セサル者ニ付
テモ亦同シ

第九十三條 證人ノ陳述ニ付テハ訊問ノ順序ヲ逐ヒ即時ニ其調書ヲ作ルヘ
シ

證人其陳述ヲ變更、増減センコトヲ申立タルトキハ更ニ其陳述ヲ聞キ調
書ヲ作ルヘシ

第三章 鑑定

第九十四條 假豫審ニ付キ犯罪ノ性質、方法等ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定ヲ必要トスルトキハ醫師、穩婆、化學者其他學術、職業ニ因リ適當ノ識能ヲ有スル者ヲシテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

第九十五條 第五十一條ノ規定ハ本章ニモ亦之ヲ適用ス

第九十六條 鑑定ハ鑑定人ノ自由ニ任セ其方法ニ付テハ干涉ス可カラスト雖モ成ルヘク現場ニ立會ヒ其結果ヲ得ルコトニ注意スヘシ

第九十七條 鑑定ノ手續、時間及ヒ其結果ハ鑑定人ヲシテ鑑定人ニ記載セシメ其結果分明ナラサルトキハ其推測スル所ヲ記載セシムヘシ
數名ノ鑑定人ヲ命シタル場合ニ於テ各意見ヲ異ニスルトキハ各自ニ鑑定書ヲ作ラシメ又ハ一個ノ鑑定書ニ其意見ヲ記載セシムヘシ

鑑定書ニハ鑑定セシ年月日ヲ記載シ署名捺印シ每葉ニ契印セシム可シ

第九十八條 鑑定書ニ不明、不備ノ點アルトキハ更ニ其説明書ヲ作ラシメ鑑定書ニ添置クヘシ

第四章 被告人逮捕

第九十九條 禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ現行犯、准現行犯ニシテ被告人現場ニ在ルトキハ直チニ之ヲ逮捕ス可シ但被告人ノ身分又ハ事件ノ摸樣ニ因リ其逮捕ヲ必要トセサルトキハ此限ニアラス

第一百條 現行犯、准現行犯ニ付キ被告人ヲ追跡スル場合ニ於テハ其追及シ

タル場所ノ如何ニ拘ハララス直チニ之ヲ逮捕スルコトヲ得但日出前、日没後ハ戸主又ハ之ニ代ハル可キ者ノ承諾アルニ非サレハ他人ノ家宅内ニ進入ス可カラス

第一百一條 被告人ヲ逮捕スルニハ成ル可ク穩當ノ方法ヲ用フベシ

被告人兇器ヲ持シ抗拒スル場合ニ於テ已ムコトヲ得ス劍銃等ヲ用フルモ決シテ自衛ノ區域ヲ踰ユベカラス

第一百二條 假豫審ノ場合ニ於テハ現場ニ在ラサル被告人ニ對シ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

被告人他ノ管轄地内ニ在ルトキハ其地ノ司法警察官ニ勾引狀ヲ送致シ其執行ヲ囑託スベシ

若シ其事件急速ヲ要スルトキハ巡查、憲兵上等兵ヲシテ勾引狀ヲ帶行セシメ又ハ電報ヲ以テ逮捕ノ處分ヲ囑託スルコトヲ得其囑託ヲ受ケタル司法警察官ハ其名ヲ以テ勾引狀ヲ發スベシ

第一百三條 勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ハ護送途中及ヒ引致シタル時ヨリ四十八時間内ハ留置場ニ入レ置クコトヲ得

第一百四條 勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ釋放ノ場合ヲ除ク外前條ノ期限内ニ檢事局ニ送致スルノ手續ヲ爲スベシ

勾引狀ナクシテ被告人ヲ逮捕シタル場合ニ於テモ亦同シ

第二百五條 常人ニ於テ現行犯、准現行犯ノ被告人ヲ逮捕シ之ヲ引渡サントスルトキハ成ルベク其便宜ヲ計リ速ニ之ヲ受取ルベシ

第二百六條 現行犯、准現行犯ニ付キ巡查、憲兵上等兵又ハ常人ヨリ被告人ヲ受取リタルトキハ逮捕ノ事由及ヒ申告ノ趣旨ニ付キ調書ヲ作ルベシ
逮捕ヲ爲シタル者ヨリ手續書ヲ差出シタルトキハ其相違ナキヤ否ヤヲ取調ヘ之ヲ調書ニ添置クベシ

第二百七條 勾引狀ニハ被告事件、被告人ノ氏名、職業、住所及ヒ年月日時ヲ記載スベシ其氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格等ヲ明示スベシ
第二百八條 勾引狀ハ巡查、憲兵上等兵ヲシテ之ヲ執行セシムヘシ

第五章 被告人訊問

第二百九條 假豫審ニ於テハ取證ノ機ヲ失セス且被告人ノ利益ヲ損セサル爲メ先ツ被告人ヲ訊問スヘシ但檢證、搜索、物件差押及ヒ證人訊問ニ付キ急遽ヲ要スル場合ハ此限ニ在ラス

第三百十條 被告人ニハ先ツ左ノ事項ヲ訊問スヘシ

- 一 氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地
- 二 有位又ハ帶勳者ナルヤ否
- 三 前科ノ有無若シ前科アルトキハ其罪名、刑名、裁判言渡ヲ爲シタル廳名及ヒ其年月日

第三百十一條 被告人ヲ訊問スルニハ穩和ヲ旨トシ且其年齢、身分、性質等ヲ斟酌シ一樣ノ訊問ヲ爲スヘカラス

第三百十二條 訊問ヲ爲スニハ平易ノ語ヲ用ヒ濫ニ法律ノ成語等ヲ用フヘカラス又簡明ヲ旨トシ勉メテ疑似ニ涉ルコトヲ避クヘシ

第三百十三條 被告人ニハ自由ニ發言セシムヘシト雖モ餘事ニ涉ラサシメザルコトニ注意スヘシ

第三百十四條 訊問ハ一事項毎ニ其端ヲ更メ成ルヘク同時ニ數事項ヲ訊問スヘカラス

數罪俱發ノ場合ニ於テハ成ルヘク一罪ノ訊問ヲ終リタル後他罪ニ及フヘシ

第三百十五條 數人共犯ノ場合ニ於テハ成ルヘク各別ニ訊問シ其通謀ヲ防クヘシ且輒ク事實ヲ得ヘシト思料スル者ヨリ訊問ヲ爲スヘシ

第三百十六條 證憑物件ハ時機ヲ計リ之ヲ被告人ニ示シ其辯解ヲ爲サシムヘシ

第三百十七條 事實發見ノ爲メ必要ナル場合ニアラサレハ被告人ヲシテ他ノ被告人又ハ證人ト對質セシムベカラス

第三百十八條 第九十二條ハ被告人訊問ニ付テモ亦之ヲ適用スヘシ
第三百十九條 被告人ノ舉動ハ事實發見ノ端緒トナルコトアルニ因リ其言語

、氣色等ニ注意スヘシ

第二百十條 被告人ノ白狀アリト雖モ、一概ニ眞實ト做スヘカラス其白狀ニ適應スル證據ノ有無ヲ取調フルコトニ注意スヘシ

第二百十一條 訊問ニ付テハ即時ニ其調書ヲ作り問答ノ始末及ヒ被告人ノ舉動等遺漏ナク記載スヘシ

第九十三條ノ手續ハ被告人訊問調書ニ付テモ亦之ヲ適用スヘシ

第十九款 非現行犯ニ關スル假豫審

▲警訓第四十一號 (明治廿六年十月卅一日)

司法警察取扱上ニ關シ本年一月警規第一號訓示ノ次第モ有之候處今般司法警察官執務心得訓令相成且當地方裁判所檢事正ヨリ照會ノ趣モ有之候ニ付非現行犯ニ關スル聽取書ハ左ノ例ニ據リ又現行犯准現行犯ハ臨檢セサル場合ト雖モ右訓令ノ趣旨ニ依リ假豫審ノ處分ヲナスヘキ義ト心得ヘシ
右各署ニ訓示ス

聽取書

何府縣何町村番地^{華士族}平民何某ハ(何某)何事件ニ付本職ノ通知ニヨリ

出頭シ(又ハ何所ニ於テ)左ノ通陳述ヲナシタリ

一云々(被告人、証人等ノ陳述ノミヲ記ス又事實繁雜若クハ)綜錯スルモノハ其陳述ヲ數項ニ分記スルヲ可トス

何警察署(又ハ何所)ニ於テ

明治 年 月 日

警部 何 某 印

第二十款 被告事件ノ送致押^ル物件目錄記載方

▲警第九百五十七號 (明治廿六年十月三十一日)

被告事件送致ノ節差押ヘタル物件目錄書中ニ其差押年月日及場所並ニ所有主ノ氏名等記載相成度旨安濃津地方裁判所檢事局ヨリ照會有之候間右様御取扱有之度從命此段及通知候也

第二十一款 逃走囚捕獲ノ節報告ノ件

▲警訓第二十八號 (明治廿七年九月十九日)

逃走囚捕獲報告方ノ件ニ付其筋ヨリ訓令ノ次第モ有之候ニ付自今他府縣監獄ヨリ逃走シタルモノヲ捕獲シタルトキハ其屬籍氏名刑名刑期逃走并ニ捕獲ノ年月日ヲ記シ速ニ報告スヘシ
右各署長ニ訓示ス

第二十二款 檢事正打合セ事項

▲警第二千二號 (明治廿八年五月三十日)

本月十六日安濃津地方裁判所へ會同ノ節打合事項筆記別紙山口檢事正ヨリ送付越候條此段及御通知候也

明治廿八年五月三十日

保安課長 永田 幸太郎
警部

各警察署長分署長殿

(別紙)

安濃津地方
方檢事局 貳イ六一〇號

本月十六日各警察署長會同ノ節打合セ候事項別紙筆記ノ通ニ付此段及御通牒候也

安濃津地方裁判所

明治廿八年五月廿五日

檢事正 山口 長信

三重縣警部長岩下敬藏殿

明治廿八年五月十六日安濃津地方裁判所ニ於テ檢事司法警察官會同ノ際檢事正ノ口演及質議事項ノ要領ヲ錄取スル左ノ如シ

- 一 近頃司法警察上取扱ニ關シテハ追々緻密ノ注意ヲ要スルコトニナリ一點ノ瑕瑾モ裁判破毀ノ原由トナル場合往々之アリ蓋シ取扱上注意シ一點ノ瑕瑾ナキヲ期スルハ他日法權恢復ノ日ニ於テ益裁判ニ信用ヲ重スルハ勿論ナリト雖モ刑事上着手ノ初ハ司法警察官ノ取扱上ニ屬シ其信用如何ニ關スルトモ多キヲ以テ愈慎重ヲ加ヘ内外人ノ差別ナク一途ニ取扱ヲ爲スモ何等ノ差支ナキ様致シタシ是レ些細ノ事柄迄モ互ニ打合セ敏速嚴格ニ取扱上ノ完全ヲ望ム所以ナリ
- 一 法律上ニ就キ檢事ト警察官ノ間ニ於テ時ニ法律ノ解釋ヲ異ニスルコトアル

ハ免レサル所ナリト雖モ警察署ヨリ逮捕シテ送致スル被告人ヲ檢事ニ於テ一應取調ヘ直チニ解放シ不起訴ノ處分スル場合ノ成ルヘク少ナカラシトテ希望ス就テハ檢事ニ於テ不起訴トセシ事件ニ付疑点ノアルトキ權限上ニハ關セス單ニ他日取扱上講究ノ爲メ口頭若クハ書簡ヲ以テ十分論議セラル、様致タシ左スレハ互ニ意見通暢シテ事務上講究ノ一端トモナルヘシ

一 書類調製上ノ注意モ種々アレトモ就中警察ニテ作りタル聽取書又ハ聞取盜難届ニ付其本人ヲ公判廷ニ呼出ス場合ニ於テ萬一聽取書等ヲ全然認メサル如キコアリテハ嚴格ナル警察ノ書類ニ對シ信用ニ關スルコトアルヘキヲ以テ書類調製上ハ一層留意セシラタシ

一 現行犯逮捕及告發調書ノコトハ是迄モ追々打合セ致シ置タレトモ頃日一二ノ調書ヲ見ルニ中ニハ盜難届ニ依リテ捜査ニ着手シ翌日某所ニ被告人居合タルヲ以テ犯人ト思料云々トアリテ準現行犯タルノ所以ヲ知ルニ由ナキモノナシトセス是等ハ必ス耻ヲ携帶シ居タルヘキニ其事項ノ漏レシニ外ナラサルヘシト思考スルニ付調書ヲ作ル際注意スヘシ

一 搜查權ハ檢事ト司法警察官ニ在リテ他ニハ之ナキヲ以テ若シ豫審判事等ヨリ照會シテ捜査シタルコトアル場合モ其書類ハ檢事宛ニテ送致アリタシ一令狀執行方法ヲ各警察署一体ノ手順取定メ置カレタシ且ツ執行ニ關スル

書類ハ檢事ニ差出ストセラレタシ
 一 監視違犯得遺失物等ノ如キ犯罪ハ其犯狀ヲ考量シ二月以下ニテ處分スヘキモノハ區裁判所ニ送致スル様取扱アリタシ
 一 違警罪即決ニテ勾留ニ處シタル者其執行中輕罪以上ノ犯罪被覺シ送致スルトキハ刑期計算ノ都合アルニ付必ス即決裁判ノ言渡書謄本ヲ同時ニ送ラレタシ
 一 摸造紙幣ハ是迄紙幣偽造罪ヲ以テ處分シ來リシ故紙幣ニ因テ得タル贓額ヲ知ルノ必要ヲ感セサリシモ其取締法發布後ハ摸造紙幣ヲ以テ財ヲ得タル者ハ詐欺取財ノ處分ヲ爲スヘキニ付贓額ヲ必要トス又嬰兒壓殺ハ分贓前多少ノ豫謀アルモ産所ニ於テ即時殺セシモノハ故殺罪ナリ最モ取扱上心得迄ニ一言申述フ
 右ノ外刻下心付キタル廉ナキヲ以テ諸君ヨリ打合せラル、事項アラハ承リタシ
 問 豫審判事ヨリ發シタル令狀ヲ執行シタルトキハ被告人モ書類ト共ニ檢事ニ送致シ差支ナキヤ
 答 刑事訴訟法第七十三條一項ニ被告人ハ判事ニ引致スヘシトアルモ同第八十三條二項ニハ執行ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出スヘシトアルヲ以テ書類ト同時ニ被告人ヲ檢事ニ引致スルモ妨ケナシ

問 贓金ヲ以テ買取リタル物件及贓物ヲ賣却シテ得タル金錢ヲ被告人ニ於テ所持スルトキハ何レノ場合ニ於テモ承諾上被害者ニ返還セシムヘキヤ
 答 承諾上返還セシムルハ被害者保護ノ趣旨ニ出ツルモノナレハ些少ノ物又ハ遠隔ニテ還付ノ爲メニ却テ被害者ニ不便宜ナルトキハ返還ニ及ハス
 問 前項ニヨリ被害者ニ返還セシメタルトキハ其顛末ヲ記録ニ顯示スヘキヤ
 答 事務取扱庶書第十九項但書ノ如ク受書等ハ徴セサルモ刑ノ適用上參考トナルコト少カラサルヲ以テ送致書ノ末尾ハ其旨附記セラレタシ
 問 警察署ニ於テ違警罪事件ニ付拘留刑執行中輕罪事件發覺セシキハ其執行ヲ終ラサル前被告人ヲ送致スルモ差支ナキヤ
 答 一件記録ニ違警罪判決書寫ヲ添ヘ送致シ被告人ハ直ニ裁判所々在ノ監獄ニ移監スヘシ左スレハ檢事ハ右刑期滿限ノ上令狀ヲ執行スヘシ
 問 例ヘハ山田ニテ娼妓稼中ノモノ逃走シテ一身田ニ來リ右逃走ノ事實ヲ隠シ更ニ娼妓鑑札ヲ受ケタルモノハ刑法第二百十四條ノ犯罪ヲ構成スルヤ
 答 娼妓タリシコトハ法律上ノ身分ヲ詐リタルミアラス且詐欺ノ所爲ト認ム

問 へカヲサルヲ以テ其犯罪トナラス
 現行犯ノ取調ヲナスニ當リ立會人ヲ要セサル旨先般香川縣ノ伺ニ對シ
 司法省ヨリ指令セラレタルモ尙立會人ヲ要スヘキヤ
 答 該指令ノ通り立會人ヲ要セス
 問 被告人贓物ヲ携帶シ竊盜ノ事實ヲ自認スルモ被害者不明ナルトキハ處
 分スルコトヲ得サルヤ
 答 拘摸ノ如キ犯罪ニシテ容易ニ被害者ヲ知ル能ハサルモノハ處分スルヲ
 得ヘシ
 問 數個所ノ神社ニ於テ賽錢ヲ竊取シ被告人之ヲ自白スルモ其贓金ノ何レ
 ノ社ニ屬スル部分ナルヤ判明セサルモノハ處分スルヲ得サルヤ
 答 部分ハ判明ナラサルモ賽錢竊取ノ証憑アレハ處分スルヲ得ヘシ
 問 貸座敷營業取締規則違反ハ雇人ノ所爲ト雖雇主ヲ罰スヘキヤ
 答 然リ營業主ヲ罰スル意見ナリ
 問 軒下ニ吊シアル衣類ヲ盜ミタルハ屋內盜ナルヤ
 答 屋外盜ナルヘシ闕チ家屋ノ内外ノ區域トスレハ可ナラン
 問 漁車又ハ劇場ニ於テナシタル竊盜ハ何レモ屋內トスヘキヤ
 答 漁車ハ建造物ニアラサルヲ以テ屋外竊盜トス劇場ハ建造物ナルヲ以テ
 無論屋內盜ナルヘシ

問 違警罪即決例ニヨリ處分スヘキ事件ニシテ其被告人他ノ警察署内ニ居
 住スルトキハ其事件ノ處分方ヲ囑托スルヲ得ルヤ
 答 被告人所在地ナレハ正式裁判請求スルニ至テモ差支ナキヲ以テ囑托ス
 ルヲ得ヘシ
 問 娼妓逃走シテ(區域外ニ)檢梅ノ期日ニ出頭セサリシモノハ娼妓貸座敷
 取締規則第十八條第四十五條ノ違反ナルカ又ハ第四十五條ノミノ違反
 ナルヤ
 答 刑法第一百一條ニ依リ各別ニ處分ス、本問ハ明治二十六年五月廿六日付
 警部長へ通牒シ置タルニ付定テ通達アリシナラン
 問 藥品營業并ニ藥品取扱規則違反ハ雇人ノ所爲ト雖モ雇主ヲ罰スヘキヤ
 答 雇人一已ニ爲シタル所爲ハ其責ヲ雇主ニ負ハシムルヲ得サルヘシ
 問 監視中ノ者其月十五日前一回モ出頭セスシテ十五日後二回出頭セハ監
 視規則違反ニアラサルヤ
 答 前半月間一回出頭セサルトキハ犯罪成立ス但他ノ犯罪ト共ニ發覺スル
 カ又ハ一月二回出頭セサルニ至テ告發スル方穩當ナラン
 問 家屋ヨリ河上ニ差掛ケタル屋蓋ノ下ニ圍ヒテナシ養成スル魚ヲ竊取シ
 タルモノハ屋外盜ナルカ將タ屋內盜ナルヤ
 答 家屋ヨリ河中へ差掛ノ屋蓋下ナリト雖其水中ニ於ケル圍繞ハ魚ヲ生養

スルノ要ニ外ナラサルヲ以テ建造物外ト看做ス方穩當ナルヘシ

問 贓物ト思料シ又ハ身分不相應ナル物件ヲ携帯シ及典賣交換シ若クハ金
錢ヲ浪費スルモノアルヲ認知シ一應之ヲ聞糺シ答辭ノ曖昧ヲ逃走セン
トスルトキハ准現行ノ處分スヘキヤ

答 身分不相應ナル金錢物件ヲ携帯シ典賣交換シ若クハ浪費スル場合ニ於
テ其金錢物件ヲ贓物ト思料シタルトキハ准現行犯トス

問 搜查處分トシテ證人鑑定人及被疑人一定ノ住所ナク又ハ逃走ノ恐アリ
ト認ムル場合被疑人承諾セハ巡查ト共ニ所轄裁判所檢事局ニ至ラシメ
事件ノ引渡ヲ爲スモ差支ナキヤ

答 又タ事件一切ノ書類ヲ送付スルノ暇ナキ時機緊急ナル場合ニ於テハ電
報ヲ以テ合狀ヲ請求スルモ差支ナキヤ

問 前項ハ差支ナシ後項豫審判事所在地ノ檢事局ニ對シテハ差支ナシ

答 警察報ニ登載スル欠席裁判ニ係ル被告人ヲ發見シ逮捕狀ヲ請求スルノ
暇ナキトキハ檢事局ニ引致シ逮捕狀ヲ受取り執行シテ差支ナキヤ

問 差支ナシ

答 換刑命令ノ執行ヲ受クヘキ者他行シ立歸ルヘキ見込ナキトキハ一旦其
命令書ヲ檢事局ニ返還シ置モ差支ナキヤ

問 差支ナシ但其人名ハ警察署ニ記録シ置カレタシ

第二十三款 犯罪特報規定

▲三重縣訓令乙第四百八號 (明治廿八年五月廿九日)

警察署
警察分署

犯罪特報規定左ノ通相定ム

犯罪特報規定

- 第一條 特報スヘキ事故ハ左ノ如シ
 - 一 謀故殺傷放火強盜其他ノ重罪
 - 二 官吏公吏ノ犯罪官吏公吏ニ對スル犯罪
 - 三 竊盜詐欺取財等被害品見積價格三拾圓以上其他犯狀特ニ重キモノ
 - 四 前三項ノ犯人ヲ逮捕シタルトキ
- 第二條 特報ハ事件ノ大小緊急ニ依リ電信態夫郵便等ノ別アリト雖トモ總
テ速達ヲ勉ムヘシ
- 第三條 特報ハ警察部隣接警察署分署及ヒ發見上必要ト認メタル警察署分
署(隣接セル縣亦全シ)ニ通報スヘシ
- 但重要ナル犯罪ハ現行ノ場合ニ於テ逮捕スルモ特ニ警察部ニ通報スヘ
シ

第四條 警察署ヨリ駐在所ニ駐在所ヨリ警察署ニ通報ノ手續ハ警察署ニ於

テ適宜規定スヘシ

第五條 第一條第一二三項ハ甲號書式第四項ハ乙號書式ニ依リ特報スヘシ
第六條 甲乙號書式記入方ハ左ノ例ニ依ルベシ

犯罪特報

- 一 第一欄ニハ其日時ヲ記入ス日時ヲ確知シ得サルトキハ見込ヲ記入シ其旨附記スヘシ
- 一 被害品ハ其種類員數ヲ記入シ殺傷ニ係ル創傷ノ模様ハ第五欄ニ記入スヘシ
- 一 第六欄ニ記入スヘキ年齢ハ必要アルモノニ限り記入スヘシ
- 一 種別ノ各欄ニ記入シカタキモノ及ヒ事實ノ參考トナルベキモノハ備考欄ニ記入スヘシ

逮捕特報

- 一 第一欄ニハ犯罪特報ヲ發セシ署名又ハ警察部通知ノ旨ヲ附記スヘシ
- 一 種別ノ各欄ニ記入シカタキモノ及ヒ事實參考トナルヘキモノハ備考欄ニ記入スヘシ

甲

明治 年 月 日	(何々)犯罪特報	警察署(又ハ分署)
犯罪年 月 日	犯罪場所 犯罪状況	犯罪者住所
犯罪日時	犯罪者住所 氏名 年齢 相貌	被害金品 年 被害者住所 氏名

號

考備	

乙

明治 年 月 日	(何々罪)犯罪逮捕特報	警察署(又ハ分署)
逮捕月 日	逮捕原由	犯罪特報年月日又
逮捕場所 氏名 年齢	犯罪特報年月日又	被害者住所 未逮捕共犯 者ノ氏名

第二十四款 司法警察執行手續

▲三重縣訓令乙第六百二十一號 (明治廿八年九月十一日)

警察 署
警察 分署

司法警察執行手續左ノ通相定ム

司法警察執行手續

- 第一條 此手續ハ刑事訴訟法警察官職務心得規定外ノ事項ヲ輯メ以テ司法警察ノ手續ヲ補足スルモノトス故ニ對照處分スルヲ要ス
- 第二條 巡查現行犯罪アルコトヲ認知シ檢証處分ヲ要スルモノト思量シタルトキハ一面署長ニ報告シ一面証據ノ散失ヲ制シ兼テ犯者ニ注意スヘシ檢査處分ヲ爲スニ足ラスト認ムルモノハ犯罪ノ場所方法等一切ノ狀況ヲ詳査シ之ヲ署長ニ報告スヘシ
- 第三條 巡查非現行犯ノ端緒ヲ認知シタルトキハ直ニ捜査ニ從ヒ其事實ノ顛末ヲ署長ニ報告シ他ハ得ル所アル毎ニ報告スヘシ
- 第四條 前條ノ場合ニ於テ上官ノ踏査ヲ要スルモノト認ムルトキハ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ
- 此場合ニ於テ犯所ヲ踏査シタルモノハ現場ノ模様ニ關スル實檢書ヲ作ルヘシ
- 第五條 巡查現行犯准現行犯ヲ含ム以下同シ者ヲ逮捕シ令狀ヲ執行シ又ハ現行犯者ヲ請取りタルルハ速ニ其所持品ヲ檢査シ被告人ノ自儘ナラサル様措置スヘシ

- 第六條 巡查令狀執行ノ命ヲ受ケタルトキハ直ニ執行ニ着手スヘシ若シ被告人居合サ、ルトキハ立歸ルヘキ見込ノ有無ヲ署長ニ報告スヘシ被告人疾病ヲ中立執行ニ應セサル場合ニ於テ全ク重症ナリト認ムルトキハ醫師ノ診斷書ヲ付シタル書面ヲ徵シ署長ニ報告スヘシ
- 前兩項ノ報告ヲ受ケタル署長ハ其旨速ニ所轄裁判所檢事局ニ通知スヘシ
- 第七條 巡查令狀ヲ執行スヘキ被告人議會議員ニシテ議場ニ在ルトキハ議長ニ令狀ヲ示シ承諾ヲ得テ執行スヘシ
- 第八條 巡查現行犯ノ被告人ヲ常人ヨリ受取りタルトキハ所屬署ニ引致シ引渡ヲ受ケタル報告書ヲ作り提出スヘシ
- 但逮捕者同行ノ必要アルニ際シ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムトキハ之ヲ引致スルモ妨ケナシ
- 第九條 巡查罰金ノ刑ニ該ルヘキ輕罪ノ現行犯アルヲ認知シ之ヲ告發スルトキハ警察署ヲ經由スヘシ
- 第十條 巡查被告人ヲ逮捕シ其證據物件ヲ押收シタルトキハ所屬署ニ引致シタル際必ず署長若クハ主任官ニ提出スヘシ
- 第十一條 巡查非現行犯ニ關スル書類ヲ提出スルトキハ總テ捜査報告書ト題スヘシ但數次ニ涉ルトキハ第何回ノ文字ヲ冠スヘシ
- 第十二條 被告人證人等ノ陳述ニ關スル調書若クハ聽取書ハ成ルベシ署長

又ハ次席警部ニ於テ之ヲ作ルヘシ

第十三條 檢書調書ハ現場ニ於テ調製スヘシ若シ現場ニ於テ直ニ調製シ難キトキハ被告人証人事實參考人作言シテ事實ヲ失ハサル様相當ノ取締ヲ爲スヘシ

第十四條 檢証ヲ修了シタル屍ハ親屬ニ交付スベシ若シ親屬ニ交付シ難キモノアルトキハ市町村長ニ交付シ受取証ヲ徴シ親屬ヨリ届出タル者ヲ除ク一件書類ト共ニ所轄裁判所檢事局ニ送致スヘシ

第十五條 受理シタル告訴告發犯罪ヲ構成シタルトキハ其事由ヲ告訴告發ニ注意シ尙取テ下ヲ爲サ、ルニ於テハ意見ヲ付記シ其事件ヲ管轄裁判所檢事局ニ送致スヘシ

第十六條 非現行ニ屬スル事件ハ成ルヘク証憑ヲ蒐集スルヲ以テ先トシテ被疑人ノ取調ヲ後ニスヘシ

第十七條 贓物ニ因リ得タル金額物件ヲ携帯スル被告人其ノ金額物件ヲ被害者ニ交付スルコトヲ承諾スルトキハ之ヲ受授セシムヘシ

但成ルベク承諾セシメ被害者ヲ保護シ受授ニ關スル書面ヲ徴シ一件書類ニ添付スルヲ要ス

第十八條 毆打創傷事件ヲ送致シタルトキハ時々被害者ノ狀況ヲ視察シ其疾病休業期間並ニ全癒ノ口時及癒後ノ結果ヲ管轄裁判所檢事局ニ報告ス

ハシ

第十九條 被告人ヲ逮捕シタル事件煩雜ニシテ定規ノ時間ニ送致シ難キトキハ其旨管轄裁判所檢事ニ報告スヘシ

第二十條 被告人懲治場ニ入ルヘキ幼年者ナルトキハ事件ノ輕重ニ拘ラズ管轄區裁判所檢事局ニ送付スヘシ

第二十一條 被告人被監視者ナルトキハ監視ニ關スル書類ヲ被告事件ト共ニ管轄裁判所檢事局ニ送致スヘシ

第二十二條 身体ニ創傷シタル犯罪事件ニ付テハ身体圖面ヲ作り創傷ノ狀況ヲ記入スヘシ

第二十三條 裁判所構成法第十六條第三號ニ該ルヘキ犯罪ニシテ二月以下ノ刑期ヲ適用スヘキモノト認メタルトキハ直ニ管轄區裁判所檢事局ニ送致スヘシ

第二十四條 三歳以上ノ幼兒ヲ引連レタル被告人ヲ引致シ其家元親屬ノ引渡スヘキモノナキトキハ逮捕又ハ拘引セシ地ノ町村長ニ引渡スヘシ

第二十五條 前條ノ引渡ヲナシタルトキハ町村役場ヘ左ノ事項ヲ通知スヘシ

- 一 族籍姓名
- 二 親子ノ年
- 三 引致ノ理由

四 親屬アルモノハ其族籍姓名及續キ柄
五 家出ノ始末

第廿六條 報知書ハ左ノ書式ニ依リ郵便ヲ以テ發送シ又ハ巡查巡行ノ序ニ
送達スル等適宜ノ取扱ヲナスヘシ

報知書

一何々ノ件

右事件ニ付來ル何月何日午(前後)何時當署へ出頭可有之此段報知候也
但出頭之節此書面差出スヘシ

年月日

三重縣何警察署

宛

第廿七條 留置人名簿ヲ備ヘ被告人ヲ引致シタル都度記入スヘシ

第廿八條 被告事件ヲ送致シタルトキハ左記ノ各項ヲ調査シ指定シタル官

衙ニ送致スヘキ旨被告人在籍ノ町村役場ニ照會スヘシ但戸口調査簿ヲ以
テ證明シ得ヘキ者ハ其寫ヲ以テ代用スルモ妨ケナシ

一住所

一身分職業

一生年月日

一戸主又ハ子弟

一位勳

一本人在否

一資力

一前科

(被告事件送致書式)

被告事件送致書

何縣何郡市何町村大字何平民

何 之 誰

年 月

右當署巡查何某逮捕告發候ニ付假リニ豫審候處

第一 年月日自己所有ノ鑿ヲ以テ何郡何村大字何何之誰土藏ノ壁一尺

四方切破リ忍入り箆筒ニ在リシ衣類幾點(價格若干)ヲ竊取ス

第二 年月日時何郡村大字何之誰締リナキ表戸口ヨリ忍入り店ノ間帳

箆筒ノ抽斗ニアリシ金何圓何錢ヲ竊取ス

其證憑ハ別紙書類並ニ目錄ノ物件ニ有之候條被告人ト共ニ送致候也

署 印 年 月 日

何警察署長

警部

何

某

地方裁判所檢事正宛

(逮捕告發調書式)

逮捕及告發調書

何町村駐在巡查何某明治何年何月何日日時當署ニ出頭シテ曰ク
 本職本日午前第三時頃部内何町村社何之森ノ西手何村へ通スル里道夜
 警中何ノ森樹間ヨリ微カニ火光ノ漏ル、ヲ認メ徐ニ近寄り偵フニ紺腹
 掛及ヒ袴纏ヲ着セシ車夫体ノモノ衣類ナレハ凡ソ二三十點モアラン風
 呂敷ヲ傍ニ置キ吸煙シツ、アルニ付其前面ニ到リタルニ忽チ逃去ラン
 トスルニ依リ袂ヲツカミ引留ムル際彼ノ懷中ヨリ手拭ニ卷キシモノ落
 セシ故之ヲ檢スルニ鑿并ニ小鋸ナルヲ以テ其何用ニ供スルモノナルヤ
 チ問フニ大工職ニシテ他所へ移住セントスル旨陳述セリ然レトモ鑿等
 ト衣類ノ風呂敷包ヲ携帶スルヲ以テ必然竊盜犯ハト思料シ刑事訴訟法
 第五十七條第二項同第五十八條第一項ニ依リ被告人ヲ逮捕シ直ニ當署
 ニ引致シタリ依テ告發ス

右陳述ヲ聽キ刑事訴訟法第五十九條第二項ニ據リ茲ニ逮捕及告發ニ付テ
 ノ調書ヲ作り共ニ署名捺印スル者也

明治 署
 印 何年何月何日何時於何警察署

警部 何 某
 巡查 何 某

(假豫審訊問調書書式)

被告何某假豫審訊問書

問 氏名年齢身分職業住所出生ノ地ハ如何
 答 何某何歳何月生平民大工職何縣何國何郡何町村大字何出生ノ地何國
 何郡何町村大字何
 問 官位勳又ハ公職ノ關係ナキヤ
 答 無之候
 問 是迄處刑ヲ受ケタルコトナキヤ
 答 何裁判所ニテ明治何年何月ニ竊盜ノ科ニヨリ重禁錮ニヶ月十五日監
 視六ヶ月ニ處セラレタリ
 問 何處ヨリ何處ニ行ク積リナリヤ
 答 本籍地ヨリ何縣何地へ移住スル積ニテ何村ノ森迄來リシ處引致セラ
 レタリ
 問 何時頃何方ノ家宅ヲ出立シタルヤ
 答 昨夜宵ノ内ニ宅ヲ出立シ夜徹シニ何村ノ森ノ所マテ來リタリ
 問 何々

答 何々

右讀聞セタル處無相違旨申立ルニ付共ニ署名捺印スル者也

明治何年何月何日於何警察署
署
印

警部 何 某
被告人 何 某

(調査聽取書式)

證人何某聽取書

何縣何郡市何町村番屋敷平民職業何某何歲何月生何々事件ニ付本職ノ通知ニ依リ出頭シ(又ハ何所ニ於テ)左ノ通り陳述ヲ爲シタリ

一 自分儀ハ本月何日某地ニ往クヘキ目的ヲ以テ自宅ヲ出タル處途中何日某所ニ於テ何某ニ出合ヒ何某ヨリ大廟參拜ノ儀ヲ勸誘セラレタルニ付之ニ應シテ當地方ニ參リシナリ

一 何某ハ自分トハ住所ヲ異ニ致スモノナレトモ五六年前東京ニ於テ同一ノ下宿ニ居リシコトアリ至極懇意ニ致シタルコトアルモノナリ

一 何某ハ何日同宿人ノ物品ヲ盜ミ取リシ杯ハ萬々ナシト存スレトモ考フレハ同夜午後十一時ト十二時ノ間ニ於テ使用ニテモ參リシカト思フ時間居室ヲ出テタルコトアリ

所	數度		釋	留	引致人氏名	罪名	第 號	縣府	市郡	町大字	番屋敷
	夕	朝									
	月	日	年	年	年	年					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					
	月	日	月	月	月	月					
	日	時	日	日	日	日					

持品目録		取扱人姓名認印
巡査	前記之金品目前ニ於テ御改御領置相成候也 明治 年 月 日 被告人自署拇印	巡査
巡査	前記之金品目前ニ於テ御改御下渡相成正ニ領收候也 明治 年 月 日 被告人自署拇印	巡査

第二十五款 犯罪捜査簿取扱例

▲三重縣訓令乙第六百二十二號 (明治廿八年九月十一日)

警察署 警察分署

犯罪捜査簿取扱例左ノ通相定ム

第一條 本簿ハ警察署分署巡査派出所巡査駐在所ニ於テ調製スヘキモノト

ス

第二條 警察署分署ハ其直轄内ニ於テ生シタル事件ヲ記入シ巡査派出所巡査駐在所ハ受持部内ニ於テ生シタル事件ヲ記入スヘシ

第三條 本簿ハ重罪輕罪ニカ、ル事件ヲ記入シ重罪輕罪ニ分子見出テ附スヘシ

但記入事件寡少ナルトキ數年一冊ト爲スコトヲ得

第四條 犯罪事件ニシテ巡査派出所巡査駐在所ヲ經由セス直接警察署分署ニ於テ受理シタルトキハ管轄巡査ニ通知シテ記入ノ手續ヲナサシムヘシ

第五條 派出所巡査駐在所ニ於テ重罪輕罪事件ノ捜査ヲナシタルトハ其要領ヲ所屬署ニ報告スヘシ之ヲ受ケタル署ハ備置ノ犯罪捜査簿ニ摘寫スヘシ但事件輕易ニシテ捜査上必要ナラスト認ムルトキハ本項ノ摘寫ヲ略スルコトヲ得

第六條 犯罪覺知ノ原由及ヒ年月日ノ欄ニハ告訴發現行犯或ハ自首等ノ區分ヲ記入スヘキモノトス

第七條 犯狀徵憑ノ欄ニハ犯罪ノ狀况及ヒ被害物品ノ大畧又被告人ノ欄ニハ共犯人ノ氏名ヲ聯記スヘシ
但事件ノ情實ニヨリ空欄ノ生スル場合ハ便宜更正シテ該欄ニ併記シ又

ハ該欄左側境界線ニ堅固ナル附箋ヲナシ之ニ補記スルモ妨ケナシ
 第八條 檢事局へ送付セシ年月日ノ欄ニハ書類ノミ送付セシトキハ年月日
 書類ノミ送付ト記スヘシ
 第九條 時効確定判決其他ノ原因ニヨリ捜査權消滅シタルトキハ表面上端
 ヲ右下端へ掛ケ朱線ヲ書スヘシ
 第十條 本簿施前ノ重罪輕罪ニシテ未タ捜査權ノ消滅セサルモノハ便宜ノ
 方法ヲ以テ取調へ本例ニ準シ取扱フヘシ
 第十一條 各受持區ノ在籍者ニシテ他管下ニ於ケル犯罪ヲ臨知シ若クハ通
 報ヲ受ケ捜査ヲ要スルモノハ前各條ニ倣ヒ記載シ番號ヲ朱記スヘシ

罪名		主任者ノ官氏名		犯罪ノ場所		犯罪ノ年月日		被害者ノ住所氏名		被告人ノ住所氏名年齢	

號

犯人ノ特徴	公訴時効年月日	令狀發布ノ有無	現行非現行ノ區別及逮捕ノ年月日	刑名刑期無罪免訴	檢事局へ送付ノ年月日	捜査ノ經過及其模様	備考

第二十六款 叙功者犯罪取扱方

▲警訓第三十六號 (明治廿八年十月五日)

警察署
警察分署

叙功者犯罪取扱方ハ勳六等以上ノ者ト同一ニスヘシ
右警察署及分署ニ訓示ス

第二章 違警罪及護送

第一款 違警罪目

▲甲第五十六號 (明治十六年七月三日)

明治十四年十二月甲第二百二號當縣違警罪目別冊ノ通改定シ來ル八月一日ヨリ施行候條此旨布達候事但從前ノ達本文ニ抵觸スル分ハ此罪目施行ノ日ヨリ廢止ス

(別冊)

左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス
但刑法ニ正條アルモノハ其本法ニ從フ

- 一 外國人ヲ私ニ雜居セシメタル者
- 二 旅行免狀ヲ持タサル外國人ヲ私ニ止宿セシメタル者
- 三 客店ニ於テ族籍姓名ヲ詐稱シ又ハ之ヲ詐稱シテ物品ヲ賣買シ又ハ典賣シタル者
- 四 強テ合力ヲ申掛ケ或ハ物品ヲ押賣シ又ハ押賣セントスル者
- 五 官署ノ召喚ニ應セサル者
- 六 生河豚ヲ賣買シタル者、但シ乾魚ハ此限ニアラズ
- 七 紙幣ニ擬ハシキ印刷物ヲ製造販賣接受又ハ所持スル者
- 八 死亡届ニ關スル條規ニ違背シタル者
- 九 木曾川淀川及町屋川流域諸山土砂打止ノ爲メ設ケタル作業取締ノ條規ニ違背シタル者
- 十 潛水器使用規則ニ違背シタル者
- 十一 水除ノ爲メ設ケタル物件ヲ撤去シ又ハ之ニ妨害シタル者
- 十二 水車水碓等ニ妨害ヲ爲シタル者
- 十三 川堀下水又ハ田畝中ニ瓦礫土芥或ハ竹木ヲ投入シタル者
- 十四 魚鳥ヲ捕フル爲メ有毒物ヲ用ヒタル者
- 十五 官許ヲ得スシテ魚梁ヲ設ケタル者

- 十七 人ノ漁獵場漁獵具又ハ海藻漁類其他ノ物干場ニ妨害ヲ爲シタル者
- 十八 道路橋梁堤塘ヲ毀損シ又ハ人ノ田圃ヲ掘リタル者
- 十九 道路地内菜蔬豆類ヲ植ヘタル者
- 二十 街路取締規則ニ違背シタル者
- 廿一 漁業取締規則ニ違背シタル者
- 廿二
- 廿三
- 廿四 制止ヲ肯セスシテ人ノ群集シタル場所ニ乘馬シタル者
- 廿五
- 廿六
- 廿七
- 廿八 醬麴ノ製造若クハ販賣ニ關スル條規ニ違背シタル者
- 廿九
- 三十 制止ヲ肯セス喧嘩爭論ヲナシ又ハ之ニ荷擔シタル者
- 卅一 職人日雇稼ノ者等仲間ヲ結ビ他人ノ稼ヲ爲スニ故障シタル者
- 卅二 神佛祭事婚姻祝義等ノ節事故ニ托シテ妨害ヲナシタル者
- 卅二 故ヲニ不實ノ盜難訴又ハ届ヲ爲シタル者
- 卅四 揭示場ヲ汚損シ又ハ之ヲ破毀シタル者

- 卅五 各所ニ榜示セル禁條ヲ犯シタル者
- 卅六 墓地及ヒ埋葬取締規則ニ違背シタル者
- 卅七
- 卅八
- 卅九
- 四十 田圃虫害豫防規則ニ違背シタル者
- 四十一 路上ニ於テ裸体又ハ袒襠シ或ハ臀股ヲ露シタルモノ但街路取締規則ヲ施行スル場所ニ限ル
- 四十二

第二款 違警罪三十五項ノ榜示

▲警第九十二號 (明治十六年九月十二日)

警察署

當縣違警罪目第三十五項各所ニ榜示セル禁條ヲ犯シタルモノトアルハ三重縣名ヲ以テ榜示シタル者ニ限ル儀ニ有之候條爲心得此旨相達候事

第三款 違警罪告發書

▲警規第四十九號 (明治十八年九月三十日)

各課
監獄本署